

330

51

事故本

乱丁

緒言P.5-6

→本編P4-5に

あり.

89.8.2



始



工部局 IHW-51

~~330 51~~

918.5

~~918.5~~

0.81

~~3/4~~

330
51



十

輻

第

四





三十輻 第四

緒言

本冊には補三十輻九部十六卷、百和香三十六部四十四卷を収めたり。魯魚烏焉馬の誤は、三十輻全編を通じて異なる所なく、而も傳寫儼然楷書す。故に漫に私意を挾まむことは、古書翻刻の正旨に非らざるのみならず、非を以て非に代ふるの疑あるを以て、援引本據あるものの外は、濫に手を下すを戒めたり。然れば別本あつて精校を加ふるか、或は註を附して之を校せば、即館本を臺本とせると同一の成果を得、而して原文を紊るの譏を免れん、乞ふ之を諒とせられむことを。

一、夏山雜談五卷 小野高尙著、夏山の言種繁き物語なればとて、夏山雜談と名けしなり、高尙一名を平直方といふ、即ち序文も著者の自序なり、秋山色樹の

寓名を以て、歴史故實等に關し、考證の煩を避けて率直に記述し、而して事頗信憑すべきものあり、本書また隨筆大觀に收めらる。

一、上近衛公書一卷 柴野邦彦撰、天明八年右大臣近衛經熙公に上りし書にして、主として執柄家に輔弼の任を全うせんが爲に、聖賢の學を修めて、徳本を養はむ事を勧めしものなり、小序に見るに高位の儒を待つ情を見るべく、栗山の言恫々款々、儒の高位に對する恭謙にして正言、獻芹の誠掬すべきものあるを見るべし、本書三十幅に逸して、岩橋氏が博搜以つて補ひし所なり。

一、三曉庵隨筆三卷 木村時員著、一名三曉庵雜誌とも云ふ、多く畫事を記し、畫人の逸事を載せたり、本書また日本書畫苑に收めらる。

一、和學辨三卷 篠崎維章著、國史雜史より俚諺の些細に至るまで、世俗の誤を正し、之が解釋をなせり、全篇凡百三十一則といふ。

一、三英隨筆一卷 望月三英著、門人著者が平素の言譚及片簡寸楮を集めて輯録したるものに係る。菅原維則の序あり、古今の醫人を品評すること詳なり、且古文辭學を擧げて王陽明學を抑ふ、衍誤極めて多し、門人の輯録固より然りしものか或は傳寫の災せるものか、例によりて原形を存して、別本の出づるを待つのみ、

一、蕃語考一卷 青木敦書撰、蕃語の種類及其栽培の法を輯録して、之に薩州種藏の法を附せり。衍誤多し、而して次下蕃語錄所收と類似の文あり、一字の相異往々句法に及ぶもの少からず。

一、蕃語錄一卷 松岡成章撰、蕃語に關して諸書を摺摭收輯せるものにて、要は前書の附録として收めしなり。

一、蕃語考補一卷 青木敦書撰、蕃語考の補遺にて前二書の附録なり。以上三種共に衍誤と思はるゝもの多し。

一、渡邊幸庵對話一卷 杉木義隣撰、幸庵年老いて大塚護國寺門前に在りしに、加陽前田綱紀公の歩士杉木義隣就いて其談を聞き、之を記録せるものにて、異聞頗る多し、本書また史籍集覽に收めらる。

一、桑家漢語抄一卷 楊梅大納言顯直著、一條禪關官の祕庫より得る處といふ、舊桑抄齋部祕訓抄等によりて説を立て、我國語源に關する古抄の一なり、惜むらくは蟲損殘缺して全からざること。

一、倭片假字反切義解一卷 耕雲散人明魏著、片假字の反切を詳記せり、されど五十音圖整理以前に屬するを以つて、單に國音研究史の一として温故に備ふ

べきのみ。

一、但馬國太田文一卷 太田政頼の注進せし田文にして、本會刊行の續々羣書類從雜部に收められたるを以て多く贅するに及ばず、但歩を分に作り、郷或は卿に作る、體裁も亦頗る異あり、正に一本として珍とするに足らむ、末に至つて中途殘缺す、今之を補はず原本によれり、相參照して可なり。

一、四方指之事一卷 文治三年の奥書あり、豊州油布院大境四方指の覺書なり、文辭古朴にして通曉し難し。

二、~~喫~~茶往來一卷 玄惠法印撰、

一、酒茶論一卷 沙門蘭叔撰、以上二部羣書類從に收められ、皆人の知る所なり、文中僅に二三の異あり、參照すべし。

三、朝倉敏景條々一卷 本書も羣書類從所收と同文なれども、漢字少くして假字多きを異とす、參照すべし。

一、景勝家法一卷 直江山城守撰、上杉氏の軍法を記したるものにて謙信の遺法ならむといふ、小篇よく要を得たり。

一、楠判官兵庫之記一卷 楠木正成が兵庫にて、恩地に渡したる一卷にて赤

松満祐の秘藏せる處なりといふ。專將たる者の徳と才とを論せり、且之に附するに正成十箇條を以てせり、

一、慕歸繪詞十卷一軸

從覺作、出雲寺派毫攝寺乘專の所望により、著者の記したる勘解由小路中納言法印宗昭一代の繪詞にして、十卷一軸なりといふ、篇中和歌多し、其の茲俊とあるは即ち從覺なり、小註に見えたり。

一、顯綱家集一卷

丹波守顯綱撰、自詠二十八首を收む、何も戀歌にして幽艶の姿あり。

一、西行上人談抄一卷

僧蓮阿錄、西行二見浦の草庵にありて和歌の物語せるを、蓮阿の記したるものなり、例によりて衍誤多きが如し、殊に卷末の奥書に讀むべからざる所あり。

一、心敬紀行一卷

心敬僧都撰、十住心院權大僧都心敬の紀行にして、亂を避けて都を出でしより、武藏品川に至り、更に鎌倉に住みし事等を記し、連歌及和歌何れも誦すべし、末に俊明の跋あり、或は俊明の誤にして、山岡氏の記せるならむか。

一、細川殿障子畫贊一卷

細川家の障子に十二月に配したる畫の贊を記した

り、和歌と詩と各一首づつを載す、末の文八八年は或は文化八年の誤か今稽ふべからず。且南畝勘定所にて記したる由の奥書あり。

一、明智光秀百韻一卷 明智光秀録、天正十年の百韻にして、紹巴・昌叱以下當時の名家九人の連歌なり。

一、賦山河連歌一卷 永信政の百韻の連歌なり、三匠の誰なるかは今俄に斷ずからざるが如し、且賦山河連歌の題號も詳ならず、或は賦山河の誤にして、山河を賦して百韻の式に合せたるものならむも知るべからず、共に後考を俟つ。

一、若道之勸進帳一卷 井尻忠助撰、勸進帳に擬したる戲文にして、古今若道の例を引いて其文を飾れる處、よく勸進帳の體なるを珍とすべし、本書住々衍誤あるが如し。

一、古今若衆序一卷 細川玄旨法印撰、古今和歌集序に擬したるものにて、句法も亦之に彷彿たり、全文に互りて其奇云ふべからず。

一、俳諧の發句一卷 初に俳諧の發句百七十四句を撰し、後に發句と連歌とに短評を附し、里村紹巴の奥書ありて更に四首の歌を載せたり、蓋紹巴の撰せる處、自後世に残す所以ならむ。

一、弘長記一卷 弘長元年三浦苦狹前司泰村弟律師良賢が、兄泰村滅亡の後に一族譜代を語らひて鎌倉に入り、北條時頼を討たんとせる反逆の計策より、其顛末を記せり、本書續羣書類従及史籍集覽にも收めらる、参照して可なり。

一、伊勢守殿御系圖一卷 澤巽阿彌撰、本書は撰者の覺書なり。續羣類従所收の伊勢系圖とは更に別本なり、珍重すべし、而して末に文書を集載す、たゞ不明の箇所頗る多きを憾とす。

一、土氣古城再興傳來記一卷 上總土氣酒井家の記録なり。本壽寺所藏によりて秦檜丸の寫し傳ふる處にして、酒井定隆以下數代の事蹟を十五項に記せり、南畝の奥書丁卯は當に乙卯に作るべし。

一、土氣東傳記一卷 前書と類似の書にして、酒井家祕傳の卷なりといふ、長門守清政の奥書なり、南畝之を栗原柳庵に得て、前書と相参照せる所なり。

一、日記歌一卷 從五位下孝範著、著者は宗祇僧正正徹太田道灌等と時代を同うせり、其歌平遠にして且格調あり、當時歌人の間に重せられたること故ありといふべし。

一、源平盛衰記人名一卷 源平盛衰記中源家の方人の人名を録し、之に其傳

を附せり、撰者を詳にせず。

一、和字解一卷 貝原篤信著 假字遣の誤を訂したるものなり、然れど音韻の學は其長ずる處に非ず、往々理を論じて、實際と合はざるもの多し。

三十輻の出版に關し、岩橋小彌太氏・清水清三氏の二氏前後校訂に任ぜり、原本の杜撰心勞頗る多し、記して之を鳴謝す。

大正六年十一月

國書刊行會識

三十輻第四

目次

夏山雜談	一頁
上近衛公書	一〇七
三曉庵隨筆	一一三
和學辨	一七二
三英隨筆	二一一
蕃藪考	二五三
蕃藪錄	二六一
蕃藪考補	二六五
渡邊幸庵對話	

桑家漢語抄……………三四

倭片假字反切義解……………三四

但馬國太田文……………三四七

四方指之事……………三七三

喫茶往來……………三七五

酒茶論……………三七九

朝倉敏景條々……………三八三

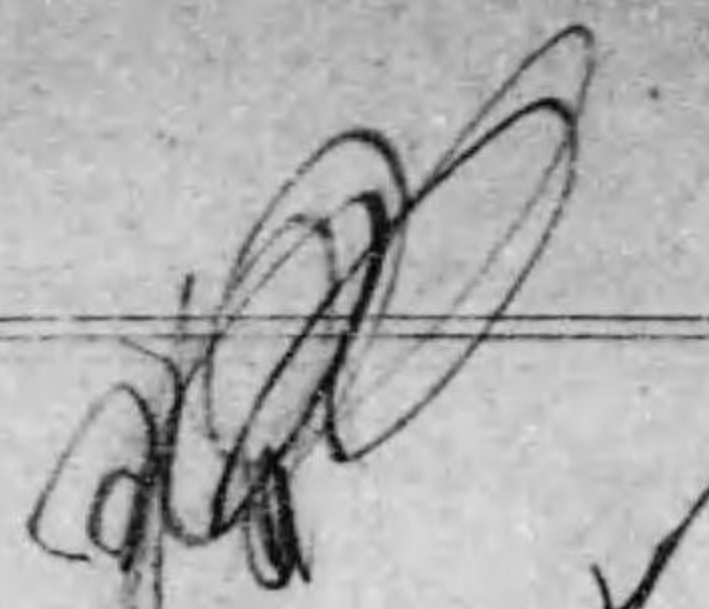
景勝家法……………三八六

楠判官兵庫之記……………三九〇

慕歸繪詞……………四一三

顯綱家集……………四四一

西行上人談抄……………四四五



心敬紀行……………四五三

細川殿障子畫賛……………四六九

明智日向守光秀百韻……………四七一

賦山何連歌……………四七四

若道之勸進帳……………四七七

古今若衆序……………四七九

俳諧の發句……………四八三

弘長記……………四九五

伊勢守殿御系圖……………五〇五

土氣古城再興傳來記……………五二一

土氣東傳記……………五四〇

日記歌……………五四七

源平盛衰記人名……………五五五

和字解……………五八七

目次終

補三十幅卷之一

南畝子輯

平直方述



過て元文戊午の年の春、鶴の林に薪つきし日、難波の御寺の御法の舞樂を聽聞せんと、心のおなじきを二人誘引てまかりぬ、二舍利の坊に知人ありて、かくと云ひいれければ、よくぞや此方へとて、座席をまうけてよびいれられたり、舞樂もなかば過し比傍へを見れば、年のほど八十にもおよびぬらんとおぼしき老翁の、小童ひとり具して、あまたの人の中に押やられて、いとくるしげに見えたり、何となくいたはしくて、此方へとまねきければ、老翁よろこびて、さらばゆるし給へやとて、たがひに膝をゆづりあは

せて、心しづかに聽聞したり、老翁の云ふ、年よりたる身の、かゝる羣集のにはへきたりし事、片腹いたくおぼしてんや、我としわかきころは、ひちりきをふきて音樂の席にもまじはれり、まことや六時堂の前の鐘の音は、黃鐘調の最中なれば、此頃をもて、よろづのものの音を、此かねの調子にあはす事なりと聞及びしかば、それをこゝろみんためにまかりしなりといふ、口もすげみておそろしげなれども、物いひ立振舞普通の人とも見えざりければ、いかなる御人ぞや、いづくよりぞととへば、翁の云、我もとは都のものにて、何某の大臣の御家に恪勤して、名を榎山の色樹とめされ、侍ぶんのつかさをも賜りしものなり、二十年ばかりさきに、身のいとま申して、名を嘯樂えんがくとあらため、城南の鳥羽の片ほとりに隠れ居て侍りしが、子にて候者は、をさなき時より人にあたへて、樂しの業をなして、今此難波にて人にも知られたる者なり、彼が介抱にて、七年ばかりさきより此難

波へ下り、福島と云所に庵をむすび、かたの如く住居して侍る也、そこ／＼のほどなれば、野田の藤見給はんをりは、かならずとぶらひ給へかすと云ふ、舞樂もいまだ終らざれども、日も西にかたぶけば、人々誘引ひて歸りぬ、老翁もともに座摩の宮のほとりまでともなひしが、子の方へとてわかれぬ、彼翁のことはの端したはしく、公事などきかまほしく、彌生の初めつかた、彼やどりをたづねしに、そこ／＼のほどとは聞しかども、もとのめわづらひたるに、竹の籬に片折戸したるところに、鶴殿の蘆のほのかにもひちりきの音すめり、爰にやと思ひ案内すれば、翁もよろこびてわざとならぬ響應し、さすがに都方の人とは見えし、日比名目はきくながら、其事のおぼつかなき公事どもを尋ね問ひしに、初めの程は、公事は何ごともしり侍らすとていはれざりしが、其のちたがひにゆききして、心を隔てぬなからひとなりぬれば、公事をはじめてよろづの事を打とけて語られたり、お

もしろくおぼえしことのみ多かりき、我もとよりうまれつきにぶくして聞事の忘れやすければ、其物語をふところ紙に書し置たるが、年月つもりて一の宮にみてり、いたづらにむしの巢となりなんも本意なくて、もしほぐさかき集めれば數多の書とはなりぬ、夏山のことぐさしげき物語りなれば、しばらく古ことをかりもちひて、夏山雜談とは名づけたるなり、

寛保辛酉八月上辭

夏山雜談卷之一

小野高尙著

○神國 神國とは、天神七代地神五代より受傳へて、神統さらに疑なく、天照太神の御國と云ふことなり、夫木集に、我國は天てる神のすゑなれば日の本としもいふにぞありける、續千載集に、かたぶかぬはや日のみ子に天が下あめのみまこの國ぞ我國、後水尾の院の御製に、ためしなや他の國にも我國の神のさづけしあまつ日つぎは、

○神祇 神祇とは、神は天津神、祇は國津社と訓するなり、後宇多院の御製に、あまつ神國津やしるをいはひてぞ我あしはらのくにはおさまる、

○天神地祇 天神地祇は、天神は清音、地祇は濁音也、神代卷に、清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地云々、是故に天神はすみ、地祇はにごるなり、

○神 天子至尊の靈、日月星辰の靈を天神と云ふ、諸臣の靈、山川地靈を地祇と云ふ、假令香椎宮八幡宮は天神、天滿宮・東照宮は地祇なり、然りといへども何れも神にて、何の差別はなきことなり、

○神祇官代 神祇官の八神殿を、神樂岡吉田山へ遷されてより以來は、彼所の神祇官代に用ひらるゝなり、

○高津神の災・高津鳥 中臣祓に、高津神の災とは、雷霆の災・日月の食・客星の類なり、高津鳥の災とは、天狗の類の災なりといへり、

○行事の姓 中臣は祓を行ひ、齋部は齋藏を掌り、卜部は龜卜を掌る、是故に卅三姓を行事の姓と云ふなり、

○倭姬命 倭姬の命の、七百歳の壽をたもち給ひしと云ふことは、疑はしきことなり、伊勢に倭姬命の御墓三箇所あり、疑は上世齋宮に立給ひし皇女は、代々倭姬命と申せしにやとおもはる、

○神宮 神宮とは伊勢にかぎりて申すことなり、其外は賀茂神宮などと申すなり、

○上賀茂下鴨 上賀茂下鴨の社を、上下の社とは云はず、下上の社と倒に申すがならひなり、

○伊勢や日向の物語と云諺 伊勢や日向の物語と云諺は、天孫降臨の時、天の鈿女の命、猿田彦の命の間答よりいひたる故事なりと、

○山城國山科諸羽の神社 山城國山科に諸羽の神社あり、此社は天兒屋根の命、天太玉の命の二神を祀りたる社なり、此二神は皇孫の左右の扶翼として、輔佐し給ひたるにより、諸羽と申し奉るなるべし、

○初穂 初穂とは大嘗會の時、稻の初穂を神へ奉らるるより起りて、稻にかぎらず何にても神へ奉るをはつほと云なり、三代實錄に、鐵を鑄られて其初穂を神々へ進せられしこと見えたり、

○齋王別れの櫛 齋宮の皇女、都へかへり給ふは不吉のことなり、是故に天子御自齋王の額に櫛をさ

し進せられ、都の方へ向き給ふなど仰らるゝとなり、是を別れの櫛と云ふ、櫛にて髪をけづるに、あとへはかへらぬものなり、わかれと云訓も我とかれなり、是故に旅に出て歸るべき人に、櫛を馬のはたむけにはせぬことなりと、

○さはらぬ神にたゝりなし さはらぬ神にたゝりなしと云諺は、鬼神を敬して遠くといへるによりしなるべし、

○神璽 神璽とは天子の御印を申なり、方三寸の内印のことなり、五位以上の位記に捺る、御印なり、三種の神器の神璽とは各別也、

○山のたうげは手向の轉訓なり 山のたうげは手向の轉訓なり、手向をたうげと訓ずるは、日向をひうがといへるが如し、たうげは上り下りの山のさかひにて、國も多はこゝにてさかへば、旅行の人、道のほとりをいのりて、國津神に手向をする故の名なり、道祖神を手向の神とも申すなり、萬葉集に祈の字をた

むけとよみ、祭禮もたむけとよめり、

○京の東西南北なる岩倉のこと 京の東西南北に岩倉と云所あり、遷都の時、左青龍・右白虎・前朱雀・後玄武の四神をまつられし所なり、

○目黒・自白・自赤・目青 江戸の地名に、目黒・自白・目赤・目青と云所有、御草創の時、慈眼大師南光坊台命を奉はりて、鎮護のため四方に不動の像を造立し、彼不動の目を赤・黒・青・白の四色になし給ひたるより、其地名となれりと或人のいひし、左青龍・右白虎・前朱雀・後玄武の四神のこゝろなるべし、

○ぬさ 麻もぬさ、幣もぬさと訓ず、いにしへは幣帛をあさにて製りたり故、伊勢の祓に大麻と書も此故事なり、

○物の初をしよはんといふこと 物の初をしよはんと云人あり、いかなる詞にやと思ひしに、神代の卷をみるに、一書あるふの説に、天地初判の四字をあめつち

はじまると讀なり、されば物のはじめを初判と云こと宜ななるかな、

○風雨をあめかせとよむこと 神代の卷に、風雨と云字にかせあめとかなつけたるは、文字につきてのかななり、風雨とありてもあめかせとよむべし、我國の語にかせあめとはいはず、あめかせと云なり、漢字を借用らるゝによりて、あめかせに風雨と連續字を用られたり、神代の卷にかざらず和書にはかゝる類多きことなり、風波もなみかせ、山海もうみやま、晝夜もよるひる、夫婦もめをとなり、

○攝津國西生郡曾根崎村菅神の社 攝津國西生郡曾根崎村菅神の社を露の天神と云ふ、さもある人も是にならふは無念なり、

○山藍 山藍は、紀伊國熊野の山中に多ありと云へり、

○蘿 ひかげのくづ 蘿は女蘿とも又は下苔ともいへり、俗に狐のをがせといふ、山中の濕地に生ずるものなり、稻

荷山にも多くありと云へり、

○神位 神に位を授けらるゝは、位田を其神社へ附らるゝためなり、

○太宰御貢 毎年十二月晦日、東坊家より米二俵北野の宮へ進らせらる、是を太宰御貢と云ふよしなり、古きことなりと聞し、

○八坂瓊 八坂瓊の坂は尺なり、尺の訓さかなり、必尺の玉にあらざれども、大玉といはんがためなりと聞し、

○天乃御蔭日乃御蔭澄隱坐天 中臣祓に、天乃御蔭日乃御蔭澄隱坐天とは、皇居深殿にして人の輒く拜することならざるの儀なり、穆々文王の意なるべし、

○經津主神の祖を星すること 經津主の神の祖を星とし、菅公は梅樹のもとに出現し給ひたりと云ふは、靈異にいはんがため史書のつねなり、なんぞ星降り神となり、又梅樹に出現の理あらんや、異邦にも

申呂は降、自兵類なるべし、

○忌言 忌言に寺を瓦葺と云は、佛舎は必瓦をもつて覆ふ故なり、上古は人家に瓦やねなし、崇峻紀に云、元年三月、百濟國獻瓦博士、云々、

○ほざく 下賤の言に、人のものいふをほざくと云は、いやしき言葉にあらず、倭姫の命の世紀に、神賀吉と云こと見えたり、或神吉詞、神壽詞、神壽宣の類皆ほざくなり、

○内膳司の三の釜 往古内膳司に、平野庭火忌火とて三の釜あり、各神靈を祀らる、三所の皇神と云是なり、民家も竈神を祭るは此餘風なり、俗に荒神と云は皇神なるにや、文德實錄云、天安元年四月、有敕、内膳司忌火庭火皇神授從五位下云々、

○殿門に額を掲ること 殿門に額を掲るは、我國中比より異國の法に效たるなり、神社鳥居にも額をかゝることになりたり、鳥居に額柱と云は、額をかゝる柱なり、後世は額を掲ぬ鳥居にも、額柱をまうける

やうになりたり、伊勢兩宮の鳥居に額柱のなきは、新儀を用ひざるとなり、

○葱花輿 葱花輿は、御神事行幸の時召さるゝ御輿なり、葱の花の形を金にて作り、御輿の上へ付るなり、葱花はきの花なり、葱の花は神事に用る古例なり、葱の花は寶珠に似たる故に寶珠形と云、又葱寶珠と云となり、

○石の鳥居に題銘及寄進の人名を彫付る事 石の鳥居に、題銘及寄進の人名を彫付ること近頃の俗なり、然るべからざることか、止ことを得ずんば別に碑を建べし、

○なほらひ 世俗に、物のあまりあることを、なほらひと云は直會なるにや、神供の御飯を至尊へ奉るを直會と云へり、神社にても神職の人、神供のあまりをいたゞくことをいへり、俗諺も是によるなるべし、

○新嘗會 新嘗會は霜月中の卯の日なり、是は今年の新穀を神へ供せらる御神事なり、天子も御神事

すみて以後新米をめすなり、昔は庶人も此御祭の後、新米を喰ひたるとなり、志のあらん人は、此御神事すきて新米を喰ふべし、

○しかくする 世俗に、物を儲け置くことを、しかくするといふは、試樂と云ことなるにや、賀茂八幡の臨時の祭に試樂と云ことあり、是は神事の時あるべき樂を、預めこゝろみらるゝ公事なり、俗の諺も是によるにや、

○いぶり 神伏巻に、安忍をいぶりと訓す、物毎に心強の情なく惡事をするを云へり、俗にいぶりと云ふは意違へり、

○穢氣ある所より來りたる書狀 穢氣ある所より來りたる書狀など箱に入らざるは、神事の時といへどもはばからずとなり、

○青和幣、白和幣 青和幣は麻、白和幣は木綿、緒のなにて作りたるものなり、

○しで 垂るゝことを古語にしでと云、幣をしで

と云もたれたる故なり、

○すが 清淨なることを古語にすがと云、神代の卷に、到_二出雲之清地_一、清地此云_二乃言曰、吾心清清之_一、此呼_二此地_一、云々、練らざる糸をすがと云ふも清き故なり、菅をすがと云も潔白なる故なり、

○麻と木綿 麻と木綿由和名は神事に用るものなり、上古より木綿と云は楮の皮なり、紙にすくものなり、楮と麻とは通用するなり、是故に神宮にてゆふだすきは麻にてするなり、ゆふとは近代のもめんのこと、に心得て、もめんのかなにて木綿ゆふだすをすることは誤なり、近代の木綿は、延暦年中崑崙人實を持來りて、三河國にはじめて植ゑ、其後絶て久しく、文祿年中蕃國より種來りて、是より天下にはびこりたりと云へり、

○清ます濁らず出す入らず 清ます濁らず出す入らずと云俗諺あり、中庸を用る意なり、中臣祓に、天津金木平本打伐氏とあるも、本末をきりすてて中を用ることとなり、過たるは及ばざるにしかじと云ことも

あり、萬の事に過不及のなきこそよけれ、

○神馬 往古は神社へ馬を獻る、是を神馬と云、神馬を獻ること力の及ばざる人は、木にて馬を造りて獻る、是又及ざるものは馬を畫きて獻る、是故に繪馬といふ、後世は馬にあらず、種々のものを畫て獻る事になりぬ、此外詩歌連歌及俳諧の連歌を奉納するも又可なり、遊女男娼の類、或大黒と姪女の首曳をする體などを畫て、掲るやからもあり、かゝることは不敬の甚しき者なり、

○攝津國生玉の社の繪馬 攝津國生玉の社の繪馬に、八島の大を伊勢三郎が熊手にかけて、海よりひきあぐる繪あり、大臣たる人の惡名を繪馬に畫て、掲ることは斟酌すべし、かゝる類を書かずとも事の缺たることあるべからず、此外怪力亂神の事を畫て神社に掲ることなけれ、又射人金の_{是を星を射掲て}、是に矢一雙をそへて、其生土の神社へ奉納すること近世の風俗なり、祈願の人、願書に上指の矢を添て奉

納するは、武門に舊例あることなり、或砲術の人其體を畫てかけ、劍術・鎗術の族竹刀・木刀を神社へ掲るもあり、何の故もなく妄に社頭に掲るは、其名を世上に流布せしめんためなるべし、又數字をする人、算術の難問を作りて神社へ掲る、是を開解する人も又神社へかくる、是等の人は神を尊敬して奉納するにはあらず、其藝術に侈りて社頭を借つて筆戦をなすものなり、

○諸社の宮號及大明神・天王・權現號 諸社の宮號及大明神・天王・權現號は、敕許の號なり、私に勸請何の神とも知れぬ神社を、かく稱することは僻事なり、又神職とは大宮司・社務・神主・禰宜・祝などなり、是又敕許の職なり、私にかく云こと非なりと、

○赤心・黒心 赤心・黒心神代の卷にみえたり、心は火に屬し赤に配す、故に赤心を丹府と云ふ、丹心丹誠の類なり、黒心は丹心に對して惡心を云ふ、腹黒とも云なり、

○廣島へ行くといふ俗諺 西國邊にて卑俗の諺に、死することを廣島へゆくと云ふは、安藝嚴島は神地にて穢をいむ、故に人死する時は、其死骸を片時もおかず、息たへぬれば、いまだ死せざるよしにて廣島の地へ渡し、彼所にて喪を發し葬ることなり、是故に死と云ことをいみて、廣島へゆくといひならはせしなり、是嚴島の土俗の忌言なり、然るを國々にいひつたへて、西國邊は專かくいふ事なりぬ、近年は大阪にても卑賤の人は多くかく云ふなり、

○式内外の神 式内の神式外の神とは、延喜神名式に載せられたるを式内の神と云ふ、式になきを式外の神と云ふなり、式外の中にも、上古よりありたる神社にても、式選定の時められたる神社もあり、古語拾遺に見えたり、

○九重の都 九重の都とは、玉簪に云、天子之門有_レ九、謂關門遠_一、郊_一、城の_一、阜門_一、庫_一、雉_一、應_一、路_一なり、象_二天有_一九重_一云々、是故にこゝのへと云な

○硯の面に物かゝぬこと 硯の面に物はかゝぬことなり、節のある楊枝もつかはぬものなり、菅家の御歌に、見る石のおもてはものにかゝざりきふしの楊枝もつかはざりけり、

○向腹 異母の兄弟は、互に向腹と云ふなり、

○石灰の壇 石灰の壇は、清涼殿のうちにあり、毎朝御神事御遙拜などを行なはせ給ふ御座なり、御座敷の中に石灰にて壇を築き、砂をまきあるよしなり、

○弘徽殿 弘徽殿、名目こきてんなり、こうきでんと云ふはわろしとなり、

○ぬりごめ ぬりごめと云は、俗に云ふ納戸の如し、源氏の花鳥餘情に、ぬりごめは、寢殿の廂かべをぬりまはし妻戸をして、自然の調度を置く所なりと見へたり、

○はしかくし はしかくしひがたれとは、南階の間

に柱二つ立て上をつき出す、鳳輦を東向にすゑて、左

の腋より乗御のためなり云々、入道前右府の仰に、階

にやねのあるなり、御輿をよせんがためなりと、

○萩の戸 萩の戸は常の御所にあり、萩にかざらすいろいろの秋の草をうるゑらるゝなり、

○宇津保柱 宇津保柱と云は殿上前にあり、御殿のやねのつまづまのゆきあひにて、雨水のもるゝ所なき故に柱を空にして、其中より雨水の落るやうにしたる柱なり、夫木集、しのびをつるうつばはしらにかくる樋はもるゑふ水のくちやなからん、

○馬道 馬道とは禁庭にて人の通道なり、源氏物語にも見たり、但馬道は馳道の記録書のよしなり、

○禁中の燈火 古へより禁中には、紙燭燈籠切燈臺・結燈臺以上油火を用らるゝ、庭上は庭燎・松明等なり、今世も禁中はすべて油火なり、御内々にては、品によりて蠟燭を用らるゝともありとなり、燭臺・行燈・挑灯等は近世出来たるものなりと、

○直廬 禁中にて皇太子・關白など御參内の時、まします所を直廬といふ、諸官舎にて官人居所をも直廬と云ふなり、俗に云ふ部屋の如し、

○大歌所 大歌所は、今様朗詠・神樂・催馬樂、其外國々の歌をあつめてならふ所なり、諸國の歌をあつめらるゝは、國々の風俗を知しめさんためなり、又東西の二京に市の司を置かれて、商賣交易を正さしめ給ふも、民の好悪を知らしめさるべきためなり、禮記の王制云、命二大師一陳詩以觀二民の風命一、市納賈以觀二民之所好惡一、志淫好辟とあるなり、

○勸學院 勸學院は藤原氏の學文所なり、大學寮の南にありたる故に南曹とも云ふ、拾芥抄に、一條の北壬生の西にありとみえたり、其跡は今若狹の酒井家の亭地となれり、古老のいはく、勸學院荒廢の後、春日の社猶殘れり、其傍に或僧草庵をむすび居住す、寛永年中、此地を酒井家に賜はりて亭宅を造らるゝ、此時に彼庵室を四條の北、大宮の西にうつし、院號も勸學

院として、春日の社もともに遷しまつりて、彼院の鎮守の神とせしとなり、

○淳和院 淳和院は源氏の學文處なり、今西院村東の傍四條の北西、大宮の東に其舊跡猶殘れり、土人は是を飯山と云よしなり、

○武者所 武者所は院の御所にあり、此所に候する侍を武者と云、遠藤武者・近藤一・安藤一など、古き物語の書にみえたるは是なり、平山の武者所季重と云も、此所に候したる侍なり、

○女房のさぶらひ 女房のさぶらひとは、臺盤所を云ふと源氏の花鳥餘情にみえたり、女房の侍所のことなり、

○御椅子 御椅子は天子の御腰をかけ給ふものなり、是をひるのおましと云、今も小朝拜の時、六位の藏人殿上の御椅子を立つるなり、是を釋家にてはいすと云なり、

○昆明池の障子 昆明池の障子は、名目こめいち

なり、こんめいちと云ふはわろしとなり、

○障子 障子といふ①は紙か絹にてはり、繪などを書たるをいふなり、賢聖の障子の類なり、今云からかみふすまの如し、俗に障子と云ふは、あかり障子のことなり、

○白澤王 白澤王は李將軍のことなり、名目はくた王なり、假名讀にははかた王と云なり、

○屏風 屏風は風をへだつるなり、釋名に障風也とあり、裏形の鳥は、風鳥と云うて風を喰ふ鳥なりと、本式の屏風は、表は絹にてはり、裏は織物なり、大宗の御屏風此外色々名目ありなど云是なり、御儀式に用らる、屏風きぬばりなり、近代蕃客來聘のとき、關東にて賜る屏風もきぬばりなりと聞し、

○母屋 母屋を身屋とも書く、本屋と云の略なり、子廂・孫廂など對したる名目なり、

○室禮 御殿のしつらいと云は室禮なり、

○長押 長押は、鴨柄からえの上又はしきり間の下にもあるも

の也、高貴の家は勿論、佛寺堂などに、縁と間の間に長押を作るなり、平人の家には長押造はせぬことなり、

○御殿の別當 御殿の別當は、禁中名目抄、西園寺代々補之、當流又補之云々、當流とは三條西殿なり、

○宿直 宿直をとのゐと訓す、殿居と云ことなり、夜仕るを宿といひ、晝仕るを直といふなり、

○宸筆の宸 宸筆の宸は宇宙の下の辰なり、宸筆と書は誤りなり、

○先驅を露拂と云ふこと 先驅を露拂と云、源氏蓬生卷に、御先の露を馬鞭してはらひつゝとあり、又禁中御鞠の時、賀茂人參て鞠を蹴はじむるを露拂と云ふ、かゝりの露をおとす義なり、すべて物のはじまりを露拂と云は、是等の故なりと、

○龜居 龜居とは、左右の足のゆび外へなるやうに居るなり、是本式の著座なり、かく坐すれば足しび

れず、民間の人も幼少の時よりならふがよしと、葉室一位は仰られしとなり、

○殿上人を男といふこと 天子は殿上人を男とめさるよしなり、業平朝臣は殿上人なれば、伊勢物語にむかし男とかけり、むかしさる殿上人のありたると云ふこと也、此ことをしらざれば此物語は見にくき事なり、

○官家 官家とは天子を申奉るなり、事物紀原云、付天子二爲家官、白氏文集に、官家をおほやけとよむなり、公家と云も天子の御事なり、公家衆と云ふ時は堂上諸家のことなり、武家とは將軍家の御事なり、武家衆といへば諸士のことなり、是等は文書によりて分別すべし、

○家門に樹を植うること 周の世に、外朝に槐を三木植て、三公其下に班列せしとなり、是故に我國にても三公を槐門と云々、大臣に任ずることを任槐と云なり、異國は朝廷に限らず諸侯卿大夫も、家門に樹

を植しなり、諸侯は槐、卿大夫は松なり、我國神代に

門前に樹をうるたるにや、天稚彦の門のまへ、海神の門の前に湯津杜木ありし事、神代の卷にみえなり、

○御齒固の餅 御齒固の餅は、近江國火切の里より貢するを用らるゝなり、あふみのや鏡の山をたてたればかねてぞ見ゆる君が千年は古今集黒主のうたなり齒固の時歌を吟ずるとなり、鏡餅と云ふも是故なりと、

○九五の尊 九五の尊とは天子を申奉るなり、周易に、九五飛龍在天利見大人とある故なり、上九は太上皇の御事なり、

○朝廷朝政等の朝 朝廷朝政等の朝は濁音なり、朝夕の朝は清音なり、然れども日本には、古へより清ていひならしたり、朝政を直にあさまつりごとと訓じ來れり、夫木集に、さばかりのあさまつりごとしげけれど世々にすてぬは敷島の道とよめり、我國にはよみくせよみならはしあり、是を名目といふなり、字義清濁を專にする時は、日本の法に違ふこと多し、

名目においては學者心を用ひずんばあるべからず、
○禁中食燒の女の名 禁中食燒の女の名を初音と云ふなり、水無瀬卿俳諧の發句に、ほとゝぎすはつねもいそげ御幸なり、

○七月七日 七月七日、陽明の御家より草花を獻せらる、其御使は女なり、名を匂と云ふ、人は替れども代々其名はかはらず、

○菖蒲の御輿 端午に菖蒲の御輿を、昔は六府左近衛・左右衛門・左右兵衛より調進せしこと古記にみえたり、近代は東坊城家より獻せらる、故あることならんかし、

○瀧口 瀧口に候する侍を瀧口と云、競瀧口などを云ふ是なり、院中に候するを下北面と云、東宮に候するを帶刀と云ふ、

○帶刀先生 帶刀先生とは帶刀の長なまなり、
○丁 丁はよぼろと訓ず、下部の者のことなり、使丁・仕丁の類なり、火丁と云ふは、一隊の飯をかしくものなり、俗に云ふ食燒なり、又庖の下部を庖丁と云

云へり、
○大樹御書初に書く一番二番の文字 大樹歳旦の御書初に、一番二番と云ふ文字をかゝしめ給ふ、此御書初二枚京都へ來り、祇園會の山鉾前後の圖に用ひらるゝなり、是を取當りたるは一番二番に渡るなり、會式すみて右の御書初を、諸司代へ返上するなり、室町家の時より始りたることなり、

○八朔に大樹より禁中に獻る御馬・御太刀のこと 八朔に禁中へ、大樹より御馬・御太刀を進せらる、此時の御太刀は、禁裏の御物を借用ひらる、其次の日、御太刀代として烏目を納らるゝ也、是又室町家の時よりの事なりと、公物の御太刀を借用ひらるゝことも、古例にて秘藏のことなり、

○著到 木を丸く細く削り、頭をきりこ形にして、是を軸にして接たる紙を巻きたる、著到と云へり、今も禁中にはありとなり、往古征行の將に、軍勢の從ひつくを、著到に名字をしるせしなり、仍て著到につ

ふ、是が魚類をきる刀を庖丁刀と云ふを、俗には庖丁とのみ云へり、又魚鳥を料理することをも古くより庖丁と云ふ、古き物語の書に見えたり、

○内昇殿を聽りたる人 内の昇殿を聽りたる人殿上人と云、は、院の御所其外女院中宮・春宮へ參りても昇殿すること理運なり、院御所以下にて昇殿をゆるされたるは、其所ばかりの殿上人にて、禁中にいては地下なり、院中・中宮・春宮等の殿上人を簡衆くだと云ふ、殿上の御簡につく故なりと、

○侍 侍と云ふは多くは五位六位なり、功によりて四位にもなるなり、諸大夫より一等下りて、下劣の人にはあらざるなり、今の世俗に大小の刀をさへ帶すれば侍と云ふは、古法にはあらざるなり、

○禁中に獻する物 十二月晦日水無瀬家より、わらしへにて作りたる箒はらを二つ、禁裏へ獻せらる、元朝御殿の御箒はらの料なりと、正月六日には若菜を獻り、七月七日には草花を獻せらる、各ふるきことなりと

くといふ、今の帳などと云ふものの如し、
○鳴高 鳴高と云ふことは、公事政事に諸人羣集してかしましければ、それをしづむることなり、公事根源・建武年中行事に、なりたかなどいしましめなどあるは是なり、

○鎌倉二位の禪尼 鎌倉二位の禪尼を、世に尼將軍と云ふは俗説なり、將軍に補せられたることなり、
○名調 名調と云は、公事政事に出仕すべき人の、出たるや出ざるやをしらなために人を改ることにて、各名を名乗なり、出仕の人の名を記したる文を見参といへり、高野山にて法事の時、衆僧羣集するに、預ふれしめたる僧の名を高くよびたつるなり、其人候ふと答ふ、人の代りに出たる人は、代候と答ふ、是を見参を取と云ふなり、法中にかゝることのある殊勝なり、

○御朝物 御朝物は、餅・粽菓子もち・くわいの類を、年中毎朝、河端道喜といふ御菓子師より調進するとなり、民間に

ても朝食より前に、何にても喰ふことをあさふさと云は、此餘風なるべし、

○端午に菖蒲を家屋にふくこと 端午に菖蒲を家屋にふくは、家のかざりにはあらず、火災を除く術なり、是故に諒陰御喪のうちといへども、内裏にふかるためしありと或記に見たり、

○四十七代の帝 四十七代の帝は、御位を廢せられて淡路國へ遷り給ひしかば、淡路の廢帝と申奉る、此帝を俗に廢帝天皇と申すは僻事なり、廢帝は諡號にあらず、廢たる帝なり、廢帝とばかり申てよし、或廢天皇とも申すべし、廢帝天皇と申は重言なり、

○三箇の重事 三箇の重事とは御即位河原の祓、御禊祓、御禊祓なり、大嘗會也、三改元とは御代始即位、革命辛酉、革命甲子なり、此三度は定りたることなり、此外臨時の改元は、吉事賀事、凶事天變、地災疾、疫兵革、怪異に依つて其例多し、敕旨をうけて句當の内侍より書出さる文を、女房奉書と云ふなり、是を内侍宜とおぼえたる人もあり、僻事なり、

り、藏人所より出る宣旨に、別當宣内侍宣の差別あり、委く侍中羣要にみえたり、

○管絃 管絃とは、吹物・打物等の揃たるを云なり、文選註に、吹云管撫云絃、

○付物 付物カとは催馬樂に、笙・篳篥などを合することを云なり、

○ふえ ふえとは吹物の總名なり、笙・篳篥尺八の類皆ふえなり、禁中の笛宮と云ふに、いろ／＼の吹物入事なりと聞ける、

○胡飲酒 胡飲酒、こんしゆといふべし、こいんしゆと云ふはあし／＼となり、

○音曲などをほむるにやう／＼と云ふこと 音曲などをほむるに、やう／＼と云ふは、洋々の字なるべし、論語に、洋々乎盈耳哉とあり、孔子の樂をほめ給ひしことばなり、

○琵琶を歌にこと或四つのをともよめり 琵琶を歌にこととよみ、或四つのをともよめり、堀川後百

首に、王昭君をよめる歌、道すがら馬の上にてひくことの緒ごとに玉をぬく涙かな、六帖に、よつのをにおもうこゝろをしらべつゝひきあかせどもとる人もなし、

○和琴を六つのをといふこと 和琴を六つのをともよめり、六帖にむつのをのよりめごとに香にははふひく少女子せうごが袖やふれつる、あづまごとともよめり、衣笠内府、夏くれればあづまのこのあしつをによりかけてけり藤なみの花、

○あづまむらさき 源氏花鳥餘情の序に、あづまをもの／＼器のうへにおき、むらさきをよろづの色のなかに尊ぶとあり、あづまとばかりいふにや、

○琴箏 琴箏ともにことと訓する故に、きんのこと、さうのことといひつゝるなり、

○鼓の胴の名所 鼓の胴の名所和、乳ラ、トト、如孤と云なり、

は八多羅拍子と云ふことのあれば、是よりいひ出せしことなるべし、

○舞の手 舞の入綾といふことあり、綾の手にたとへたるなり、取つてかへしおもしろくまふ事なり、聞しほとゝぎす入綾の聲と詠せし歌もあり、

○あやつりからくり あやつりもからくりも、綾の手を取にたとへて名付たるなり、あやは綾也、漢也、あやつりはあやとりなり、つととと五音通るなり、からくりは漢操かんそうなり、絲をくるにたとへたるなるべし、

○禁色 禁色とは、制禁ありて着用をゆるさざる染色也、織物も又おのづから禁色なり、近世窠に電の紋の表袴を、禁色といひならはせり、

○冠の纓のためやう 冠の纓のためやうは、家々のならひありて一樣ならずとなり、しかれども臣下は、巾こし子より高くはせぬことなりと聞及しなり、

○平禮・梨子打 ゑばしの前へなびきたるは平禮、

後へなびきたるを梨子打と云なり、

○侍烏帽子 今俗に侍烏帽子と云ふは、本名は折

と云ふなり、又風折烏帽子を只折るばしとはいはず、

○風折烏帽子等の額の形 風折烏帽子等の、額の

形に合ぬは見ざるしきものなり、烏帽子師にひたひ

の形をとらすべし、遠國の人ならば額の形をとりて

つかはすべし、形のとりやうは、□かくのごとくなる

薄き板を、□かくのごとく額にあはせ、削とりてつ

かはすべし、

○異文の袍 異文の袍とは、うへのきぬに異風の

大きな紋を織つけたるを云なり、西園寺家丁子唐

草、三條家は龜甲、久我の千金菱の類なり、久しき御

家には、異文も家風になりたるなり、異文袍は大臣に

任じてのち用ひらるゝなり、

○奴袴の色 奴袴の色の、年齢にしたがひて次第

に薄くなるは、年を経て摺はがしたると云意のよし

也、

○下襲のしり 下襲のしり裾のこを板引にするは、

砂のつかぬためなり、

○長上下半上下 素襖の袖をしめて長上下と

し、袴をきりて半上下となりぬ、何の比よりかくな

りしにや、たしかに記録せしもの見えず、應仁より

後のことなるべし、

○熨斗目小袖 熨斗目小袖は官家に用らることな

し、是元來武家の製作のよしなり、武君の御冠師、熨斗

より御免を蒙

○女中の衣服にいふかたすそ 女中の衣服に、か

たすそと云ふものあり、肩とすそとは黒紅染にて、腰

は白くあけて縫箔等のもやうあり、熨斗目小袖も肩

とすそは同色にて腰をあげたるは、かたすそより起

りたることにや、

○小袖の紅裏 武家において小袖の紅裏は、老人

などには御免なざるゝなり、紫裏の小袖は、大樹玄猪

の御祝儀に著御し給ふなり、此時尾張紀伊水戸の三

家も御免ありて著し給ふとなり、其外の家々は御免

なし、かゝる制禁をもしらず、不頼の輩は紅裏は勿

論、紫裏の小袖を著したるを見しこともあり、

○鼠色 鼠色は喪服の色なり、鶴の黒羽色と名目

をかへて、常に用ひらるゝよしなり、かすみのころ

もと云もねすみいろの事なり、東山院崩御のとき、中

院前内府の歳暮の歌に、けふといへど今年もやみに

くれにけりかすみのころも春はきぬらし、

○目結 目結と云は、俗に鹿子のことなり、四目結

は目を四つあげ、繁目結は目をしげく結ひたるもの

なり、

○襖襟 襖襟の小兒のふすまなり、我國式法のむ

つきは、ふとんの如くなるものよしなり、むつきは

むつきぬなり、かにとり小紋をつくとなり、今民

間にも少兒のうぶきぬに、かにとり小紋をつくるは

是故なり、かにとりこもんとは、寶つくしのことな

り、

○貴人に装束をさせ奉る時のこと 貴人に装束を

させ奉るに、北に向けざるやうに方角をわきまへ知

るべし、軍中に鎧着用の時も又同じ、

○惡紫之奪朱也 論語に、惡紫之奪朱也とあ

り、紫と紅はたがひに色をうばはれてあしく見ゆる

なり、此外の色々も奪はるゝ色あり、男女の装束に

いろ／＼の衣をかさぬるに、色を奪はれぬやうにか

さぬること、衣紋者の故實なり、鎧をおどすにも色々

の絲を交て、段がはりにする時も此意へあるべし、又

立花なども色々の花を多くたてるときは、色をうば

はれぬ意へあるべきことなり、又相生相剋の色をわ

きまふべし、

○窠 窠は音くわと鳥のすなり、天子の御服の御紋

につくる窠は八つなり、鳳凰の窠なり、五は鸞の窠な

り、臣下に用るなり、今俗に四つ五つの窠は、木瓜の

切口にて、木瓜といふと云へり、僻事なり、鳥は軒な

どに窠をかけるものなれば、帽額の紋に窠を付るな

り、是故にもつかうと云なるにや、

○纈纈 纈纈は、絹の地を結りて染るなり、唯結雄結ありて、纈と纈とは別なりと延喜縫殿寮式にみえたり、女中の裳・唐衣などにすることなり、昔は鍔直垂にもせしにや、古き物語に見えたり、又目結も今云こな結染にするなり、されども後世のものにて晴たぬものなり、高貴の女中は褻の服といへども、鹿子は用ひられずとなり、

○禁色を聴りざる四位五位の束帯 禁色を聴りざる四位五位の束帯は、堂上地下見わけがたし、路頭にては召具にて知らるべし、

○狩衣 狩衣も布衣も同物にて、裁縫替ることなし、御讓位の後、院中にてはじめて狩衣を召さるゝを布衣始と云ふなり、有紋を狩衣と云ひ、青侍の著する無紋を布衣といひて、尊卑をわかつことのやうに見えたり、革帯石の帯と云ふの石の方なるを巡方といひ、圓なるを丸轡といふ、巡方を假名よみにはすんはう

と云ふなり、

○石の帯 石の帯に四種あり、有文巡方・無文巡方・有文丸轡・無文丸轡あり、公事によつて各用る所差別あり、方圓を交て拵へたるを巡方丸轡通用の帯といふ、是を用るは頗略儀なり、武家方には公事に出仕のことなし、是故に通用の帯を用らるとなり、

○馬上の時は半靴をはく 馬上の時は半靴をはくなり、俗語に馬よりおりて沓をぬぎとあるは、半靴のことをいひたるべし、

○衣服をぬふことを祈ともいふ 衣服をぬふことを祈ともいふ、源氏物語にみえたり、

○笏にする木 笏にする木は、いちひさくら・ふくらなり、多は櫟かしわを用るなり、一位は極位なれば、其訓のきこえの同じきを祝して櫟を用るなり、就中信濃國位山の櫟をよしとするなり、是亦くら山と云ふを祝すればなり、

○扇のかなめ 扇のかなめは蟹目かにめなり、

○あこめあふぎ・繪あふぎ あこめあふぎ・繪あふぎの如くなるものは、唐土にはなしとなり、唐の扇といふは、ふちは木にてまれ金にてまれ、中は羅らの類にてはりたるものよしなり、丈山の富士の詩を唐人が意得ざりしとなり、

○笏は板目を用ふ 笏は板目を用るなり、滿佐目を用ること僻事なり、古の寶物の笏は皆板目なりと云々、

○僧中の書札の脇付 僧中の書札の脇付に、玉牀下と書きたる多し、俗人も是にならうて書くもあり、玉牀は臣下の上には用がたし、

○北面始 北面始とは、御讓位の後、院中に始て北面輩を置かるゝことを申すなり、

○御脱履 御脱履とは、天子御位を譲り給ふことを申すなり、萬乗の重き御寶位を、蔽たる履を脱すつることくに思召の儀なり、虞舜の故事なり、

○地下の人 地下の人、常に禁中にて、御座鋪のう

ちへは上る事ならず、庭上まで參上するなり、事とか知らぬ人は強に思へり、夫御殿と云ふは清涼殿のことなり、清涼殿に殿上と云所あり、天子出御ある所なり、此所へ參ることを聴されたるを殿上人といふ、此所へ參ることのならぬを地下といへり、地下と云へばとて庭上に居るにもあらず、地下の人の參上の間のあるなり、關東の御使侍従以上は殿上へ參上、八朔御馬進獻の御使は、二條在番の大番頭なり、地下の人故に諸大夫の間まで參上せらるゝなり、

夏山雜談卷之二

○百辟 百辟とは百官の事なり、論語に辟公とあるは諸侯の事なり、

○國名を和州・河州と書こと 國名を和州・河州と書ことは、本式にはなき事なり、史類の所見もなし、然れども詩文章に昔より多く用ひ來れば、官名に唐名を用ふこと、ろなるべし、官名・國名ともに我國の正しき制法を、唐名に換て書くことは本意なきわざなり、如何なる人の始めたるにや其事古し、延喜以來相所見あり、されども今の書様とはかはりたるものあり、今は但州と書を、むかしは馬州と書たるにや、本朝文粹に、山の井中納言水無瀬但馬國にながされておはせしが、歸京を赦されんと請ひ給ひし狀に云、嗚呼昔侍風闕已爲羽翼之臣、今在馬州長作蕪葉之士云々、又今は濃州と書を、美州と書たるにや、大江

の匡衡朝臣の、美濃守源の頼光朝臣に報ずるの書の宛所に、謹上美州の判使の硯下と見たり、

○國名を何州とかくこと 大和を和州、近江を江州と書類は、文字の義理のおもきかたを用ふるはさもあるべし、攝津を攝州、上野を上州、遠江を遠州と書類はこゝろを得ざることなり、

○國名に陽の字を用ふること 甲陽・尾陽などと國名に陽の字を用ひ、或は大阪を阪陽、長崎を崎陽と云こと、近世流俗のやうになりぬ、如何なる人の云ひはじめたることにや、皆是奇異なることを好む人のなすわざなり、或書に、異國にて陽の字を地名とするは、山の南、河の北にある所を云なり、咸陽漢一丹の類なり、此等のことをわきまへずして、我國の國名に陽の字をもちふることは笑ふべしとみえたり、官職・國名等に唐名を用ひらるゝことは、古へより公事政事においてはなきことなり、詩文章には粗所見あり、詩文章は異國の法なればなり、

○贈官・贈位の時の心得 贈官・贈位の時は、其宣命を墓にてよみて焼すつるなり、近北崇賢門院御贈官の時、廬山寺においてかくの如しと聞し、

○贈官・贈位 贈官・贈位は、死したる人に官位を贈り賜はることなり、其官位の職田位田を賜はらんとめなり、是を其家に領するなり、年限ありて其かぎり過ぬれば返上するなり、續日本紀、天平九年十月の紀に云、贈民部卿正三位藤原朝臣房前正一位左大臣、並贈食封二千戸於其家、限以二十年云々、

○義仲朝臣を世に朝日將軍といふこと 義仲朝臣を世に朝日將軍と云しは、朝日の如くすこしの間と云ことの由なり、壽永三年正月十日將軍の宣旨を蒙り、同月二十日近江の國粟津にて亡びられし故なり、

○諡號・院號 不比等公薨じ給ひて文忠公と諡を賜ひ、淡海國改近江を封せらる、淡海公と申す、是異邦の太公望の故事によりてなり、此例をもつて良房忠仁、美基昭宣公、基經貞信公、越前實賴、尾張清慎公、伊尹謙德公、兼

通忠義公、賴忠廉義公、爲光桓德公、公季仁義公、等公あり是を十公と云ふなり、東三條攝政入道し給ひ、法興院と號を賜ふ、是人臣院號を賜はるはじめなり、是よりのち佛道の法を以て院號を賜はり、諡號の沙汰はなくなりたり、

凡院號はもと敕許ありたるなり、今の世は法名とて、妄に院號を用ふことになりぬ、

○位署 官位姓名を書連ることを位署と云ふ、和漢ともに書法のあることなり、豊臣太閤朝鮮を伐給ひし時、異國と書札の贈答あり、日本國攝津州前司小西祕書少監豊臣行長と書ておくられたりとなり、我國の正しき官名は用ひずして、唐名をかきたるは、日本は唐の管國のごとく聞ゆるなり、此時五山の僧を渡海させて、書簡の事をつかさどらせたり、いかんぞ我國の書法を知りたる人をも用ひられざるや、惜哉、

奏聞の署なり、奏聞せざる文書には、臣の字はかゝぬことなりと、

○平親王 平の將門叛逆して、自平親王と僭號せしと世に云傳ふ、姓のある親王其例をきかず、將門も是を辨へざるにや、

○藤原實盛 藤原實盛は、小松の内府の家人となり、彼内府の所領武藏國長井の莊の別當に補したる故に、長井齋藤別當と云ひしとなり、

○寺院坊 寺院坊ともに官舎の號なり、佛法漢土へ來し時、鴻臚寺に著き白馬寺の號ありてより、佛像を置所を寺と云へり、其後佛法日本へ來りき、はじめて佛寺といふ事出來たり、院も坊も又後の事なり、寺主院主坊主とは其所々のぬしなり、今はかしらを剃りたるは、皆坊主と俗に云ひならはしたり、

○大夫とは五位の異名 大夫とは五位の異名なり、源大夫判官大夫の尉と云も、皆五位の判官なり、千葉介の六男東六郎胤頼も、從五位下に敘したるに

依つて六郎大夫と云、三浦平大夫・足利の藤大夫と古き物語にあるも、皆無官の五位の侍なり、又五位鷹を大夫鷹といふも是なり、

○無官の大夫敦盛 無官の大夫敦盛といふは、いまだ任官せず從五位下の爵を賜はりたる故に、無官の大夫といひしなり、今の世にも堂上方の御息、幼少無官にて敘爵し給ひたる多し、是皆無官の大夫なり、

○内舎人の呼名 内舎人は人數多くて、紛るゝ故に各其姓をつけて、源内藤内平内善内牟内と云なり、天野藤内は藤原氏の内舎人なり、紀内行景は紀氏の内舎人なり、伊賀の平内左衛門は平氏にて、内舎人と左衛門の尉を兼帶したる人なり、今世源内平内藤内などと呼名につくは僻事なり、

○在五中將その他のこと 業平朝臣を在五中將と云しは、在原氏の五男なり、平家物語に重衡卿を本三位の中將、惟盛卿を三位の中將、資盛卿を新三位の中將と書きしはまされぬためなり、

○大納言新藤平 大納言は人數多く、名字を書かざる時は混する故に、權大納言・新……藤……平……、或兼官を稱し、又は稱號を加へて三條の大納言などと文書にしろすことなり、是私に云こと

にあらず、宮中にて定めらるゝことなり、譬へば安德の御世、平氏に大納言多けれども、平大納言といひしは時忠卿のことなり、然るに藤原氏の人をいづれも藤大納言と云やうに覺えたる人もあり、僻事なり、中納言も又是に同じ、

○上達部の次將 上達部の次將とは、中納言中將・宰相中將二位三位中少將等を云なり、

○位 階級は人の尊卑をわかたしなり、位の訓は座居の意なり、

○工匠 工匠は諸器を造るものの總名なり、番匠とは、むかし飛驒國より毎年交替して、都へ勤番せし故の名なり、是を飛驒の匠といふ、飛驒の匠と云ふは、一人の事にあらず、彼國の工匠は皆飛驒の匠と

云ふ、此中に大工・少工と云ふ職あり、今は世俗におしなべて大工と云なり、

○大臣は名を稱せず 大臣は名を稱せずと云ことあり、大臣たる人の名字名乗は妄に書籍にもかゝぬことなり、たとへば仁義公・法性寺殿常盤井殿などと書て、御名字はかゝぬことなり、然れども事に依つて混ることあれば、かゝねばならぬこともあり、其時は三條大臣公親、或太政大臣基具、或公相大臣などと書べし、是止事を得ざる時のことなり、天下施行の文書、或位記にも大臣は名字をかゝぬ、右大臣は正二位朝臣などとあり、大納言以下は各名字を書き、百人一首其外歌書にも大臣の名字は書せず、三條右大臣・河原左大臣、或貞信公・謙徳公とあり、就中聖廟の御名字は制ありて、假にも申さぬことなり、記録にも右大臣菅原、百人一首にも菅家とばかりあるなり、近比印行の書物に、菅家の御名字を妄に書しること然るべからず、

○御諱御謚號 御諱御謚號は、後世かりにも用ひざること論ずるに及ばず、御在所の號などは制のかぎりにあらず、一條醍醐四條土御門の類、堂上方の稱號にもあるなり、

○三浦の介 三浦の介と云は、相摸國三浦の住人にて其國の介に任じたるなり、其比までは武士に高官なく、在國の介に任じたるは規模のことなり、仍つて時の人は是を稱美して、三浦の介といひしなり、是他人より云ふことにて、自身には相摸の介と云ふべし、自身に三浦の介といへば僭號になるなり、千葉の介狩野の介等の類も是に同じ、鎌倉殿將軍に補せられし時、院宣を三浦の介義澄を請取、時に三浦の荒二郎義澄と名乗たるは謙退の詞なり、平家物語に、右兵衛の佐のすけの字にやおそれけん、三浦の介とは名のらすして、三浦の荒二郎よしすみと名乗たりとあるは、例の物語の一體なるべし、

○敘留判官 敘留判官を左近大夫・右衛門大夫と

云ふも、他人より稱美して云ことなり、自身は左近將監・右衛門の尉と云ふべしと古記にもみえたり、

○靱負佐 靱負佐は、多は左右の衛門の權の佐にて、檢非違使の宣旨を蒙りたるを、他人是を稱美して靱負の佐と云ふなり、自身は只右衛門の權の佐などと書札にも書べし、自身に靱負の佐といへば僭號なり、近代靱負の佐左右近大夫左衛門の大夫を稱するは正しき官名にあらざるなり、

○内藏の助縫殿の助 内藏の助縫殿の助を、呼名につくこと僭號なり、或人は等は助の字を書換て、内藏の介とはくるしかるまじきやと云へり、さらば左京の介常陸の亮とも書て、無官の呼名とすべきや、

○外記内記主帥將監將曹市の正等 外記内記主帥將監將曹市正等を、呼名に用ること然るべからず、或人は等の官名は、大方左右の字をはぶきては、呼名につきて難なかるべしと云へり、さらば中將少將とも呼名につくべきや、

○呼名に用うまじき名 呼名に用うまじき名は、藏人・大貳・少貳・奉膳・典膳・帶刀・郡司・兵衛・隼人・舍人・掃部・衛士等なり、

○山々寺々の私官 法中には山々寺々にての私官あり、新義真言宗の僧知積院に住して、學徳年膺にもよらず、大覺寺の門跡より法印僧都の官位を申受る其許狀に、其僧可爲法印權大僧都之由御氣色候者なりとありて、坊官の署あり、是法印僧都に准するの儀にて晴たぬ事なり、教授の法印僧都などは、同日にも談るべからず、

○四世無位 四世無位と云ことは、一位の子孫といへども代々非器無才にては、四世に至りては無位になるなり、

○蔭位 蔭位と云ことは、一位以下五位以上の人の子孫は、非器無才といえども父祖の蔭によりて、其々の位に敘するなり、是を蔭位と云ふ、六位より以下の子孫は、父祖の蔭たへて無位になるなり、

○右筆 右筆とは文筆の才を云なり、平家物語殿上のやうちのみ段に、忠盛朝臣のいはく、我右筆の身にあらす、武勇の家に生れて云々、書役の人を右筆と云ふも昔よりいひたるにや、東鑑に見えたり、又手書ともいひしにや、平家物語木曾願書の段に、手書に具せられたりける大夫坊覺明と云々、

○旌 旌は周禮に、折羽爲旌とあり、鳥の羽を旌のさきにつけたるなり、釋名に熊虎爲旌ともみえたり、くまとらなどをつくりてつけしなり、又冑の上にも羽をつけたるなり、是故にかぶとの數に一はね二はねと云ふ名目あるとぞ、

○天文を候て時變を知ること 天文を候て時變を知ると云ことは、意得がたき事なり、時變を知ことは別に一術あるべしと思はる、

○ひたもの ひたもの云詞も、ひたくと云詞も混の字なるべし、混は水流のまじはる儀なり、混冑三百騎などと軍物語に書たるも、水流の如くあなたこ

なたより集りたる兵士なるべし、

○弓のこと はりたる弓を一張二張といふ、はらぬ弓を一枝二枝と云ふ、的矢も一手二手といへど、延喜式には一雙二雙とも見えたり、

○籙に矢をさすこと 噫樂磨が幼時或人のいひしは、籙に矢をさすに必的矢をさし加ふるものなりと、其後年をへて平家物語を見るに、競が三井寺へまいりしとき、瀧口の骨法わすれじと、鷹の羽にてはいたりける的矢一手ぞさしそへたりとあり、或人のいひしも此等のことにや、

○的を射にゆくときのこと 的を射にゆかんに、矢籠にてまれ矢筒にてまれ、紙作の矢二手、漆作の矢一手、矢代一、征矢二すぢ、都合九ツ必持つべしと竹林流の弓法者のいひし、

○戦を見て矢をはぐ いくさ見て矢をはぐと云該は、素問四氣大論云、夫病已成後藥之、亂已成而後治之、譬猶瀉而穿、井闢而鑄、兵不又晚乎云々、是該

の意なり、

○鯨波 軍中にて鯨波をあぐるは雜兵のわざなり、士分は聲をたてざるなり、狩の時勢子の聲をたつるも又是に同じ、

○はやぶさ はやぶさは鷹の中に下品のものなり、是故に侍ほどのものは居ゑざるのよしなり、

○鏡直垂 鏡直垂と云は、よろひを著する時に用ひた、れなり、常の直垂とは裁縫替るべし、むかしは侍ほどのものは皆是を著せしなり、尊卑によりて地と色は替るべし、中比よりかうやうの服もおとろへて、知る人もなきやうになりたり、

○鏡毛色 鏡の毛色に紫匂萌黄にはひと云はば、上を紫糸にておとし、下も二三段も薄紫にておとしたるを、紫匂と云ふなり、萌黄にはひとと、上は萌黄下はうす萌黄なり、此名目は裝束の衣の色目より起りたることなり、上むらさきに薄紫をかさねたるを、紫匂の衣と云へり、自餘の色も深色に同色の淺きを

かさねたるを、匂ひといふなり、山吹匂紅匂みな同事なり、又弓などに匂藤と云も此意にて、あつく卷たる藤にうすくまきそへたるをいふなり、

○他人の鎧を見る時の心得 他人の鎧を見る時は射向の方をみるべし、おしつけの方は見ざるものなり、

○他人の鎧をはむるとき的心得 他人のよろひをはむるに、見事なりとはいはぬものなり、軍中にて手を負たる人を見事といふ故なり、

○他人の鞆を見る時の心得 他人の鞆を見るに表ばかりを見て裏はみることなかれ、裏をも見よとあらば辭せずしてみるべし、

○ほたれ首 ほたれ首とは、首のきりくちより腸などの出て見ぐるしきを云ふ、かゝる首は將の實檢にも備へざる故實なり、薄の穂などの如く、わたのさがりたる故に穂垂首と云にや、

○矢束をさだむること 矢束をさだむるは箝を己

が左の乳にあて、左の手をのばし、指のさきのあたるところにて定むべし、

○淺野家四十餘士に無藝の者なし 武人は文武の道は勿論、雜藝にても一事に通達すれば義理を能くわきまふ、故に死然の全きものなり、近代淺野家の四十餘人無藝の者はなかりしとなり、

○ひをどしの鎧 ひをどしの鎧と云ことは氷魚威なり、さしぬきのくゝりにも氷魚くゝりあり、うすき水色のよしなり、

○打飼 打飼と云ふものは、狩の時犬の食物を入れて、犬牽の腰につくる袋なり、飢たる犬に手して食物をあたふれば、手にくひつくものなり、是を地にうちつくれば、食物の出るやうにしたるものなり、是故に打飼といふ、裁縫は鷹犬家に祕するとなり、今商家に錢などを入れて、腰につくる袋をうちかいと云は、犬の打飼に似たる故なり、

○弓法の故實 今の世に吉良伊勢流などとして、弓

○熊の皮の障泥かじりの制 熊の皮の障泥は、古制は五位以上の人用るなり、六位以下の人は用ひざるなり、況無位の人においてをや、

○鐵炮筒中の瑕 鐵炮の筒中に瑕のあるは見え難きものなり、鎔金のさきを磨き、鏡の如くにしてねじがねをさして、火皿の口より明をうけて、筒口より見るべし、よく見ゆるものなり、

○敵の首を一級二級といふこと 敵の首を一級二級と云ことは、もろこし秦の時の法に、敵の首を一つ取たるものには位一級を授け、二つとりたるものには位二級を授けしより、此名目ありとぞ、

○刀劔及茶器其外諸道具を好むもの 刀劔及茶器其外諸道具を好み、自然と目利になり、後には價の賤に買ひ、貴に賣るの癖いできて、心ざしのつたなくなりたる人を、噺樂麿が若年の時より多く見たるなり、
○戰場にて首牒 戰場にて首牒は、其奥に員數を牒直に書しるすなり、軍勢著到は人數の高をかりに

短冊に書て捺なり、著到に直にはかゝぬものなりと、曾我丹波守の説なりと或人のかたりし、

○制札の法 制札は式正のものなり、三箇條より外にはかゝぬ法なり、もし四箇條あるときは、一字低て附たりと云字を書て、其事を書載べし、掟書法度書は何箇條なりとも其品によるべし、是又曾我氏の説なりと聞し、

○硯箱の蓋の置き様 硯箱の蓋などは、假初にもあふのけてはをかるものなりときし、

○貴人の文書を焼くこと 貴人、文書などを火にくべよと仰あらば、御前にて細にさきやぶり持つてたつべし、

○歌囊の歌 歌囊の歌、いたづらになくやはづのうたぶくろおろかなるにもおもひいればや、

○菜の歌 菜の歌、よしの山去年の枝折の道かへてまだ見ぬおくの花をたづねん、

○銚子にて酌をとること 銚子にて酌をとること

後代のことなり、昔は瓶子にて酌をとりしなり、今も公事の時は瓶子なり、銚子に諸口片口あり、各用るところ差別あり、片口の銚子を用うべき時に片口の銚子なくば、諸口の銚子の一方を紙にてつゝみ水引にて結ぶべし、是故實なりと聞し、

○吳服尺 吳服尺は曲尺を五段にして、其一段を曲尺に加へたるものなり、曲尺にて一尺二寸に當るなり、又海鱈尺は曲尺を四段にして、其一段を曲尺に加へたるものなり、曲尺にて一尺二寸五分にあたるなり、

○周尺 周尺は黃鐘の長を五段にし、其一段を黃鐘の長より減じたるものなり、凡曲尺にて六寸四分なり、又曲尺は黃鐘の長を四段にし、其一段を黃鐘の長を加へたるものなりと聞けり、是をもつてみれば、黃鐘の長は典尺にて八寸なるにや、黃鐘の長は十一月の律の寸なり、管によりて長短あるべきことなり、音律の聖ならでは眞の寸は得がたかるべし、

○遠鏡にて日を見るべからず 遠鏡にて日を見れば、たちまち目つぶるゝことあり、必見ることなかれ、噺樂麿が若年の時、盲になりし人をみたるなり、又是を久しく見れば氣力の衰ふるものなり、

○對馬國より遠鏡にて朝鮮を見る 對馬國より朝鮮を遠鏡にて見れば、湊に船の出入の見ゆると云人あり、天地圓形なれば見ゆべき理なし、噺樂麿西國へ下りし時海上を見るに、七八里程までは船のかたちみゆるなり、十里程に及べば船は海にかくれて帆ばかり見ゆるなり、是天地圓體の證なり、

○武藏七黨 武藏七黨とは、私市きさい・丹兒に・玉金子・村山・老海名・須貝云々、

○坂東八平氏 坂東の八平氏とは、平山・稻毛・長井・榛澤・榛谷・都筑・足立・豊島或兒玉云々、

○紀伊國熊野の八莊司 紀伊國熊野の八莊司といふは、玉置・湯淺・秋津・芋瀬・眞砂・山本・日出・湯川なり、
○女は夫の官位の級を以て進退す 女は其夫の官

位の級をもつて、進退するさだめなり、衣服も夫の服色をきるなり、公卿は勿論殿上人にても禁色を聴りたる人の妻は、禁色・綾織物をきるなり、殿上人といへども色ゆるされざる人の妻女は、あやをりものは著ざるなり、地下は勿論なり、是則式のさだめなり、むかし豊前といひし采女、一日晴の儀にて蒲萄染えびぞらいろいろのことなの奴袴を著て、馬に乘て行幸の供奉したり、禁色也、此豊前は醫師重正と云ふ人の相知りたるものなり、豊前が紫のさしぬきをきたるを、山井大納言の、重正は禁色をゆるされたるかと、戯ていひ給ひたると清女の枕草紙に書かれたり、是女は夫の服色を著るなり、今の世凡下にいたりても女は制禁の外なりとて、織物の類を妄に著ること大なる零落なり、

○裳著 裳著と云は、女子の成長して始て裳を著ることなり、

○こくび 衣服のこくびと云はるりのことなり、おほくびに對して云ふなり、

○腰著 腰著とは巻絹のことなり、

○柳宮 柳宮は名目やないばなり、やなぎこりのことなり、覽宮ともいへり、

○まないた まないたは魚板なり、まなばしも魚箸なり、まなとは魚の事なり、高貴の上に眞名始俗に云喚也と云は、誕生の若君に、はじめて魚味を奉ることなり、

○火所 火所はくどくどとこなり、さかさまにしてぐごとくなり、

○撞木杖 俗に云撞木杖と云ふは、鹿杖かぜづまのことなり、山のかせぎと云ふも是なり、

○鑑 鑑、唐書云、以銅爲鑑、可正衣冠、以古爲鑑、可與替、以人爲鑑、可明得失、云々、かみの訓はかんがへみるなり、

○宿紙 宿紙はもとは熟紙と書く、熟の字を清みてよむなり、熟の字を清みてよますべきために、文字を書かへたるなり、縮線綾ももとは熟線綾なり、是又

清みて名目すべきために、文字をかきかへたるなり、

○燧袋 燧袋は三角にぬふものなり、三角は火のかたちなり、昔より火うちは旅行には必持しものなり、陽氣をもとむるものなり、神事には人を改るに よりて、なくてはならぬものなり、穢れたる火なりとも、燧をもつて火をうちかけて清淨にすることもあり、陣中などにては専用のもものなり、又昔旅立の人にひうちを馬のはなむけにしたること、古書にみえたり、

○紙服かみこ 紙服につくる火うち 紙服に火うちと云ふものを付る、火打袋の形に三角にするゆゑのななり、

○粉 粉、順の和名抄に、しろきもの、今云白粉なり、古き物語などにしろいものと見えたり、さればおしろいと書は御白粉なり、御おしろいとかくはあし、

○深草の土器 深草の土器とは、今伏見の深草にあらず、嵯峨に深草と云へる所あり、此所のことなり、

り、今に至てかわらけを出すとなり、

○南方といへる鍛冶 尾張國名古屋に南方といへる鍛冶あり、彼を南方といへるは、源敬卿が作りし毛抜にて御髭をぬき給へば、よくぬけて少ものこらず、南方不毛之地と云ふことのあれば、常にかれを南方と仰せられしより、名となりたるとなり、

○秤の目をしるること 秤の目をしることは、賤きことのやうに覺えたるもあり、僻事なり、高貴のうへにても、秤り目をしり給はねばならぬこともあり、其家法の薰物をたみ、或藥を調合するに分量を知り給はずしてはかなはぬなり、是故にや高貴の御厨子に秤を入れおくこと、雅すけ裝束抄にみえたり、

○ものを略していふこと 庖丁刀を庖丁と云、熨斗砲をのしと云ふ、奉書紙杉原紙も略してかみをいはざれども、人々互に意得ることになりぬ、是等の類あげてかぞふべからず、杉原紙を杉原とばかりいふこと久しきことなるにや、海人の藻芥・康富の記にも

杉原ととばかり見えたり、

○鑄ると云ふこと 鏡・鐘・鍋・釜の類は鑄るといひ、劔・刀の類はいるとはいはず、うつと云ふとのみ覺へたる人もあり、古へより劔を鑄ると云なり、其證は侍中群要、鑄節刀使雲井の春につるぎやいてまつりしと仰ありけるにと見えたり、又職原鈔に鑄改鏡劔とあり、異國の例は左傳云、莒子庚與虐而好劔、苟鑄劔必試、請人、唐書云、鑄三尺劔示威光、又杜常詩、木梅磨玉白、水仙鑄劔青、かく和漢ともに劔を鑄ると云なり、

○砧の訓 砧の訓はきぬいたの略なり、

○書籍の寸法 書籍の寸法は、横曲尺にて六寸ならば、縦は曲尺のうらの尺にて六寸にすべし、縦横ともにはうらおもての尺にて同寸にすべし、外題は縦は書物の三分の二、横は六分の一なり、書物にかざらず縦横ある箱なども、うらおもての尺にて同寸にすれば格好よし、



曲尺五寸

方五寸の斜弦は裏尺五寸なり、則書物の縦なり、かの大小の尺は人々の好によることなれども、是も裏表の尺にて同寸にすれば格好よし、

○實玉・造玉見知りやうの事 實玉・造玉見知りやうの事は、眞の玉はうちあはせて聞に音に響なし、造玉は響あり、又實玉は火にもやけず、われざるものなりと或書にみえたり、又目がねの玉の眞偽を知るには、眞玉は舌にあつるにひやゝかなり、造玉はひやゝかならず、

○關達にて清淨なる僧 關達にて清淨なる僧は色めきたる戲をいふものなり、是其身に疵なきゆる

なり、花山の僧正の戀の歌は、普通の僧のよみがたかるべき詞多し、

○君上の判物私家の系圖などを入れたる箱の鍵君上の判物、私家の系圖此外大切なる文書等の入たる箱の鍵は、常に脇差の栗形などに附置て然るべき也、

○鷹狩の詞 鷹狩の詞に、鷹鴨を田物といひ、鶴、鴻鷺其外水鳥をらん鳥と云ふとなり、

○武庫・兵庫 むかし諸國に便宜にしたがひ、兵器を納め置かる、是を武庫とも兵庫とも云ふ、攝津國の武庫といふ是なり、兵庫の浦も是故なり、

○辻々の門柵を釘貫といふ 辻々の門柵を釘貫と云ふこと、今は都がたの人はいはぬやうになりたり、西國邊にては今もくぎぬきと云ふ所もあり、更級日記に、清見が關はかたつかたは海なるに、關屋どもあまたありて、海までくぎぬきしたり、又康富の記、三條東洞院釘貫と見えたり、
康富の比までは、一條通に東か洞院あつたり、内裏は今の所よりは

る西にあつたり、

○河内國の王仁墓 河内國交野郡藤坂と云所に王仁の墓あり、土俗に鬼の塚と云、わうにんをおにとあやまりたると云へり、噺樂麿按ずるに、王仁の和訓わになり、古事記に和邇吉師とあり、日本の人となりたる上へは、わにと訓すること勿論なり、さればわにのつかと云ふべきを、ワとヲと五音通するゆるに、おにのつかといひつけたりとおもはる、又同國に和爾の池と云あり、是も王仁の古き名の残りたるにや、

○紙屋川 北野の宮の後を流る、川を紙屋川と云、又かひ川とも云ふ、昔此川のはとりに、圖書寮の別院に紙屋の院あり、紙をすきし所なり、此所にてすきし紙をかみや紙と云ふ、是故に紙屋川といふなりと云へり、北野と平野との間をなぐる、故に、神谷川と云ふなりとの説は附會したるなり、又かひ川といふは、北野と平野との間をなぐる、川なれば、あひ川と云ふべきを、あとかと同音通するゆるにかひ川

といふにや、甲斐國も富士と淺間の間にあればあいの國なるを、あか同音通すればかひの國といふよしなり、山の間の狭き所を峽と云ふ、山のおひなれどもあか同音通じてかひと云ふ、

○同 追考、大嘗會の時、荒見川祓と云ふは、此川の邊にてあり、されば此川荒見川といふにや、加比川と云は、荒見川の訓の轉せるにや、あらかへしあなり、此あを同音かに通じ、見も同音ひに通じて加比川といふか、猶識者に正すべし、

○うつば 攝津國大坂の町の名に、うつば本云と云所あり、鹽魚を商ふ所なり、市の詞にやすくと云ふを豊臣太閤聞召て、矢筈々々は空穂を賣るにやと、たはぶれてのたまひしよりの名なりと云り、

○をぐらのみね 拾遺集に、白雲の春はかさねて立田山をぐらのみねに花にはふらんとよめり、をぐらのみねは今俗にくらがりといふ所なりといへり、
○千本念佛 京都みやこの北千本通の上に、蓮臺寺とい

ふ寺あり、毎年の春、普賢像といふ櫻の咲比念佛會を執行す、是を千本念佛と云ふ、此時彼寺より櫻花を諸司代へ獻ず、翌日此花を獄舎へ下さる、此日獄舎の戸を開き、囚人を中圍へ出し、花を見せしめ酒肴を賜るとなり、古例なりと聞けり、

○山城國井手の蛙 山城國井手の蛙は名物なり、歌にもよめり、彼蛙を他所の蛙の多き所へ放てば、乘蛙音をとむといひ傳へたり、或貴家に井手より蛙を多く取よせて池にはなされたるに、或時他の蛙を一つ入れられたれば、皆々音をとめて二三日すぎのち又音を出したり、其後他所の蛙の多き所へ井手の蛙をはなされたれば、是又二三日音をとめしかば、度々ためし見給ひたるに、みなしかありしとなり、されば井手の蛙のみかぎりたるにあらざるべし、
○山城國宇治川 山城國宇治川は南巳より北亥に流れ、橋は東寅西甲に渡れり、されば宇治川の南北の岸といふは誤れり、

○三河國矢作市 三河國矢作市は、今の岡崎といふ所なりと云へり、

○道の口 道の口とは越前國を云ふなり、
○葦の葉書 葦の葉書といふは、文章に繪を交て書ことなり、たとへば今日は日よりもよく候へばてつりにまかるべく候などと書類なり、日蓮上人の歌に、あしの葉のかたちはふねに似たれどもなにはの人はゑこそわたさじ、是あしの葉がきの歌なり、

○記録書 記録書とは、大納言を大糸言、中將を中井、應永を応永、元和を元禾、嵯峨を山山、醐醍を西酉と書を云ふなり、釋家にては讀誦を言言、瓔珞を王王、菩薩を井と書類なり、片假名の半體も記録書のごとし、

○豊臣太閤の近士和久何某 豊臣太閤の近士に和久何某とかやいひし人は、陽明家の御流をまなびて手書の上手なり、謠の本を書たるを世の人もてあそ

びけるとなり、濁る假名清むかなをまされぬやうに書き、假名づかひも改め正したり、かゝるわけをも知りわかまへず、後々の人かなのかきやうをもあやまりたるとなり、

○大定通寶 大定通寶と云錢は唐錢なり、日本へも多く來りて今にある錢なり、此錢の文は、弘法大師唐土へゆき給ひし時、彼土の帝王の敕をうけて書給ひしとなり、異國にて能書の譽れを残されたる也、

○蚯蚓書 わらはへの手習はじめに、見わけがたき文字を書を、蚯蚓書と云ふは、昔よりいひしことや、榮花物語に見えたり、

○同字意別 同字意別と云ふことは、同字にても名目に依て意の違ふことを云ふ、假令一人と云字を、いちじんといへば天子の御事になり、いちにんと云へば庶人のうへの言なり、又人形を音にてにんぎやうといへば玩具になり、訓にてひとがたと云へば祓の具になるなり、是等の類を同字意別とはいふなり、

○同文古來 同文古來と云ことあり、是は古書に出たる文言を、一字も違へず其儘にかくことを云ふなり、職原鈔に、帝皇編年記の文を其儘に用ひられたる所もあり、又公家諸法度に、禁祕鈔の文を用ひられたる類なり、

○要略後見 要略後見と云ことは、文章の專要の文を最初に略め、文章のをはりにしかと書あらはすことを云なり、職原鈔神祇官の下に、以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也とありて、其文章の終に、神國之故に以當官置太政官之上とか、せ給ひたる類なり、

○守付 軍中にて故ありて討死を思ひさだめたる者は、小き簡に姓名を記し、髻に結付るを守付と云ふ、此首を取たるは一簾賞翫のことなり、雜兵の首といへども守付あらば、士分の首に准すべしと、曾我丹波守右祐の記さし書にみえたりと聞けり、治承五年七月二十日、安房國長佐六郎が郎等左中太常澄、髻に札

を付たること東鑑に見えたり、

○守付の首 守付の首はよく洗ひ桶首桶寸法故實あり入れて、其蓋に首の姓名と討取たる人の姓名を書記して、敵の方へ贈りかへす故實なりと聞り、

○往昔船軍に甲冑を著す 船軍に往昔は甲冑を著せしなり、近代に至りて能島久留島の島一流には一向甲冑を用ひず、鉢金をいれたる冑・頭巾・鎖帷子を用るなり、鎧なども随分手軽く柄の短きを用るなり、足輕の鐵砲は玉目十目以上を用るなり、すべて軍法陸軍とは大きに違ひたること多し、

○錄にさす矢の數 錄にさす矢の數は、多くは二十四なり、此うち一つは矢がらみの緒にて鏝にからみ付るなり、二十三は射はらひてあとに一つのこさねば、ゑびらがくづるなり、是故に是非に一つは残すなり、平家物語橋合戦の段に、二十四さしたる矢にて敵十二人射をとし、十一人に手を負せられたれば、錄にひとつぞのこりたりとあるは是なり、其後ゑびらも

といて捨てけりとは、残りし矢もゑびらひてゑびらがくづれて、働のさほりになる故にといて捨たるなり、梶原のゑびらの梅はまたく風流にあらず、矢を皆ゑびらひて梅枝をさして、ゑびらをかためたるなるべし、

夏山雜談卷之三

○諱 諱と云は、我國の故實にて天子に限り申こと也、天子の御名字はいみさけて用ぬことなり、是故にいみなと訓するなり、神野嵯峨帝御諱郡を新居と改められたる、類國史に見えたり、異國にては天子より庶人に至りてすべて諱と云ふなり、異國にても晉僖侯の名を司徒といひたる故に、司徒の官を中軍と改め、宋武公を司空と云ふ、故に司空の官を司城と改め、呂后を雉といひし故に、きじを野雞といひたをなり、山川土地の名、藥種の名までもあらためたる事あり、
○國人 國人と云字をくにたみとよむことは、後嵯峨院の御諱を邦仁と申奉りし故に、是をさけたる也、又世人といふ文字をよのひととよみ、或只ひととばかりよむことも、後宇多院の御諱を世仁と申奉りし故なり、

○攝津國栢梨莊 攝津國栢梨莊をかへなしと云ふ、栢樞をかへと云事も、むかし賀陽親王の御名をさけたるとなり、異國には字あり、我國にはあざなつくことなし、今世よび名を字の如く思ふは僻ごとなり、しかれども詩文章家には字をつくなり、詩文章は異國の法なればなり、日本の詩文章家の字の法は、姓に一字を加てつくなり、菅三聖廟御字善耀三善清行、文琳文室康秀の類なり、

○磨 古人の名に磨の字をついたるは、男子の美稱なり、磨と書は假名書なり、かなまろといふ磨は丸なり、彦は男子の美稱、姫は女子の美稱なり、日子日女なり、往昔は呼名に父の官をつけてよびしなり、相模太郎は相摸守の一男、越中二郎は越中守の二男、備後三郎は備後守の三男なり、

○僧官の呼名 僧官にも父の官をつけてよぶこともあり、大納言の律師と云は大納言の子、中納言の僧都と云も中納言の子なり、

○殿中納言殿中將 殿中納言殿中將と云ふも、攝政關白などの御子なり、攝關を殿と申す故なり、殿法印良忠は執政の御子なり、

○女官の呼名 女官にも父の官をつけてよぶこともあり、大納言の典侍は大納言の女なり、伊勢の御息所と云しは伊勢守の女なり、又夫の官をつくることもあり、和泉式部は和泉守の妻、大貳三位は太宰の大貳の妻なり、

○餘一 餘一與一と云呼名は、十男よりあまりたる子なり、那須の與一は資高が十一男なればなり、余五將軍維茂も十五男なり、

○六孫王六代 六孫王と云は、第六の孫王と云ことなり、經基は清和第六の皇子桃園親王の御子なれば、六孫王と云ふなり、平高棟卿を五孫王といひしは、桓武第五の皇子葛原親王の御子なればなり、六代は正盛より六代目と云ふことなり、正盛—忠盛—清盛—重盛—維盛—六代、以下別項ナランカ 肖栢を牡丹花と云

ふは、「春さかぬはなやこゝろのふかみぐさ」と云秀句ありたるよりかくいふよしなり、

○一世の源氏 一世の源氏とは、皇子の源姓を賜はりて、臣下に列なり給ひたるを云なり、河原左大臣嵯峨帝の御子なり等の類なり、二世の源氏とは天子の御孫なり、六孫王經基の類をいふ、子孫の末にいたりて代と世とのかはりあり、頼光朝臣を清和天皇五代ともいひ、四世とも云ふなり、其圖左の如し、

一代 清和天皇—二代 貞純親王—三代 經基—四代 滿仲—五代 頼光—四世 頼光

唐土にてもかく云ふにや、孟子離婁篇の註に云、父子相繼爲二世、云々、

○重姓 藤原惠美・中臣酒人・平羣文室などの類を、重ね姓といふなり、稱號にもかさねたるものあり、三浦の和田・佐々木の黒田などの類なり、

○上姓下姓 上姓・下姓と云は、日本の姓を上姓いひ、異國の人、日本に來りて姓を賜はりたるを、下

と云ふなり、

○和上臈和御前和殿 和上臈和御前和殿と云ふことは、其人を敬ひて云ふことなり、和は日本の號なり、人の貴賤は姓氏によることなり、往古は異國の人多く日本に來りて姓を賜はりしなり、されば上姓の人を日本の氏なりとうやまひて、和上臈和殿和主といひしより起りたることなり、われは私の略といへども和氏なり、おらも和等なり、わごれも和御料なり、西國にて人をさして和次郎といへるも、和氏郎なるべし、

○名字 名字と云ふべきを、俗に名乗と云ふ、又稱號といふべきを、俗に名字と云、或苗字百三十年計以前までは、武家方にても稱號といひけるにや、平岩主計頭親吉の記されたる書には、稱號とあるなり、

○兄弟の次序 唐には兄弟の次序を、伯仲叔季といへり、我國にて太郎二郎より十郎まで、或與一與次與三、又は氏をそへて源太・平次・藤三などと呼名に

次第ありたるなり、後世はかゝることも零落したり、
○西國邊にていふ女の名 西國邊には女の名、袈裟千代袈裟龜龜菊乙鶴などといふあり、古きことは邊士にとりたり、

○御諱諡號年號大臣名を名字に用ふことなけれ
御諱諡號年號の文字大臣名を名字名乗のこに用ることなけれ、是古へよりの法なり、是にかぎらず、公任定家藤房武家においては頼朝尊氏義貞等の武將の名は勿論、正成元就藤孝等の名を用ることなけれ、女の名にも輕と云文字をつくべからず、文德帝の御諱なり、常信光などの文字も除べし、大臣の名なり、
○いろふ いろふと云は物をとりあつかふことなり、百寮訓要に、天下の大事をいろふべきなどと外記の條に書せ給ひしなり、西國の人物にかまはぬことをいふてされと云ふは此ことなり、

○御前 御前とは女的美稱なり、姫御前姫御前の類なり、西國邊にてよせある人の妻女を、おまへと云

ふ音訓のかはりなり、

○犬 犬は、和名惠沼なり、いぬともいふ、犬の子を西國方の人は、ゑのこと云ふなり、都方にてはゑのころといふなり、

○樵夫 樵夫をきこりと訓ずるは木切なり、萬葉集に、切をとると讀なり、

○尿をしとといふこと 尿をしと云ふ、女子の詞にし、と云もしとのことなり、昔は車の中にも尿筒と云ふものを入れ、或下部に持たしめたり、西國邊にては男女ともに今にしとといふなり、上方の人のきゝては耳おどろかすことなり、

○ろさう 西國邊にて下賤の詞に、人のかたにて食物を喰ふことをろさうと云、又小兒の母に乳汁なくて、もらひ乳にて育るをろさい乳と云ふなり、按ずるに、佛氏の外に出て食を乞を遷齋と云ふ、もらひ喰をろさいといふは是なるべし、

○やへへ 西國邊にて人の弟をやへへと云、

大鏡西三條の右大臣の段に、かくばかりすゑさかえ給ひける中納言殿を、やへへのおと、にて、こえたてまつりたまへりと云、

○西國邊士の年始婚儀の禮 西國邊士にては年始其外祝儀には瓶子にて酌をとり、或婚儀に酒肴を贈答ふるに、指樽を用る所もあり、古風なることなり、
○西國邊にて賤女の風俗 西國邊にて賤女は物詣などする時は、白布もめんの類にて長きはちまきをして前にて結びさぐるなり、いにしへの賤女はかくせしにや、能の狂言の女はちまきをするなり、

○桓武天皇以往の御諡號 桓武天皇以往は皆御徳の號なり、平城天皇以後は或御徳の號、或御在所の號、是不同なり、御徳號とは仁明文徳光孝の類なり、御在所の號とは宇多醍醐村上の類なり、後の字をそへ奉ることは、先皇の御蹤を追うてのことなり、後一條院一條の院の御子 是始めなり、後の字をそへ奉るに、御徳號にはそへず、御在所の號にはそへ奉る例なる、仁

明深草の帝、光孝小松の帝に後の字をそへて後深草院・後小松院是也、後花園院をはじめは後文徳院と諡を奉られしかども、後日の御沙汰ありて後花園院と改られたりとなり、是御徳號に御の字をそへ奉らぬ故なり、

○天皇院 いにしへの神道の葬を天皇と稱し、佛道の葬を院と申奉ると云ふ人あれども、意を得ぬことなり、持統天皇は佛道の法を以て火葬し奉る、是天子火葬の始なり、淳和天皇は御遺詔にて火葬し、御骨を粉に碎き、大原山にまきすてたりといへども、天皇と稱し奉るなり、

○天皇號院號のこと 先代天皇號にて文徳天皇村上天皇と申奉るをば、後世より文徳村上院などと申さぬこと也、又院號にて鳥羽院・白河院と申奉るは、後世より鳥羽天皇・白河天皇と申事難なきことなり、如何となれば、太上天皇の尊號ある故なり、扶桑略記の所見も又かくのごとし、
○海神・海上和田原等の、たの假字 海神海上和

田原等のたの假名は清音なるべし、萬葉集に綿の底とあればなり、

○東の詞に濁音多し 東の詞には濁音多し、さやの中山を、さやの長山と聞ゆるやうにいへり、

○衣手 衣手とは袖のことなり、衣をそと云ふ、衣の手なればそでなり、

○めのこむすびめのござん めのこむすびとは女子結なり、めのござんと云ふも女子算なり、

○牀に花を生る時の心得 牀に花を生るに掛物の繪梅ならば、梅の花はいけぬもの也、正花を生れば繪の賞翫うすくなるなり、

○平張 平張とは假屋のことなり、

○虎子箱 虎子箱とは小廁のことなり、

○つめたき つめたきは爪痛なり、

○いくつ いくつは幾つ、なんばは何程なり、

○へらへいとう いやしき詞に、へらへいとうと云は、文選讀の如く平等平等なるべし、

○五の數をげんこといふ 五の數をげんこといへるは、五は阮古切なればなり、

○古き菊の名に用ふるわつは 古き菊の名に、わつはと云もの色々あり、能登守教經の、わつは菊王といふより名付たるもの也、

○むゆか 六日はむゆかなり、源氏物語にもみえたり、むいかと云ふはあし、となり、

○領家 領家を武家にて地頭と云ふなり、

○御料人 御料人とは、俗に女子をいへども、男子もかくいふなり、康富の記など考へ見べし、

○茶のはじめ 茶は梅尾の明惠上人より始まりたりと、世にいひならはしたれども、上古よりありたるものなり、江家次第年中行事歌合など考へみるべし、

○紙をもみてうちあふ戯 紙をもみてうちあふたはぶれば、昔よりあることなり、紫式部日記に、攤うち給ふ紙のあらそひとあるなり、

○普通 普通とは、常なみくの事をいふなり、

○一日あはねば百日もあはぬ 一日あはねば百日もあはぬと云諺は、毛詩に、一日不見如三月、

○盛唐中唐晚唐 盛唐とは、第一代高祖の武徳年中より、第七代玄宗の天寶の頃までを云ふ、中唐とは、天寶の末より、十二代憲宗の元和の頃までを云ふ、晚唐とは、元和の末よりをいふなり、

○氏神 氏神とは姓氏の祖神なり、春日は藤原、梅の宮は橘、藤森は清原等なり、八幡宮を清和源氏の氏神と云は、義家朝臣神前にて首服を加へ、八幡太郎と稱せしより、義家朝臣の一流は、氏神に准せられしなるべし、清和の御末にても、別流源氏は氏神とは云ひ難し、甲斐源氏の氏神は新羅明神なるべし、

○麥索 麥索とはそうめんのことなり、長眞法師の歌に、いかなれば世にはおほかるむぎなはの一房にだにたらぬなりけり、

○他界 他界と云は、精華等の死をいふなり、昔は

高貴にかぎらず他界といひけるにや、東鑑建久三年八月二十二日の記に、雜色成里、去夏頃他界、云々、此外凡人を他界と云こと多くみえたり、

○敗北 敗北、資治通鑑第三註に、人好陽而惡陰、北方幽陰地也、故軍敗曰北、云々、北と云字にぐると訓をつけたるもこれなり、

○霖雨 霖雨とは、爾雅に三日以上云霖、小町の歌に、花の色はうつりにけりないたづらに我身よにふるながめせしまに、ながめは霖雨なり、

○勘當 勘當とは、其罪を勘へて輕重の法に當つると云意なり、唐書に、軍中不暇勘當、云々、

○すばる星 昂星をすばる星と云は、統星なり、一所に統あつまりたる故にかく云ふなり、統の字をすばると訓ず、すまると云も同音にて通ずる也、神代の卷に、八坂瓊五百箇御統とあるなり、

○よなべ よなべと云ことは夜紉なり、詩國風云、晝爾于第、宵爾索紉、云々、詩の意も、あながち索は

かりに限らず、

○拜趨の禮 拜趨の禮上中下三段あり、事林廣記等に詳に見えたり、趨ははしるなり、我より上輩の人に路頭にて逢ふ時は、するすると走りよりて禮をすることなり、曲禮云、遭先生於道、趨而進、正立拱手、云々、

○嫡子 漢書注師古云、適讀云嫡、云々、嫡とは本妻のことなり、其生たる子を嫡子と云ふなり、

○外戚 外戚をば、かたとよむなり、母方と云ことなり、母方に貴賤の差別あり、西宮左大臣は、延喜帝の第一の御子なれども、更衣腹にて位につき給はず、朱雀村上は帝位につき給ふ、二帝の御母は中宮にて昭宣公の御女なり、如何なる親王執柄の御女にても、後に立給はねば劣腹よちばらと申なり、

○囀 下賤の人の詞多きを囀さへりと云、紫式部日記に、あやしき賤のをのさへづりとあり、源物氏語にもあ

まのさへづりとあるなり、

○名目 名目と云ふもの、ならひなくして讀むときは、必事理を失ふこと多し、漢學の一方をもつて書をやむ時は、故實を誤ること多かるべしと古人もいひ給ひしことなり、すべて名目はならはねばならぬことあり、たとへば京にて平野上聲、大坂にて平野去聲とたづねたらば、をしふる人もあるまじ、

○當今 近頃の人、まさにいまと云語に、當今まさいまと書多し、當今とは今上の御事の上を申奉る也、文書によりて斟酌して用ふべし、神代卷などには今當と見えたり、

○金山 金山はかねきんざんかねざん徑山、はこみちきんざん、秦ははだしん、晉はすゝむしんと云ふなり、稱徳聖德・正徳、藤氏長者・東寺長者、安房・阿波もいひわけねば、それと知れぬなり、

○人の身の行 人の身の行ひ悪ければ、我子といへども下知はならぬものなり、今川といへる書物今り、出雲をいづも、河内をかはちと云類は、没上のかななり、文殿をふどの、烏丸をからすまと云は、没下のかななり、

○鎌倉二位禪尼の骨 鎌倉二位禪尼を火葬し、其骨を薬師佛の像の中に納て、高野山金剛三昧院へ送られたり、此薬師佛並に此時義時・泰時兩朝臣の添狀、今に彼院に現在せり、

○火葬 異國のむかし火葬することなし、大罪あるものは屍をやきすてたりとなり、我國の上代火葬の沙汰なし、文武天皇の四年、道晶和尚を火葬せしより起りたりと續日本紀に見えたり、

○芻靈 もろこしのいにしへの人を葬るに、草をつかねて人のかたちをつくりて從衛とす、是を芻靈と云ふ、略人のかたちに似たるのみ、其後備と云ものに換たり、其かたち面目あり、太人に似たり、故に聖人其不仁をにくみ給ひたること、孟子の梁惠王の篇備の註に委くみえたり、我國の上代野見の宿禰の作

世に行はれてあり、了俊の質おして知るべし、

○偽作の書物 偽作の書物は、其書の全體と文章と意の揃はぬものなり、偽作する者は盜に准じて罪すると、律と云書に見えたるとなり、甲陽軍鑑といへる書物は、高坂彈正が筆作にあらず、偽作の書なりと或人のいひしはさもあるべし、

○争訟刑罪を判断する人の心得 争訟刑罪を判断すべき人は、我國の律令格式の書を見て、それを斟酌して新法に用ふべし、いかに才智勝れたりとも、古法をしらずしては誤ることあるべしと古人の詞なり、

○古今集の假名序 古今年の假名序は、奏聞の序なるべし、真名序は、奏聞の序にてはあらざるべし、如何となれば、花山僧正・在原中將文琳野宰相在納言などとあればなり、

○没上没下の假名 假名の上を略したるを、没上の假名といふ、下を略したるを、没下のかなと云ふな

り給ひし埴輪は、異國の俑の如きものにはあらず、
○中臣 中臣は名目なかとみ也、なかつおみなれども、つをの反となれば、つおを約めてなかとみと名目するなり、近世の豊臣もとよつおみなれども、とよとみと名目するなり、

○どこの牛の骨やら馬の骨やら知れぬといふ諺
どこの牛の骨やら馬の骨やら知れぬと云ふ諺は、氏のはね、生れのはねと云ふあやまり、骨は尸なり、姓尸と書てうぢかばねといふなり、

○豊臣太閤朝鮮征伐の時富士を見しといふ話 豊臣太閤朝鮮を伐給ひし時、彼國より日本の富士山見えたる由記したる書物あり、地理をわかまへざる人のいふことなるべし、

○人の子を教ふべきこと 鶯のひなに笛をさかして三光を囀り、猿をしふれば舞をまふ、人の子に教へざるの理あらんや、

○嵯峨大覺寺の後の山の仙人水 嵯峨大覺寺の後の

の山に、仙人水といへる泉あり、さかの人家此水を元朝の若水に汲むとなり、古き風俗なりと云へり、
○琉球國 琉球國には一年に二度米ををさむるとなり、正月に種蒔て五月に刈、六月にうるて十月に刈といへり、

○雷鳴の時桑原といふこと 桑原といふ所は、むかし菅家のしろしめたる處なり、延長の霹靂其後度度雷の墮たりし時、此桑原には一度もおちず、雷の災のなかりしとかや、これによつて京中の兒女子、いかづちの鳴時は、桑原々々といひて呪しけるとなり、今にいたりてかくいふ事なり、

○雪にて色々の物を作る 雪にて佛を作り、達磨をつくり、此外色々のけだもののかたちを作ること、昔よりのことなり、異國にてもかゝることのあるにや、張文潛が雪獅子の詩あり、

○鶏を喚ぶに登々と云ふ 今俗に鶏を喚ぶに登々と云ふ、古へは都々といひけるにや、萬葉集に、都々

と云詞を、義訓して喚鶏と書く、都々・登々は五音通

するなり、上古はすべて諸鳥をよぶに、都々といひけるにや、古事記の歌の詞に都々とあるは、千鳥をよぶ聲なり、萬の事今を知つて古へを知らざるは、盲者の類なりと古人のいへり、

○たそかれ 日の暮にかゝるをたそかれとは、誰彼と見わけがたき故なり、

○轉語 葦をよしと云、梨子をありのみと云は轉語なり、ないものはないと云も轉語にて、あるものがあることなり、

○一樹の陰一河の流と云ふ諺 一樹の陰一河の流と云諺は、古文類談の詩に、汲流一河接彌深、屏雨一樹思殊親と、是諺の意なり、

○井に二品あり 井に二品あり、椀井筒井なり、石にてまれ木にてまれ、底より四角に組みあげたるを椀井と云ふ、圓くしたるを筒井と云、今の世はたやすき故に筒井にするなり、

椀井は住吉の社内あり、

○さいとり さいとりはさし鳥なり、俗にさいとりさしと云ふは重言なり、

○らつしもない らつしもないと云詞は、膺次もないと書べし、年は膺なり、次は次第なり、上膺は下座につき、下膺は上座につくことなどは、膺次もないことなり、

○おしなべて おしなべてと云詞は、押並なり、○をそ きたなきことを、古語にをそといひしとなり、高野山にをぞ川と云あり、不淨を流す川なり、

○猶子 猶子とは異國にて甥のことを云なり、禮記に兄弟の子は猶子とあり、日本には猶子とは、子分にすることを云ふなり、是にかぎらず、異國とは各別のことあり、我國古の制法をしらず、漫りに難することあるべからず、

○反閉 反閉とは、陰陽家に地をふみしづむることなり、行幸の時など此事あり、行幸に陽陰寮御先へ

參るも是故なり、今の能の翁三番三は反閉なり、舞臺をふみしづむることのよしなり、もと陰陽家より傳を得たるものなりといへり、あしどりにならひありと云は是故なり、俗にへんばがほ、或へんばふむと云も、反閉のかほのごとく、反閉の足どりのやうにする事を云へり、

○めんどろなることといふ諺　めんどろなることと云諺は、著と云ふことなるにや、田舎にて著をめんどろと云、笠をとるに三反して一交をなし、十八反して卦をなすなり、其仕様の周備なれば、めんどろなることと云ふ俗言の出たるなるべし、

○淀川を登る船をてんと云ふ　淀川を登る船にてんと云あり、淀登船と云ことなり、淀は徒練の切音殿なり、

○流罪　流罪は堯舜の時よりありたる也、尙書に、流共工于幽州、蔡氏註、流遣而遠去、如水之流也、放置之於此、不得他適、云々、

○平家物語　平家物語は、古き詞ありて耳遠き様なれども、幾かへりみてもあかす、太平記は文勢もはなやかに聞ゆれども、數反みにくし、況それよりのちの軍物語は、二反とは見られず、何にてもふるき文はおもしろき、

○おぼろげ　おぼろげとは聊爾なり、

○屈産の乗　屈産の乗とは名馬のこと也、左傳註云、屈地生良馬、史記世家註云、屈産出名馬之地、備駟也、云々、屈支國のことなり、丘茲とも龜茲ともいふ、孔雀も屈地より多くいづるとなり、

○風儀風俗　風儀・風俗ともにはしと訓ずれども、意はたがふなり、風儀は上より教へて、民をならはすのことなり、通鑑綱目云、無教者不言風儀、云々、風俗とは民俗のならばしなり、山槐記に、風儀意爲風俗と見えたり、

○古老の話　古老の云、我仕官せし時、公私に就て人の追捕を見たること度々あり、其家に書籍などを

貯へたるは心にくし、一卷の文書もなきは、無下に淺間敷みゆるものなり、器財も常に目なれたるはよし、唐めきたる異様なるもの、或分限に應せぬ器を、多くたくはへたるは見るしといへり、

○年の始の門松　年の始の門松は、官家にはなきことなり、古書に賤が門松とみえたれば、往古より賤き民の風俗なるべし、

○永樂錢知行　永樂錢知行のこと、畿内近國は百貫を千石に宛、遠國は百貫を八百石・七百石・六百石・五百石にあてたる所もあり、畿内近國其外廣邑は運送たやすき故に、八木の價賤し、遠國僻地は運送艱難にして價や、貴し、是故に國々價同じからず、陸奥などは昔は十貫を以て百石に充、今世は五貫を以て百石に充る也、噫樂麿往年高野山に數日ありしことあり、此時に彼山に成就院と云寺あり、此寺は伊達中納言卿の時より、十二貫の地を寄進せらると聞し故、委くたづねしに、十二貫の米高凡九十六石にて、四ッ物成

にして二百四十石に當るとなり、是則五貫を百石に充るなり、永祿の頃三河國は、百石は百貫に當りしにや、東照宮三河國住人鈴木八右衛門と云人に、十貫の地を賜はりしは、十石に當るなり、悉く深溝の家日記にみえたり、

○上代の通貨　上代は金錢・銀錢・銅錢の三を通用せしなり、此時金錢一文は銀錢十文にあたり、又銅錢百文にあたりたるとなり、

○人の家居に門を四ツあけぬものなり　人の家居に門を四つあけぬものなり、四つあけずして叶はぬことあらば、一方は必常にふさぎておくなり、然れども攝家には、四門を吉事とし給ふとなり、其故は藤氏の四門とて、南家・北家・式家・京家と別れて榮え給ふ故に、是を吉事とし給ふなりと云へり、

○伊勢國桑名の七里の渡より淺間嶽の煙見ゆ　伊勢國桑名の七里の渡海の中より、信濃國淺間嶽のけぶり見ゆる所ありといへり、伊勢物語、伊勢や尾張の

海づらを見てと云ふ次に、淺間嶽にたつけぶりの歌あり、次に三河國八橋にての歌あるは此故にや、

○戀すてふころもほすてふ 戀すてふころもほすてふなどといふ歌は戀すといふ、衣ほすと云ふとことなり、といふの反しちなれども、ちとて二四のかな通じて、てふと云ふなり、吉野なるなにはなると云詞も、吉野にある・難波にあると云ふことなり、萬葉集に吉野在とあり、是もにあの反しなり、是等かな反しと云ふなり、

○平家物語に實盛がいひし詞 平家物語に實盛がいひし詞に、あつばれおのれは日本一の剛のものと、くむてうすよのふれとて、鞍の前輪におしつけて、首かききつてすててけりとなり、此意は我が如き日本一の兵と組と云ふかとて、組たりしことなり、てふと云ふことは、今も越路に云ふとなり、又のふれとは、さねもりが生國越前の國のことばなり、今も越前にては詞のあとに、のれと云ふ詞ありとなり、俗歌

に、加賀のかに越前のれに都のる東男ののきのおかしきと云ふことあるなり、作者信濃前司行長の心をつけて書きたるをしらすして、實盛と云語に、くんでうすよと云は謠のあやまりなり、くむてうすよと云ふに、よりて、いろくの説をつけて云は、皆僻ことなり、組てふすよといへば、能くきこえてすむことなり、心不在焉、視而不見、聽而不聞云々、明らかなる目、利き耳のありながら、見聞たることを誤るは、盲のものをせず、聾の聞かざるにはおとるべし、めくらのともし火を提へて夜行するは、目のあきらかなる人の、行あたらざるためなりと云へり、されば萬のことに心を用ひざるはあやうかるべし、

○調合合す 薬は調合するとも合すともいふ、香具はた、むと云べしと、ある貴人の仰られしとなり、薰物などはあはすともいふにや、紫式部日記源氏物語等に御たきものあはせとみえたり、

○獵師 獵師は和名かりひとなり、獸をとる人なり

り、されども音にてれふしといへば、魚をとる人にもなるなり、昔より通用して云ふなるべし、西行上人の歌に、れふせん獵船とよみ給ひしなり、又漁は和名すなどりなり、萬葉集の所見すな鳥、なは魚のこと也、されば魚をとることばかりを、すなどりと云はいかなることによ、

○物部の八十氏 物部の八十氏と云は、武士に氏多き事を云といひ、或物部の姓に支別多くて、八十姓ありと云事也と云、此二説共に非なるべし、倭姫命世記を考るに、一役宛事を掌る人の種類の多きを、物部の八十氏と見えたり、

○えと えとは兄弟なり、干支の二字をえととよみ、或甲子庚申などをえとと云人あり、皆非なり、甲丙戊庚壬は兄なり、乙丁己辛癸は弟なり、甲は木の兄、乙は木の弟なり、丙は火の兄、丁は火の弟なり、

○圓 古は圓きことをつぶらといふ、人の名につぶらと云ふものありたり、粒の字をつぶと訓するも、

つぶらの下略なり、人の頭をつぶりと云も是なり、○誤をいひ傳へても事によりて妨なきこと 誤をいひ傳へても事によりて妨なきこともあり、梟首を獄門と云やうなることは、誤ても妨なし、禁制と法度とを、世俗に同事のやうに覺えたる人もあり、是等はことによりて妨あるべし、假令禁制は、濫妨狼籍すること御禁制也と書、法度は、濫妨狼籍せざることを御法度也とか、ねば、義理に背きたることもありぬべし、往來の人たば吞こと御法度也としては、たばこのめよと聞ゆるなり、

○書籍の朱引 書籍の朱引は、所の名・人の名・官名・書名・年號などの紛れやすきを分つためなり、紛れざること朱引するは無用のことなり、今書肆にある古き日本紀などに、天照太神・素盞雄尊大己貴命等の神名或主尊の諱・諡號などに朱引したるものあり、是等を人名に比して朱引する、謂れなきことなり、

○葱の異名 葱の異名の一文字と云ふ、根の深げ

れば根深とも云ふ、根葱^{ねき}別葱^{わかび}みな同じ種類なり、

○文章の法 文章の法は、平出^{へいしゅつ}闕字の二品あり、平出は上へあげて本行と平等に書、缺字とは一字缺を云なり、委く公式令に見えたり、明の法などとは違ひあり、近頃印行の書物を見るに、異國の法の様に書て日本の法に違たる多し、書札通用の俗文章には、卻て平出闕字はそむかぬなり、明の文章の法に五字擡頭までありとなり、一字擡頭は本行より一字高くかき、二字――は二字に高く書なり、

○標幟羈絆の法 むかし畜産の人を觚^こものは兩角をきり、人をふむものは絆をつけ、人をかむものは兩耳をきりて其しるしとす、是を標幟羈絆の法と云ふ、或は狂犬を其ぬし殺さず、及標幟羈絆法の如くせざる人は、罪せらるゝと律にみえたるとなり、

○鶏犬猫は畜はずともよし 鶏犬猫は他所へゆきて花壇などを損するものなり、是を畜ふ人は豫其用意すべし、是等の畜類は畜はずともありぬべし、

○藝術の師を撰ぶべし よろづの藝術いかに手練したりとも、習ひもなくしては進退賤く見ゆるものなり、師を撰んで學ぶべし、

○入道新發意 髪をそりて佛道に入りたるを入道と云ふ、東三條殿入道し給ひ、其御子御堂殿も入道し給ひたる故、東三條殿を大入道殿と云ふ、天下是をいみはかりて、入道の人を新發意といへり、滿仲朝臣を多田の新發意といひたるも其頃のことなり、

○むかしの僧尼に關する法令 むかしは僧尼天文を學び、軍書を讀習ひ、或吉凶を占し、巫術をなし、人の病を醫療し、金銀米錢を人に借して利子を求め、又は音樂などする時は、其輕重の罪に行はれたり、又僧尼私事の訴訟に依つて官司に來る時は、法衣を著せず、かりに俗體になり、俗の姓名を名乗べしと令に見えたるとなり、

○まどろ まどろは圓居なり、俗に車座に居ると云ふは是なり、

○貴賤ともに幼時より異なる よき人の子は幼少の時は頑^{にぶ}くみえても、よき事を見ならひて次第によりくなり、下賤の人の子は幼き時は發明に見えても、次第にいやく悪くなるなり、諺に云ふ龍の子の蛙になるごとし、其ほどより能くはなりがたきものなり、

○書を學ぶ者は紙を費し醫を學ぶ者は人を費す 書を學ぶ者は紙を費し、醫を學ぶ者は人を費すと、宋の東坡と云人のいひたると也、私欲の深きものは心の明を費し、淫酒に溺るれば壽を費すなるべし、

○往古よくて今あしく、昔あしくて今よきこと 往古よくて今あしきことあり、昔あしくて今よきことともあり、世のうつりもてゆくまゝに、萬のことにかはりあり、軍陣の法も昔は未熟にして、備立もしかと定まらず一騎戦を好み、熊谷平山の類を武功とせしなり、後世戦法備はりてより、ぬけがけ先がけ等をする人は、大將是を罪せらるゝ也、鎌倉殿の熊谷小次郎

を日本無雙の兵といひ給ひしは、一の谷の戦功故也、後世より是を論する時は、熊谷如きの人あらば、大將たる人は日本無雙の馬鹿物といひ給ふべきにや、

○老翁道人などのこと 一條禪閣の、桃花老人と書かせ給ひ、此外有徳の人、何の老翁、何の道人、或野叟などとかゝれたる類をならひて、徳もなき凡下の人、或俳諧連歌をする輩、かく妄に自書すること然るべからず、玄旨法印の、愚老愚翁などと書給ひしも、其人なれば世の人これをとがめず、又和歌のことばにも、我身の事を賤とよむは、高貴の上にての詞也、西行上人の、心なき身にもあはれはしられけりとよみ給ひしも、其人なればなり、普通の人の心なきなどとは言ぬことなり、元來心なき身なればなり、平常の詞にも、あまり謙退しすぎたるは、卻つて無禮になることもあり、書札通用の俗文章にも、我身のことを拙者、或愚拙、或愚意、愚按などと書ことも、斟酌して用うべし、

○高鞞 高鞞は高ともなり、八雲御鈔にも高ともあり、今印本の神代の巻に高からと點じたるは、鞞を柄にまがへるにや、

○はいる 或人云、はいると云ふは這入なり、されば客來る時、主人の御はいりあれと云は禮の詞なり、己が家のひきくせばくせばくて身もいれがたければ、はひいり給へと云ことなり、客の方より、はいるべしといふは、無禮の詞なるべしとなり、噺樂麿按するに、論語云、入三公門、鞠躬如也、如不容、注云、鞠躬曲身也、公門高大而若不容、敬之至也、云々、是を以て見れば、門戸廣しといへども、敬屈してせばきがごとくはひ入るべしと、客の方よりいふも禮の詞なるべし、

○救答 君の臣に答へ給ふを救答といひ、臣下の君へ答へ奉るも救答といへり、是君臣に通用する詞なるにや、

○日本に女多く男少きこと 或人云、日本に女は多く男の少きは、天照太神の陰神の御國なれば、か

くあること神國のしるしなりと云へり、噺樂麿按するに、是太僻説なるべし、凡天地の際に生ずるもの、皆陰陽の氣を受けて生ずるなり、日本は北極地を出ること三十餘箇度の地なれば、陰氣多く陽氣少し、是故に女は多く男の少きは、理の當然なるべし、廣く萬國を以て論ずる時は、赤道に近き國は、是に反して男は多く女は少かるべし、されば男女の多少は、日道の遠近によるべしと思はる、山野の鳥獸に雄多く、海川の魚鼈に雌の多は、是も陰陽の地に生ずる故なるべし、

○土地によりて鳥けだもの音もかはること 土地によりて、鳥けだものの音もかはると云へり、噺樂麿一年肥後國球麻郡にありし時、是をき、考るに、うぐひす、ほととぎすは畿内には劣れり、蛙の聲ははるかまざりたり、まつむしすゝむしの聲ことにおもしろし、

○新羅源氏 甲斐源氏を新羅源氏ともいふは、新

羅三郎の苗裔なればなり、

○驛馬 驛馬をはいまと訓するなり、はいふも驛符なるべし、

○軍中にて冑首をとりたるをもぎつけといふ 軍中にて冑首をとりたるをもぎつけといふ、果^{このみ}などを枝折にしたる意なりと云へり、

○入子首 入子首とは、素首を取て拾ひ、冑を著せたるを云ふなり、士たるものなすべきことにあらず、

○九國松浦のひれふる山 九國松浦のひれふる山は、佐世姫が領巾を振りて、夫の船をまねきたる山なりと云へり、領巾は女の首のかざりにするものなり、今の世にありとも聞えず、

○奉敕の書籍その他の書物の書き様 奉敕の書籍、此外晴の書物は、八行十六字に書ものなりと、晴たぬものは、いかやうともあるべしと聞けり、

○父をてゝ母をかゝ 父をてゝといふは、五音通

ずればなり、といふも通するなるべし、母をかゝといふも同音通するにや、田舎にては父をとおや、母をかゝおやといふ所もあり、

○阿保 阿保とは乳母の事を云ふなり、是を古よりあこと訓するなり、ほとこと同音通するにや、西國邊にて母をあほうといふ所もあり、是によるなるべし、

○棧舸 船を繫棧をかせとは棧舸なり、順和名鈔云、唐韻云、棧舸^{阿二音、漢語抄云加之}、所三以繫舟と見えたり、かせとかしは五音通ず、

○家づと 家づとはみやげなり、山家のみやげを山づともいふ、

○千葉大介新介 千葉大介は前の下總介なり、千葉新介は大介が子にて當任の下總介なり、三浦の大介・大内の新介等の類是に同じ、

○上手下手の著せたる装束 上手の著せたる装束は進退たやすく、下手の著せたるは究屈なるものな

り、就中下手の搔たる袖は重きものなり、

○装束の袖にひだをとるを搔といふこと 装束の袖にびだをとるを搔と云なり、物語の書に袖搔合とあるは是なり、

○鎌倉將軍家の屋形造 鎌倉將軍家の屋形造に寢殿あり、母屋・廂・中門廊・中門侍・遠侍などと云所ありたると見えたり、此等のことも室町家の時より一變したり、書院と云ふものも古き書物にはみえず、玄關といふも、はるかにくだりての世にいできたりとなり、今玄關といへるは、古の中門のことにやとおもはる、

○往昔の武士の持ち物 往昔の武士は、常に弓箭を持たせしとなり、室町家の頃より弓箭をやめて、長刀を持たせしとなり、鎗をもたすことは、應仁戰國より後のことなりと聞し、慶長以後大樹御上京御參内の時は、長刀を持たせしめ給ひ、供奉の諸士も長刀を持たせしとなり、

○赤間關の魚賣る女 噺樂麿西國へ下りし時、長門國赤間關を一見せしに、此所にて魚を賣るものは女なり、平なる桶に魚を入れて首にいたゞき、さかなめされよと云ふなり、其體都の柴賣の女のごとし、土人云、往昔此所にて平家亡し時、貴賤となく平家方の女は、此邊の漁人などに身をよせて魚をうりたるより、今に至りて此風俗なりと云へり、

○旅行の時假宿へ著し時の心得 旅行の時假宿へ著たらば、先方角をわきまへ、所々の案内及關所の在所をよく見届、さて休息すべし、かくせざれば不時の騒動失火等の時、うろたへるものなり、

○非藏人 或人問云、上古の非藏人は諸大夫なり、侍臣の子は勿論、公卿の子も非藏人に補して六位の藏人になり、其後器量によりて出身せしこと古記にみえたり、今世の非藏人は、無位無官にて出身せざること如何なる故ぞや、噺樂麿答云、後世朝廷の衰にて諸の官員多く缺て、昔の非藏人は一向なくな

りたり、むかしは女孀と云ふもの表向の雜役をつとめ、宿直の公家衆にもみやづかへしたり、然るに近世男女の差別ありて、女孀を常に表向へつかはれず、是に依て加茂・稻荷・松尾の社家、其外筋目よき人を召出され、表向の雜役をつとめさせられしとなり、是を女孀代といひしとなり、此女孀代と云ふ名目を、彼人々いやがりしことなり、是故に女孀代を非藏人と改られしなり、名目は同じといへども、往古の非藏人は大きにかはりたるものなりと聞及しなり、

○攝津國天滿 攝津國天滿は往古の長柄の内なり、豊崎宮は今難波橋筋より西にあたり、寺町より南の邊なるべし、今に北野と云所あるは古き名にて、皇居より北にあたりたる故なるにや、曾根崎と云所は、豊崎の音の轉じたる故にやと思はる、昔は曾根崎と書て、へり、のとは五音通する故なり、寶永年中新地町屋出來の頃より、文字のまゝ曾根崎と云へり、是等を以て按ずるに、そのさきはとよまきの轉じたるにや、とよまきの同音通するなるべし、又天滿と云は、後世天滿宮御鎮座以後のことなり、今の本莊村の森の中に社を建て、

長柄豊崎の宮の舊跡なりと云は、四五十年前に好事の人のこしらへたることなりと光立寺村に住む人の云へり、

○十五夜の時官家の女中の作法 官家の女中は、八月十五日夜に、芋を箸に貫き其穴より月を見て、月々に月見る月は多けれど月見る月は此月の月、と云ふ歌を吟せらるとなり、

補三十幅 卷之二

夏山雜談卷之四

○上代の装束は柔にして後世のは剛し 上代の装束は柔なるものなりと、烏帽子も柔にて、立てたりすばめたり自由になりたるよしなり、烏羽院華美を好み給ひ、花園の大臣と仰合され、君臣ともに装束も剛くなり、烏帽子に額も出来、漆にてぬりかため剛くなりたるとなり、しかれども花美を好まぬ人は、さのみ剛もせざりしにや、近江國錦織寺に小松内府の烏帽子あり、額もなく小烏帽子にて柔なるものなり、

○むかしの装束 昔はるぼしの上に冑を着したり、保元物語に、安藝判官基盛は宇治路へむかふに、しらあをのかりぎぬに、淺黄絲のよろひに、うはをり

したる烏帽子の上に、白星のかぶとを着とあり、又昔は烏帽子の上に笠をも著したるとなり、後世の剛きるぼしの上には、冑や笠は著られぬなり、又女も笠を著時は、髪を取上て市女笠を著たるなり、

○同 むかしは鎧を著る時も、装束るぼしを著せしなり、禮儀の正しきことおしてしるべし、

○襦 襦は、束帯の時は、堂上地下老若おし並て用ひらるゝなり、衣冠以下の時は用ひられぬことなり、然ども公卿侍臣の老人などには御免ありて、常に用ひらるゝなり、

○衣冠 衣冠は宿直装束とて雜袍のうちなり、上古は常の參内にも、衣冠は用ひられざるとなり、中比より公事の外、常の參内には衣冠を用らるゝ事になりぬ、然ども今に至りても、藏人頭及五位六位藏人の事也職事は常に束帯なり、

○直衣を聴りたる人 直衣を聴りたる人、るぼし直衣にて院參などは定りたること也、參内の時は冠

直衣なり、參内ばかりにはるぼしは用られぬことなり、然ども急なることは、るぼし直衣にて參内の例もあり、北邊の大臣虚名を蒙り左遷に定りたる時、忠仁公是を聞給ひ、大きに周章さわぎて、白川より晝中に騎馬にて、るぼし直衣にて參内、左遷の罪を申なだめられたる事古記にみえたり、此外失火など非常の時は、るぼし直衣にて參内の例もありとぞ、

○奴袴 奴袴は上古は賤者の服なり、後世は地文色等を以て尊卑をわかつなり、

○筑前國綱輪天神の晝影 筑前國綱輪天神の晝影を、享保年中大阪御靈社にて御帳を開く、是を拜し奉るに綱を圓座の如く敷て、其上に束帶の御裝束にて坐せしめ給ふ、社家の説に、菅公太宰府へ左遷の時、筑紫の海上にて波風あらく御船よりあがり給ふに、俄に御座とするものなく、船の綱を敷て其上に座し給ふ神影なりと云、噺樂磨按するに、凡裝束に、晴褻尋常の差別あり、かゝる時晴の御裝束をめされた

ることいぶかしきことなり、

○聖廟御自晝の神影 或寺に、聖廟御自晝の神影として祕藏するあり、是を拜し奉るに、黒き御束帶にて彩色の神影なり、噺樂磨按するに、是必御自晝にはあらざるべし、如何となれば、上古の袍は一位深紫、二位中古より大臣は二位といへども深紫の袍を聽る、三位は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位以下階毎に色目あり、是令條の定めにて、染式は延喜縫殿寮式に見えたり、然るに一條院の比より混することありて、寛弘以來は四位より以上は、皆一色の五倍子鐵染の黒袍になりぬと聞し、聖廟神退まして一百年のちに黒き袍になりたり、されば聖廟の御裝束紫なるべき事勿論なり、是を以てみれば、彼神影は後人故實を知らずして晝たるものなりとおもはる、

○禁色 女官も男官も同く尊卑官位によりて、禁色を聽るもあり、聽りぬもあり、近頃の繪師の晝たるものを見るに、式子内親王儀同三司母女藏人左近

小野小町などの繪、尊卑わからざるもの多し、又壬生忠峯に窻の紋の表袴など晝こと僻ことなり、

○裝束の色目織物の紋 裝束の色目織物の紋、代改増減ありて、古今一例ならざること多し、近代の繪師三十六人歌仙の繪などに、多は今の體を晝て古のすがたにはあらずとおもはるゝこと多し、近頃土佐家には是等の事をあらため正すよしなり、

○小袖に紋をつくること 小袖に紋をつくることは本儀にはなきことなれども、素襖を著ざるより起りしことなりとぞ、

○布をしづといふ 上代は布を倭文和名といひし志津なり、賤者をしづと云も、布の衣服を著する故なるべし、唐土にて賤者を布衣といへるも此意なるべし、

○書札の禮節 書札は尊卑通用の定たる禮節ありといへども、禮節よりは敬ひて書きたるがよし、假令同輩なりといへども、文章は少し敬ひて書べし、下輩へ贈る書狀など、あまりおしくだして書べからず、

文章によりて人のいきどほりも發ること古今例多し、貴人父母或尊長へ奉る、常に通用の書札に故事古語などを用、又はよめがたき文字、至極の略字などを用るは不敬の甚しきものなり、いかにも文字を全くよみよきやうに書べし、

○同 書札の禮節は弘安禮節といへる書にみえたり、然ども此書は師傳を得ざれば知れぬことあり、名字判に合とて祕説あり、明師を得て學ぶべし、貴人父母より書を賜はりたる時は、先其身の威儀を正し書をいたゞきてさゞけて見るべし、同輩の書なりといへども卒度ちよいたゞきてみるべし、粗略にみるべからず、返書を贈るに拜見とかけばなり、

○むかしの手習讀書の師 むかしは兒童を寺院へつかはし、僧を頼みて手習物讀などをさせしなり、今も邊土はかくの如し、今世商家にて手習の師をする所を寺といひ、子どもを寺子と云ふも此風なり、

○乎古止點・假名點 讀書の點に乎古止點と云ふ

ものは、古代のものにて不便なるやうなれども、學者に益あるべし、後世の假名の點は、便利なれども學者に損あり、

○物の上手は弟子の力にあり 武道卜道諸の雜藝にいたりても、師となるほどの人は、其藝術を普く弟子に傳へんとすれども、弟子の修行薄ければ、其道を受得ざるなり、されば物の上手下手になるは、全く師のすることにあらず、弟子のちからにて上手にもなるなり、假令孔門の三千も聖人の弟子なれば、皆々賢人君子ともなるべきに、纔に七十士中にも顔子九哲の如き、是皆弟子のちからなり、

○南極北極 南極北極北辰是は、天地を貫きて不動の兩點なり、假令車の轂のごとく磨の臍ほその如し、周天是によりて環轉の樞たるものなり、北辰と云は星にあらず、形もなければ目にも見えず、其極に近き星を假に名づけて北極星と云ふなり、此北極星は動かざるにあらず、正極を去ること二度半にして、衆星

と同じく十二時に一周するなり、假令北極出地三十六度の國なれば、極星は三十三度半或は三十八度半に見ゆる時あり、此五度の差を折半して二度半を増減して、北極出地三十度と定るなり、

○あやめもしらぬ あやめもしらぬと云ふことは、文目あやめも不知と云ふことなり、萬の織物にあやめあやめのありたり、そのわかちも知らぬとのことなり、

○瞿麥の異名 瞿麥の異名をとこなつと云は、夏より咲初て秋冬までも咲くなれば、常夏と云ふことなり、
○小櫻威鏡 小櫻威鏡こさくらゐがたは深櫻なるべし、

○我國上古の行程 我國上古の行程は五、尺古の大なり、別べつにし、古尺の考を一步今云とし、三百歩を一里とす、令あにみえたり、三百歩は凡今世の五町にあたるべし、後世改革にて六尺曲尺なり一間とし、六間を一段とし、六十四間を一町とし、三十六町を一里とす、或四十二町、或四十八町、或五十町を一里とせし國もありしとなり、土地の理によりて諸國一同ならずといへども、近代

は多分三十六町を一里とするなり、或云、三十六町を一里とすることは、鯉鱗は首より尾にいたりて三十六あり、鯉は里なれば、是を象りて三十六町を一里とすといへり、噓樂磨按ずるに、是必正説に非ず附會の説なるべし、夫天に二十八宿あり、地に三十六禽あり、地靈の數を表して三十六町を一里とするにや、又周易に、一三五七九を天の陽數とし、二四六八十を地の陰數とす、六は地數の最中なれば地數に用、六尺を一間とし、六間を一段とし、六十間を一町とし、六六の因數三十六町を一里とするにや、猶識者に正すべし、

○攝津國天滿東照宮 攝津國天滿東照宮は侍從源忠明朝臣兼下總守、稱號松平、勸請なり、此御宮地は織田内府入道の御宅の跡なり、今に御宮の後に假山水石のあと残り、

○同國津村御靈 同所津村御靈の社の前を龜井町と云ふ、龜井武藏守茲經の宅地の跡なり、御靈の社は

彼地の鎮守の神にてありしとかや、

○同國座摩宮旅所の大石 同所八軒家の東座摩の宮の旅所に大石あり、神功皇后三韓御平定の時、此石上にて座摩の神を祭り給ひしとなり、爾來此所に座摩の社あり、豊臣太閤城地を築き給ひし時、彼社を今の渡邊町へ遷さる、今座摩宮是なり、此時彼の石は大石故に遷すこと叶はず、其まゝに置くとなり、毎年六月廿二日の祭禮の時、此所を旅所とする也、此邊を御石町といひしを、今は石町と書て古久町といふ由なり、又一説に此所は豊崎の宮の時の神祇官のありとなりと云へり、

○同國眞田山 同所玉造に俗に眞田山と云所あり、眞田丸の跡にはあらず、伊木七郎右衛門遠雄出張せし所なり、眞田丸の跡は今餌差町の少し北の方なりと云へり、

○攝津國天王寺の西勝曼院のうしろなる古塚 攝津國天王寺の西勝曼院の後は、壬生二位卿の山莊の

跡なり、二位卿此所にて薨じ給ひて、すなはち此所に
葬りし古塚あり、土人家隆塚をあやまりて狩塚とい
ひしとなり、近頃此塚に碑をたてたり、碑の銘は安井
御門跡道恕の御作なり、

○狩場にての故實 狩場にて肴をきるに折敷の裏
にてきるものなり、然れども生海鼠などは折敷の表
にて切なり、是故實なりと聞し、

○同 狩場にて菓子肴などは、綾笠にかいしきを
して盛ものなり、是亦故實なりと、

○父母死して十三月過ぎれば嫁娶せず 父母死し
て十三月過ぎるに嫁娶するは、八虐罪の其一なり、上
世律の行はれたる世には、此罪を犯すものは徒罪と
て二年一年は三百の間禁獄し、楯紐をさして公役につ
かはれ、其後離別せられたり、又夫死して十三月過ぎ
るに改縁する女も又是に同じ、後世はかゝる罪人の
あることをきかず、當時行はるゝ所の服忌令は、父
母の服十三月忌五十日也、然るに凡下の輩五十日を

待すして吉服にしたがひ、世上をつとむるもの多し、
是を往古を以論すれば、八虐の其一にて一年半の徒
罪にあたるべし、今を以て論すること法度を背く罪
人なり、

○冠者 冠者と云ふは、諸大夫家などの元服して、
いまだ任官せざる人を云ふにや、蒲冠者・九郎冠者・清
水冠者の類なり、侍の五位六位になる家の人などは、
冠者とはいひがたきやうに古記にみえたり、況無位
無官の凡下においてをや、又冠者とは他人より敬ひ
て云ことなり、自身にはいはいぬことなりと、蒲御曹
子、九郎御曹子と云ふは、敬ひて他人の云ふことな
り、御曹子は俗に御部屋と云ふがごとし、

○青侍青女房 青侍と云は六位の侍の事也、六位
は緑の袍を著する故也、青女房とは六位侍の妻室女
子等を云由也、

○老黨若黨 老黨若黨といふ名目は、往昔武士の
黨紀・清兩黨の者の中に、然るべき者を老黨といひ、其

次を若黨といひしとなり、今世武家方の凡下にいた
りても、刀を帶する者を若黨と云ふは此餘風也、

○家の子 家の子とは其家の一族にて、家人同列
の者をいへり、

○諱を避くべきこと 伊呂波假名にて國をくに、
正の字 錢をせに、正字 蘭をらに、正字 書時は諱になる
久仁、是等のこと常に心を用ふべし、

○あがほとけ 我佛 あがほとけと云ことは、俗に我等
の佛たふとしといふに同じ、

○黒犬にかまれたるもの灰の滓におそると云諺
黒犬にかまれたるものは、灰の滓におそると云諺あ
り、李徳裕が詩に、愁衝毒霧逢蛇草、畏落沙蟲
避燕泥、又離騷云、懲熱羹而吹壘上とあり、此意
なり、

○つゝしる 西國邊の人、菓子肴などを少しづつ
むしり喰ふことをつゝしると云、今昔物語に、鮭鯛鱈
鱈などをつゝしると見えたり、

○膳 膳と云ふは料理調菜の具りたる總名なり、
今俗に膳といふは折敷のことなり、

○酒の古訓 酒の古訓きなり、白酒はしろき、黒酒
はくろき、甘酒はあまき、御酒はみきなり、後世さけ
と訓するは、本式の酒獻は三獻なり、是故に三獻を和
訓にしてさけといひしより、古訓の變じたるとなり、
又文和の頃より獻數増加して、五獻七獻或九獻迄め
されたる故に、其頃より酒を九獻と云ふ名目も起り
たりと、古書にえたり、

○ほてる 山上海上の夜光をほてるといふは、火
照なるべし、

○牡丹の睡猫と云ふ諺 牡丹の睡猫と云諺あり、
猫は性のひがみたるものにて、佞人にたとへたるな
り、是を飼て愛するは多是女人なり、同氣相もとむる
故なり、

○末摘花 末摘花は紅花の事なり、紅の花はすゑ
より咲なれば、やがて末より摘む故にかくいふなり、

○檀紙 檀紙は陸奥紙といふ、又まゆみの紙ともいふなり、

○仕官の人我身を私にすることを身をぬすむといふいふは古き詞にて、源氏物語にも見えたり、上方の人はいはぬやうなれども、西國方の人は専かくいふなり、

○鐘打といふ諺 何にても仕馴たる業をふつとやむることを、鐘打と云ふ諺あり、御八講などの論義の時、證義師鐘といへば、威儀師磬を打ならせばはたと論義を止るなり、此意なるべし、源氏花鳥餘情にも此意見えたり、

○大唐大明中華などいふべからず 異國を大唐大明或中華などと云人多し、是等は我國を唐の管國にしたる詞なり、

○醫師の訓言 或醫者のいはく、陶器の類は破れやすきものなれども、能く持なせばいつまでもそこ

ねず、金石の器も持なれわろければ早く損するなり、人も又かくのごとし、生得弱き人も、常に養性すれば長命なり、強剛の人も養性悪ければ短命なり、小家にも法度のちときびしきまでは、奴婢のくるしむやうなれども、卻つて奴婢に益あり、法度のゆるやか過ぎたるは、奴婢の身に損あるものなり、假令火はきびしきもの故に人よりつかず、水はやはらかなるもの故、川へ入りて死する人あるがごとし、

○熨斗蛇 熨斗蛇を俗にのしとのみいへり、熨斗とは今云火のしのことなり、順和名鈔にみえたり、

○他人の悪行よく見え、己が悪事はみえずといふは僻言なり 他人の悪行はよくみえて、己が悪事はみえず、假令碁をうつに、傍よりは其得失よくみゆるがごとしと、皆人の云ふことなれども意得がたきことなり、

○同 自己の悪事は見えよきものなり、如何となれば、他人の悪事は發して後に知らるゝなり、己が

悪事は露顯せざれども其身にはよく知るなり、悪事と思へばこそ人に隠すなり、大酒を吞人失のあることとは知りながらのむなり、盗もよきこととは思はねどもするなり、秦の始皇の書をやき儒を穴に埋たるも、其身の悪事を知られたる故なり、されば己が身の悪ことは知りよきものなりとおもはる、然れども其悪事をよく知りながら、改ることのならぬは一心なり、心を以て心を制する術を工夫すべきことなり、聖賢の萬卷の書といへども、一心を治るより外の教はなきなりと先達のいへり、

○稱號名字に氏を添ふること 略儀の書に稱號に氏と云字をそへて、和田氏梶原氏と書き、或名字名乗といふに添へて義盛氏・景時氏などと書ことは、氏の正名乗き人なりと云ふ意にて、此方より敬て書こととなり、自身にはかくのごときは書ざることなり、

○從本立名 從本立名と云ことあり、假令菓子とは元來栗・柿・椎・榛の類を云ふなるを、五穀などにて

菓の形を甘美に作りたる類を、菓子といへるがごとし、

○同 元服音服と云は、童形の髪を理て男になり、はじめて冠或烏帽子を著する禮を云へり、首に服をかうぶる故なり、今凡下にも男になることを元服と云ふも、從本立名なり、

○同 往古は私に僧になる事はならざりしなり、僧にならで叶はぬ道理を、治部省立審察へ申せば、太政官より御免の證文を下さるゝなり、是を度縁と云ふ、度縁を得たと云ふことにて、僧になるを得度と云ふなり、後世は此事なれども、兒などの僧になるを得度すると云ふ、是も從本立名なり、

○有職者 朝廷の故實或官職の道を學ぶ人有職者と云ふことは、古しはいはざりけるにや、古き文書に有職の一道ありしこと見えす、往古有職といひしは和漢の才學を兼備したるをいひけるにや、古人の學文の道を見るに、和漢の才を宗として有職にあ

らすと云ことなし、孔孟の教へ程米の道、何れが有職にあらざるはなし、杜子美李太白以下の詩文章を見るに、皆唐土の有職者なり、我國大學寮廢し、應仁大亂の後、學文の道我意に任せ、近世地下の凡儒にいたりては、漢學をのみ專にし、我國の故實は學ばぬやうになりたり、されば今の世にいたりては、四道の儒の外に有職と云ふ一道、新に出來たるやうにおもはるゝなり、

○式正の文書には姓名を用ふ 往古は式正の文書には、無位無官の人も姓名を用たり、姓名とは源盛綱平景時と書類なり、後世凡俗にいたりては姓を用ず稱號を用ひて、佐々木盛綱梶原景時などと書ことになりぬ、是皆後世の流俗なり、然りとはいへども今にいたりても、高貴へ奉る文書詩文章和歌懷紙等には、梶原景時などは書ぬなり、

○同 俗書は論ずるに及ばず、すべて古き文書に三浦義澄畠山重忠などとあることなし、世に行はる

る印本の神皇正統記に、唯一所楠正成とあり、楠正成とあるを後人傳寫に誤りたること必せり、如何となれば、藤原親光源長年とあるに、正成ばかりを楠と書き結ふべき理なければなり、寶永の頃とかや、重遠と云人書物の序文を作り、後洞院殿下へ奉りけるに、淺井重遠とかきたるを御覽じて、重遠は自己の名の書様は知らざるにや、すべて古の凡俗は何事も儒者の風をならひたるなり、今世の儒者は多くは風俗にならふなりと宣ひけるとなり、

○同 史記左氏傳等を引て、日本の姓と云は源平藤橘なり、氏とは細川・北條・小山・楠等なりと記せし書物あり、是據なき説なり、異國はとまれかくまれ、我國には此差別は、姓氏錄是外記録にも見えぬことなり、姓氏は天子より賜はりたるものにて私にはあらず、細川・小山・楠等は稱號と云ものにて私の號なり、是故に式正のことには稱號は用ひざるなり、又源朝臣義助・平朝臣高時とは書とも、脇屋朝臣義助・北

條朝臣高時などとはかゝぬにて知るべし、

○昭宣公基經・謙德公伊尹と書くまじきこと 昭宣公其經・謙德公伊尹と書たる書物あり、是等も昭宣公・謙德公とばかり書てすむことなり、

○自身に序文などを書く時の心得 著作の書物に自身に序文などを書くに、後君子正之、或後識者正之と書ては、謙退の意なるべけれども、其身も君子識者と聞ゆるやうに思はるゝなり、後の字を省きて識者正之などとかきては、難なかるべきにや、有徳高才にて世上にゆるしたる人ならば、如何様ともありぬべし、普通の人は、こゝろあるべきことおもはるゝなり、

○凡人の死後に諡號をつくまじきこと 今世普通の儒者妄に凡人の死後に、諡のごとき名をつけてよぶ人もあり、禮記に、古者生無爵死無諡と云こともあるをや、

○石碑に官位と法名とは別行に書くべきこと 石

碑に官位を唐名にし、法名を混じて書ことは、古へより法式のなきことなり、是等は近世の浮屠や腐儒のするわざなり、止むことを得ずして書ならば、官と法名は別行に書て混合すべからず、

○洛陽・洛中 延曆遷都の時、東西の二京を定られ、朱雀大路より東を左京とし、唐土の洛陽に比し、西を右京とし、長安に比せられたり、然るに京の地を世俗に洛陽といひ、書籍にも洛陽・洛中・花洛などと書たるあり、是皆奇異を好む人の云ふことにて、官職國名にも唐名を用ると同意なるべし、帝都を洛陽に比せられたるまでにて、洛陽と名付られたるには非ず、國史及律令格式の書などに、洛中・洛陽などとあること總てなし、印板の法曹至要鈔に只一所洛中とあり、俗にならひたるにや、或印板の誤りならんか、

○雍州府志 雍州府志といふ書物を、人のもてるを借受て見るに、山城國の事を記したる書物にておもしろきものなり、雍州府志と云ふ題名は、はやくよ

り聞くことなれども、異邦の書とおもひて、今までみざることのおかしき、

○和漢の學に志あらん人は律令格式の書を見るべし
和漢の學に志あらん人は、律令格式の書を見第一にみるべし、近世普通の儒者は、異國の律令等を見ることを好みて、我國の令式はみざる人もあるにや、近頃印行の書物に、令に違ひたることも多く見えたり、違令違式の罪は咎罪に行はるゝと、律に見えたるよしなり、

○攝津國渡邊 攝津國渡邊と云所は、今の八軒家の邊なり、豊臣太閤城を築き給たる時に、津村の南へ移され、其儘古名を用、今の渡邊町是なり、享保九年八軒家の邊川中より、古き橋柱五六本はり出したり、是渡邊の橋柱なるべし、

○詩集に見えたる家康の文字 或詩家の正徳壬辰の年除元の詩集に、門弟子の詩に、頼是渾家康且健と云ふ句あり、此句中の文字に心のつかざるや、又故

別當鎮守府將軍從二位行權中納言兼右衛門督陸奥權守源朝臣顯家卿之墓

かくのごとく位署の體にして二行に書たり、嗟樂磨按ずるに、別當は相當なき職なれば、捧物相當なき官は捧物 最初に是を云勿論のことなり、鎮守府將軍は五位相當の官なれば下にあるべき事なり、然れども北畠殿大の字を申加へて、鎮守府大將軍に補せられたること、職原鈔及神皇正統記にみえたり、此時大の字を加へらるゝ上は相當の差別なく捧物になるべきなり、されば此位署に誤つて大の字を書おとせしと見えたり、大の字を加へたらば何の難もあるまじきなり、又此位署を二行に書たること意得がたし、我いまだ此證文を見ず、上下つまりたらば割書にして、
瀧鏡府大瀧從位行權兼衛關陸奥源朝顯家卿之墓と、つゞめでも書かるべし、但此石碑すべて位署の體也、碑の銘を位署の體に書ことも意得難し、喪葬令

實を知らざるや、詩文章を作る人は是等のことを忽かにすべからず、近世印行の書物に此類多し、

○大坂座麿宮の祭禮の時の旗の字 大坂座麿宮の祭禮の時、天下泰平國家安康と書きたるのほり神輿の先へ立る、此國家安康の四字を、國土安穩なりともかへたくぞおもはる、

○諱の文字を憚るべき話 或人清水寺へ繪馬を掲るに、此書付を藤木甲斐守書博士實茂の人へ頼みけるに、寄進人の名字に諱の文字あり、是故に辭退して書かれず、強て頼みければ、奉掲御寶前年號月日の文字は甲斐守かゝれたり、寄進人の名字は他人書きしとなり、

○攝津國安倍野の北畠中納言卿の碑文 攝津國安倍野天王寺と住吉の間に土人大名塚といひならはせし古塚あり、是は北畠中納言卿建武の頃、此處にて戰死し給ひたる眞塚なり、享保年中何人やらん此塚に石碑を建たり、碑の表に、

云、凡墓皆立碑記具官姓名墓とあれば、位署の體には書ざることの様にもえたり、猶識者に尋ぬべし、是等の思ひよる趣を傍友に語りしかば、大坂にて官職道を學ぶ人は語り傳へて、多く人の知りたることなり、其後二三年も過て、彼の碑銘に文字を彫加へしと聞きし故に、行きて見れば鎮守府の片脇に大の字を彫加へて、「鎮守府將軍」としたり、建立せし人も大の字を落たるを、漸く知りたるにや、

○河内國若山の木村重成の墓碑文 河内國若山と云所に近頃石碑を建て、其銘に長門守木村重成之墓と書たり、是も木村長門守重成之墓と書きたらば、俗にして卻て何の難もあるまじ、

○攝津國生玉の社の繪馬の文 攝津國生玉の社の繪馬の文に、從四位下笠間侍從本莊兼因幡守藤原朝臣宗資家臣源二字消てみえず書たり、是等も本莊因幡守家人何某と書たらば、一向難する所なし、法式を知らずして奇異を好む人のなす事、多くはかくのごとし、

○式正のものには稱號をかゝす 堂上方内々の書札、其外略儀には、品によりて稱號を用ひらるることもあり、和歌の懷紙、位署等の式正のものには、稱號を用ひらるること古今其例なき事なり、其證文諸書に多しといへども、先武家の位署は、太平記足利新田兩家の奏狀に、參議從二位行武藏守源朝臣尊氏、從四位上行左兵衛督兼播磨守源朝臣義貞とあり、是稱號を用ひざる證なり、又當時も京内外の神社佛寺の制札に、丹後守源朝臣などとあり、是又式正のものに稱號をかゝざる證なり、

○武家方の繪馬石燈籠は本式に書きたるものなし 八幡・春日・高野山・天王寺、此外河内・攝津兩國の神社佛寺にある武家方の繪馬石燈籠のかき様を見るに、本式に書きたるはなし、攝津國天滿東照宮の神前の石燈籠に、從四位下行侍從兼下總守源朝臣忠明とあり、是より外に正しく書きたるは見あたらす、或人忠明朝臣の位署に、松平と云稱號を書おとされた

るなるべしと笑へり、かく云ふ人は、千頭の鼻齧猿が一頭の直なる猿を見て笑ふと云諺なるべし、
○式法中には氏稱號をかゝす よき人の誤りたることは世人ならふて察せず、其誤直に流俗になること多し、近代の書物にも、備前中納言宇喜田秀家大崎少將伊達政宗とかき、式法中には氏稱號もあるまじきに、前田德善院・毛利安國寺・又藤原惺窩などと書きたるもあり、位署には從四位下信濃守大江姓永井氏某、從五位下修理亮多々良姓山口氏某とかきたる類を見習ひて、今の世此書様を用ふること多し、是等はならふて察せざる也、

○誤れる繪馬の銘 或神社の繪馬に、朝散大夫豫州刺史平某と書たるあり、是全く異國の人にて、我國の人とは思はれず、

○誤れる傍訓 近頃印行の俗書に鳥銃と云字に、
鐵炮てつはうと假名をつけ、鼻首にごくもんとかなつけたるあり、意を得ぬことなり、

○官名に唐名を用ひたる誤 近頃印行の俗書に大

番頭を藩君、大目附を大監察、町奉行所を布政所、或市司局、鐵炮奉行を鳥銃吏、藏奉行を穀倉吏とあり、是等は官名に唐名を用る意なるにや、是皆俗儒の奇を好む仕業にて、上の制法を下として改るに似たり、恐慎ざらんや、かくのごとく奇異を好む人は、神社奉行をば如何書べきや、神釋尙書とも書べきか、法師・神子にたづぬべし、

○古書題號は妄に改むまじきこと 古書の題號はあしきことありとも改めず、其儘に用ること故實なり、假令江家次第は江帥の書給ひたる書にて、後人江家次第と題號をつけたり、是江帥の家の次第にはあらず、全書と題號と齟齬したるやうなれども、古くよりある題號を妄に改る事なし、さるに依つて江家次第の四字を、江次第と三字によむことならひなり、猶是等の類多かるべし、近頃印行の書物に榮花物語・大和物語などを引用る所に、榮花談大和談と書きた

るあり、然るべからざることか、

○文集 常に文集とばかり云ふは、白氏文集のことなり、

○津少將藤堂和泉守とはかくべからざること 近頃の書物に津少將藤堂和泉守と書たる類多し、津の少將と云人と、藤堂和泉守と云人と二人のやうに思はるゝ也、古き書物にかく紛はしき事はすべてなし、
○山城みやこ・和州南都とかくべからず 豊前國みやことは書べし、山城國みやことは書べからず、又他國に南都と云所あらば、某國南都と書べし、和州南都と書たる書物あり、然る可らざる事か、

○雁書の由來 雁書は蘇武が故事より云ふにあらず、雁行の列の正しきを文書にたとへたるなり、其證古詩多し、

○往昔の雛遊 往昔は雛遊は、三月節供にかぎりたることにはあらず、常にも女子のせしことなり、古物語の書にみえたり、

○伊勢の尾上山 伊勢の尾上山は内外宮の堺なれば、俗に間の山と云ふとなり、

○近世國郡主を諸侯といふは誤れること 近世國郡主の大家を牧伯諸侯などと書たる書物あり、異國に准じて奇異を好む人の云こと也、國郡主を諸侯と云ふことは、我國にはなきことなり、

○官仕の醫者 官仕の醫者を世俗に典藥といひ、是等の人自侍醫と覺えたる人もあり、侍醫も官人なり、職員令に侍醫四人、掌三供奉診候醫事と見えたり、

○隣家の何々院といふは佛法の院號なるべし 醫家人僧形にて法印僧都に敘任し、通仙院延壽院などと云は、佛法の院號なるべし、施藏院といふは其意違ふべし、又弘文院は法名の院號にあらず、

○醫師・針師・陰陽師・學生・書生・天文生のこと 醫師・針師・陰陽師・學生・天文生などを、其道々を學ぶ人の通稱のやうに覺えたる人もあるにや、近頃印行の

書物に、是等の類多くみえたり、是は各其道々の官人にて、員數も定りてあるものなり、委く職員令にみえたり、

○江戸を武城・武府といふこと 近世の俗に、江戸を武城といひ武府と云ふは、武藏の武にてはあらざるべし、武君の御座所なればかく云ふなるべし、東都東武と云ふも意得ぬことなり、又南紀・北越などと云ふことも意えがたし、相對するものなればなり、

○我國人の著書の唐人の著書めきたること 近頃印行の書物あり、題號はわすれたり、此書をみしに眞字に片假名を交へて、慥に我國の人の作りたる書とはみえたり、然れども其書の自敘に記せし名は、東都後學信陽太宰純徳夫とあり、是餘り唐人にて我國の人とはみえず、

近比儒者の書たる物に、自己の名の書様に難なきは物部茂卿なり、

○近代の書物には我古法を知らざる書法多し 近

代地下の儒者、高貴の命を奉て作りたる書、或自分の著作の書に序文を書添て進覽せし書物、印板して今世に行る、物多し、是をみるに多くは我國の文法に背き、或流俗卑賤の奇異なる文章、或官職等にも唐名を用ひ、自己の名も唐人のごとく書たるものあり、是等は俗儒の奇典を好て、何事も唐流をまねびて、日本の古法を知らざる故なり、かゝる書物は高貴の御前へ出すべき物にあらずと或識者のいへり、

○今世に行はる、伊呂波音の誤れること 今世に行はる、伊呂波音と云書を見るに、伊爲の假名を同部に入れ、江惠乎於を混雜し、此外一部の中多く誤りたり、三重韻も又是に同じ、玉篇字彙等も假名の誤り少なからず、是等は童蒙の便利にはならずして、卻て大きな惑なるなり、かうやうの書を見て、童蒙いよ／＼文盲になるなり、近世の印板の書物に假名を誤らざるは希なり、近代地下の儒は、假名づかひは一向沙汰せぬやうにみゆるなり、一筆かきたる文章も、

假名遣のあしきは無下にいやしく見ゆるものなり、近頃印行の書物に假名の誤りすくなきは、具原荻生の兩儒士なり、

○轉語 人を譽るに卻て譖るやうにいひなし、謂るとして譽るやうに云なす詞あり、是等を轉語と云なり、齊信卿の清少納言をいみじき盗人かなと云給ひしは、學才をほめたる詞なり、

○日本の本名和國のこと 或人云、日本を和國と云ふ事は、元來磯取盧島といへるは日本の本名なり、をのこは丈夫なり、ろは助語なり、山鳥のをろの鏡、神ろぞ神漏美のろのごとし、武勇の尙ぶ國なるゆゑ自ら丈夫島と號す、中華の人文字を作りて倭奴國といへり、唐音にてをのころ也、それを略して倭と云へり、その後日本にて美名に改めて和と云、倭和音同じければ也、以上本書の儘に書之、噓樂磨按するに、日本紀疏云、磯取盧島者云自疑、猶言自然疑成云々、此外古人の説、自疑の義也、磯取盧島の於は字書に音隱也とあり、

隱は吳音おんなるが故に、隱を古來於の假名に用るなり、隱岐國等のごとし、自は己づからの略訓なり、己のおも、日本紀萬葉集等に於のかな也、男のをは、神代卷萬葉等に乎の假名なり、すべて神代の卷などにかくのごとく假名違はなきことなり、是等を以てみれば、礪馭盧島は自疑の義なるべし、丈夫島の説用るにたらざれば、或人の説是に似たる非なるべきにや、猶識者に正すべし、

○ほうゑきけつてき 或書縫腋はほうゑきとよみ、闕腋はけつてきとよむ事ならひなりとかき、其外所々に假名にてけつてきと書たり、噺樂磨按するに、けつゑきをけつてきとよむことはならひにてはなし、連聲といふものなり、上に入聲のつかありて、下にわゆるを等の假名あれば、たちつてとよまねばならぬなり、譬は越王をえつたう、八音をはつちん、舌音をせつとんとよむがごとし、かくよめばとて越王をえつたう、舌音をせつとんと假名には書か

ず、闕腋もけつゑきと書きて、けつてきとよむなり、此外連聲は元和もげんわ、寛永もくわんゑいと書きて、げんわ、くわんゑいと訓なり、名目のならひと云は、還昇をけんしよ、施藥院をせやくゐんといふやうなることをいへり、されば彼の書を著せし人は高名の人なれども、韻學うとく假名づかひは不沙汰にありけるにや、此外著作の書物にかなの誤りすくなからず、

○也と云字 也と云字は助語の字にて、元來なりとよむ字にあらず、也の字句末にあれば、上の句になりとよまねば聞えぬことあり、其故に上の句になりとよみつくるなり、是也非也可也不可也の類なり、されば假名文章に假名の下に、これ也せざる也などとはかゝぬことなり、これなりせざるなりと書べし、なりと云詞は何々にありといふこと、なにあの反しなれば、にあをついめてなと云なり、されば也の字にありと云意はなきなり、

○上の好む事を下是にならふは古今の通準なり 上の好む事を下是にならふは古今の通準なり、近頃のことによ、或大名家象戯を好て、世に指を屈てかぞふるほどの上手にてありければ、其家中上下となく是を好て、天下無雙の名人も出來たると也、或俳諧の連歌を好まれたる人の家人に、俳諧の上手多く、亂舞を好たる人の家には、其藝者に名人ありたる事、其例すくなからず、西山卿は文學を好み給ひければ、其家に名高き學才の人多かりしは、百世の鑑なるべし、

○萬乘之國 萬乘之國、前漢書云、六尺爲步、步百爲畝、畝百爲夫、夫三爲屋、屋三爲井、井方一里、是爲三九夫、馬融云、井十爲通、通十爲成、成出車一乘、云々、是を算するに井は方一里、三百歩なり、通は九十萬歩方三里四十八歩有奇、成は九百萬歩方十里、是車一乘の地なり、十乗の地は九千萬歩方三十一里百八十一歩有奇、百乗の家は九億萬歩方百里、千乗の國は九十億萬歩方三百六十六里六十八歩有奇、萬乘の國は九百億歩方千里也、方千里の内には方百里の地百あり、然るに孟子梁惠玉篇萬乘之國の朱註云、千乗之家者、天子公卿采地、方百里出車千乘なりとあるは、恐くはあやまりならんか、

○上古と今世との比較 上古は尊卑ともに學才なき人は登用せられず、常に人の交りもならざりし故に、上下押竝て學文せしとなり、後世凡下にいたりて、我が如き類も、先祖の功勞によりて、自己過分に主人の恩祿を食み、役儀にあづかり、人の上にも立、假名書一卷よまぬものも人の交りもなるなり、されば今の世ほど心やすき能きことは非じとぞ思はると、或人いへり、

○衰龍の御衣 太平記第二、師賢法性寺の前より衰龍の御衣を著て、瑤輿に乗り替て、山門の西塔院へ登り給ふ、又同卷に、折節深山おろし烈しく御簾を吹上ぐるより、龍顔を拜し奉りたれば、主上にてはおはまさず、尹の大納言師賢の、天子の衰衣を著し給へる

にてぞありけるとみえたり、夫衰龍の御衣とは天子の禮服なり、御即位或朝賀等の時に召る、御衣なり、此外は黃櫨染青色等を、公事によりて著御せしめ給ふなり、尋常には御引直衣なり、然るに衰龍の御衣と書たるは、師賢卿敕命を蒙り、天子の御眞似して山門へ登り給ひし故に、天子と云んがための文勢なるべし、かゝる時に衰龍の御衣を召さるべき謂れなし、されば實に師賢卿衰衣を著し給ひしにてはなし、定て直衣などにてこそありつらめ、

○時鳥の初音を廟にて聞けば禍あり、芋畑にて聞けば福あり、まことや時鳥の初音を廟にてきけば禍あり、芋畑にてきけば福ありあり、是故に時鳥のなく頃は、高貴は御廟には芋を鉢に植ていれおくとなり、
○韻塞篇衝いんみぎへんつき 往昔は韻塞篇衝などと云ふ遊びを、男女ともにせしこと古き物語の書に見えたり、後世は凡下にてはかゝるあそびのあることをきかず、
○讀みがたき文字略字を書札に用ふべからず 貴

人父母或尊長へ奉る常に通用の書札に、故事古語などをを用ひ、又はよみがたき文字至極の略字などを用るは、不敬の甚しきものなり、いかにも文字を全くよみよきやうに書べし、

夏山雜談卷之五

○親王宣下御母代 上古は、天子の御子御兄弟ならでは親王にはなり給はぬ事なり、是令條の定なり、然るに後嵯峨後深草龜山後二條の御末、二世三世にいたりて親王宣下あり、爾來數代の御末も親王になり給なり、然どもいづれも天子御猶子の儀にて宣下あるなり、御猶子の號なくしては、親王の宣下はなき事なり、是故に高貴の上臈女房を御母代にし給ふなり、御母代にたのみ給ひたる御方をば、御實母のごとく御したしみあることなりと承り及し、順徳の三世凡親王あり、御猶子の親王、御母代のさたなし、伏見殿代々如此、當時四家の親王二世三世とも御母代なし、俗親王御猶子の分在存の一品なし、御違例危急にて御在世の一品近來有之、伏見邦永これに實命存、又正仁音仁邦忠家仁等親王これなり、一世の

親王は勿論超越あり、法中方大概近世御養子なり、御母代あり、法中一列、一世、並御養子、座列親王宣下次第、御猶子の法中は、親王宣下早くなるも下座也、近世、勸門兩代無品如此、法中御猶子歟、何の賞共なく、一品は仁門主一代有之、一世並御養子法中依三時勢、一品彼之なり、

○諸道の博士 四道の博士、此外天文陰陽醫道等に博士あれども、打まかせてはかせとはかり云へば、明經博士の事也、是を大博士といへり、中頃より清中兩家を任せらるゝなり、清原氏の大博士になりたるを傳博士と云へり、左傳を宗とする故なり、中原氏の大博士になりたるを禮博士といへり、禮記を宗とする故なり、

○平氏の人守平連續をさくること、及び諱の連續を避くること 平氏の人位署に守平連續をさくること、拾芥鈔にみえたり、今後に按ずるに、諸氏の人も國守及諸司正たる時、略儀の書物に氏を用ひず、官と

名字ばかりを書きこともあり、其時は諱の連続になる名字もあり、譬ば主水正良清・陸奥守成政などは諱の連続なり、正良は仁明天皇、守成は順徳院の諱なり、是等のことに心をつけて、然るべきことにやとおもはる。

○天皇をも皇子をも神とよめり 天皇をも皇子をも、萬葉集に神とよみたる歌あり、

○千利休二條院の御墓の石塔を毀つ 二條院の御墓舟岡の麓にあり、御墓に五重の石塔ありしが、千與四郎人道利休此御石塔の九輪を取、己塔とし、及手水鉢にせしとかや、かゝる大惡のつりて次第に奢り、後には私曲をせしを、豊臣太閤大に怒り給ひ、一條のもどり橋にはりつけにかけられたり、誠に天罰恐るべし／＼、加藤肥後守卿も花山僧正の石塔を取て、中をうがち石燈籠にし、茶亭の庭におかれしとなり、此燈籠今に本國寺にあり、かゝることはつゝしむべきことなり、

○光明院の墓所勝尾寺のこと 光明院御脱履の後、攝津國勝尾寺の山中に御庵室をむすびて住せ給ひ、彼所にて崩御あり、御遺詔にて御庵室のあとに葬奉り、日頃の御庵號を改ず、光明院と稱し奉るとなり、委く紹運録にみえたり、其後御墓所も荒廢れたり、延寶年中の頃かよ、勝尾寺と芳野村と、山中堺目を論じ、大坂町奉行へ訟へ對論度々に及び決定せざる所に、奉行の屬士古屋新十郎、彼僧に光明院の御庵室、御墓所のことを問ふ、僧是をしらす寺にかへり、衆僧に問ふ、衆皆しらす、山中及近鄰の郷民にとへども知たるものなし、爰に山中一人の老比丘あり、彼云、我先年、此山に庵をむすびたる時、其地に一の石塔あり、光明院と銘す、凡人の石塊とおもひ、とりかけて其跡に草庵をむすびたり、彼石塔今に傍にあり、もし是なるやと云ふ、衆僧大におどろき且悦び、彼石塔を本の所に安置し奉る、是に依て爭論の地も、勝尾寺の境内に紛れなく利運になりしとかや、彼古屋

常に和漢の書を見ることを好み、或時紹運録を見て、このことを僧に問たる故に、御墓所ふたゝびあらはれたり、是誠に古屋氏の大功といひつべし、

○くにのおや 紫式部日記に、くにのおやとあるは國母にて、天子の御母を云へり、源氏桐壺巻にくにおやとあるは、天子の御事なり、天子は民の母なればなり、

○青ざし 青ざしと云ふ物は、青麥にて製したる菓子なり、古へは高貴もめされたる物なり、今民間に用る青ざしもこれなるや、

○一條院は猫を御寵愛し給へり 一條院は猫を御寵愛にて、此猫に五位の爵を賜り、子をうみたるときはめのとを附られ、女院、左右大臣等より産養をし給ひたること、小右記及清女の枕草紙にもみえたり、此御宇執政以下、三公各御外戚なり、かゝるまさなきことをなし給ひたるはいはれなきことなり、もろこしの書に、人君は愚なるがよし、さま／＼のまさなき

御あそびをすゝめて、愚になり給ふやうにすべし、人君賢ならば、我がともがらは、誅に伏すべしと、盜跖とかやがいひたりとみえたり、はるか後にいたりても、時政・義時の類も盜跖が金言ならずや、

○歌に六義あり 古今集序云、そも／＼歌のさまむつなり、からの歌もかくぞあるべき云々、此文章に心をつけてみるべし、先日本の歌には六義あることをいひ、次に唐の詩にも、日本の如く六義あるべしとおもはるゝと云ふ文章なり、是我國の文章の法なり、今世凡下の人などは、抑詩に六義あり、日本の歌も是になぞらふなどと書べきにやとおもはる、

○木曾 木曾は信濃國にあらず美濃國なり、古より誤り來れるにや、三代實錄元慶三年九月四日の記に、美濃國なることあきらかなり、

○位山 位山は飛驒國にあらず信濃國なり、六帖に、衣手の色まさりけり信濃なる位の山は君がまにまに、此歌を證とすべし、

○あづま あづまは日本紀によらば、上野國碓日山より東なり、古事記によらば、足柄山より東をあづまと云ふべきにや、

○硯の水に我影はうつさぬものなり 硯の水に我が影はうさつぬものなり、左遷の時其人のおも影を、硯の水にうつして定文を書故なり、

○杉の魚板は常に用ふべからず 杉の魚板を常に用ひぬものなり、是又左遷の時、鱈の鮓を、杉の魚板、杉の魚箸にてきりて、其人に居る故なりと、

○奢侈をいましむべし 不義の武士は大小にかぎらず、己が志を得て次第に出身すれば、驕奢おごりて、後には家を亡し、身をも亡したるもの、古今其例少なからず、商人なども小商をして、秤にて銀子をとりにやりする時は家内も富榮へ、大商となりて天秤にて銀子を出納する様になり、家のほろびたるもの多し、されば士農工商ともに、常に奢侈の用心なくんばあるべからず、

○人は生れながらにして大逆不道人にあらず 人は生れながら大逆不道人はなきものなり、小悪を忍びざれば後には大悪人となるなり、小盗人もぬすみの功つもりて大盗人となるにや、
白木の書案、衣服などに墨のつきたるも、其儘洗へば落るなり、久しくおけはしみいりておちず、人も小悪に氣のつきたらば、はやく改めなほすべし、しみこめばなほぬなり、

○嗜樂麿の外祖母の云はれしこと 嗜樂麿が外祖母は尾張國名古屋の生れにて、村瀬を稱號する家の女たり、四十年前八十四歳にて世を辭せられたり、常にいはれしは、輕き武士といへども、常に上下袴を著せぬは無禮なれども、常にみつけたる故にや、さのみ見苦ともみえず、女の小袖ばかり著て、幅廣き帯を前にして結びたる姿ほど見苦きものはあらじ、されば女は貴賤を論せず、常に羽織はかまをさせたきものなりといはれしは、をかしくも又おもしろく覺

え侍る、

○三百年以來武術の進歩 三百年以來鎗術・劍術砲術柔術あり、世は次第に事多なりもてゆくなり、後には又いかなる武術が起りやせん、

○野干 野干はきつねのことなりといへども、曾我物語をみれば、鹿野猪狐狸兎狼、すべて獸の總名を云ふやうにみえたり、狐狼野干ともいへば、總名をいふにや、

○風ひく 風邪の煩を風ひくといふことは、むかしよりの詞なり、うつぼ物語に、風ひき給ひてんとてさわぎふせたてまつり給ひそ、源氏明石巻に、はま風をひきありく入道とみえたり、

○雲蜘蛛同聲 古事記に土雲、日本紀に土蜘蛛とあり、むかしは雲と蜘蛛は同聲にいひしにや、雲は平聲、蜘蛛は去聲にいふは、のちのさだめなるにやと或人の云へり、

○鶴鶴 鶴鶴を庭たゞきと歌によめり、西國の人

は、石たゞきと云なり、

○百千鳥 百千鳥は鶯にあらず、すべて諸鳥のことなりとおもはる、古今集後拾遺集にも、うぐひすの題をはなれて、別に入りたれば、鶯にてはなきことを知られたりと或人のいへり、

○みつがひとつ 源氏葵の巻に、みつがひとつと云ことは、三が一にて、三分一のことにとやと或人のいはれしとなり、

○めどにけづり花さす 古今集に、めどにけづり花さすとは、著に造花をつけたることにとやと或人の云へり、けづり花とは、つくり花の事なり、延喜式に見え、今も西國邊にては、著につくり花をつけて、神佛へさぐる所もありときけり、

○物の祕傳をいふは世の衰たる故なり 布の帽額・宿直物のふくろ・放免のつけものなどを祕説なりと云ことは、何人のいひ出せしにや、是皆朝廷の故實にうときものの説なるべし、すべて物の祕傳などとい

ふは、世衰へたる故なりと或人のいへり、

○信夫摺の石 信夫摺の石は大石にて昔は高き所

にありしが、いつの頃か霖雨の時岸くづれて石も下へまろびおち、文のある面のかたは下になり、土にうづもれたりと陸奥國福島の人云へり、

○花 花といへば櫻の花にかぎりたるやうにいへど、むかしはさならぬにや、花とばかりよみて櫻にあらざる古歌多し、

○のどか のどかといふ詞はいつにかぎらぬなり、萬葉集に、和の字をのどとよめり、秋冬にもどかとよみたる古歌多し、今連歌にのどかは、春の詞とするは、意えぬことなりと或人の云はれし、

○廿日草 牡丹を廿日草と云は、白氏文集に、花開花落二十日、一城之人如狂とあり、此故にや、

○百木王 梓の異名を百木王と云ふ、弓の良材なる故にや、

○鹿のしがらみ 萩を鹿のしがらみと歌によめ

り、鹿はぎを折て、川のしがらみの如くしてふす故なりと、又鹿の花妻ともよめり、

○柳を玉串といふ 伊勢にては柳を玉串と云ふとなり、

○花染 花染とは露草にて染たるを云なり、

○もろかつら あふひをかつらの枝につけたるをもろかつらと云なり、

○ゆふつけ鳥 ゆふつけ鳥とははとりの事なり、世の中さわがしき時四境の祭とて都の西方にて行はる、此時に鶏に木綿をつけて放さる、故に、かきいへりとなり、

○うつろふといふこと 萬花の色の變るをうつろふと云へど、ちるをうつろふとよみたる古歌多し、神代の巻にも、故其生子、必如木花之移落とあり、此移と云字ちるとよむなり、されば花のうつろふと云ことは、歌の體によりて分別すべきにや、

○濃色薄色は紫に限りていふこと 濃色薄色とは

紫にかぎりていふことなり、自餘の色は紅のこきうすき、山吹のこきうすきなどと云ふなり、

○尾花 尾花はすゝきの異名なり、獸の尾に似たればかく云ふにや、

○月の異名 月の異名を玉桂と云ふ、菅家萬葉集にみえたり、

○方違 方違とは天一神の方をさくる事なり、

○夏引の絲 夏引の絲といふは麻のことなり、萬葉集にみえたり、

○卜法 神代には鹿のかたはねをぬきてうらなひたるなり、龜卜は又後のことなり、

○さかの廣澤の池 さかの廣澤の池を、古へは大澤と歌によめり、

○をみなめし をみなめしを萬葉集に、女郎花又美妾ともみえたり、

○さきたぬ云々の歌 さきたぬくいのやちたびかなしきはながるゝ水のかへりこぬなりと云ふ歌

は、諺に さきにたゝすといふこゝろなり、

○常盤なる云々の歌 常盤なる松のみどりも春くれば今ひとしほの色まさりけりと云ふ歌は、貧して

諺はぬが上にたのしみ、富て驕らざるが上に禮を好むこゝろなるべし、

○茶の子 餅菓子茶子の類をちやのことと云ことは、おゆどの脱カの記に見えたり、

○後蔭 後蔭とはおくてにあらず、苗のはえ損じてふたゝびまくを云ふなり、古歌に、のちまきのおくれておふるなへなれどあだにはならぬたのみとぞきく、此歌は晩年の人に學問をすゝむるこゝろなり、道をありささへすれば、遅き牛もはやき牛も、ともに淀へつくなるべし、論語云、子曰、苗而不秀者有矣夫、秀而不實者有矣夫云々、これらを考へあはすべし、

○しかまのちち しかまのちちは藍染なり、古歌に、たのますばしかまのちちの色をみよあひそめて

こそふかくなるなれ、藍はあぬ、逢はあひの假名なり、古人もかななあやまられたるなるべし、
○ふせご ふせごは伏籠なり、もとは竹にて作りたる籠なり、源氏若紫の巻に、ふせごに雀の子をいれおきたること見えたり、

○腰折歌 こしをれ歌は、よからぬ歌なり、詩文章にも、こしをれあり、源氏物語にみえたり、

○みさを みさをとは物のかはらぬときはなることを云へり、松のみさをといふも、霜雪に色の變らぬことなり、

○後世の髪切尼 後世の髪切尼は、髪をつかねて本を結び末をきるなり、昔は額髪をきりて、かほにかゝるほどにして、うしろは衣のゑりのあたる所にてふつとそぎて、本結はかけざるとなり、是を垂尼といひしとなり、

○都にてのほとゝぎす 都にてほとゝぎすは、寶永の頃までは四五月は多くなきたるなり、雨しげき年はことに多かりしなり、其後すくなくなりて、近

頃は一聲もきゝたる人もなしとなり、あがりての世にもなきことありしにや、上東門院の女房達、賀茂のおくへたづねゆきたりしこと、清女枕草紙にみえたり、又鶯も、其頃は内裏のあたりにはなかず、北野などには希になきたること、枕草紙に見えたり、

○天竺に天を蘇羅といふ 天竺に天を蘇羅と云、我國にそらと云ふは遠く天竺に通へりとなり、

○高砂 高砂は山の總名をいへり、播磨の國の高砂は地名なり、

○御遊敵 御遊敵とは、高貴の學問・詩歌管絃、其外御遊の御相手友を云ふなり、兒童の戲遊の友達をもあそび敵といへり、相敵對する故なり、

○食のさいのことをあはせといふ 俗にいふ食のさいのことをあはせといふなり、うつば物語・清女の枕草紙にも見えたり、

○文書を封するをふんするといふ 文書を封することを、曆が祖母の常にふんするとのみいはれ

しなり、古き物語に、文をふんすると云ことみえたり、

○こたち こたちとは後漢書註に、鄭玄云禮記云、后之書言在天之後、故以女謂後達、

○あせる あせるとは盛なりしもののおとろへ、物の色のかはりてあしくなりたることをいへり、源氏桐壺卷歌に、むすびつる心もふかきもとゆひにこさむらさきのいろしあせずば、

○悴士 近世の軍物語などに、悴士こせさぶらひ、又かとは五音と云ふ名目あり、苗字をもちたるばかりにて、輕き武人をいふやうに見えたり、按するにこせ侍は、侍の官ありて五位衛府などを云ふなり、衣冠する程のものなりと、雅亮裝束抄にみえたり、されば無位無官の凡人などを、こせ侍とはいふまじきにや、

○西國邊土には古き詞遣れり 畿内及繁花の地は萬にはやりごと多くて、詞風俗も次第にうつりかはるなり、西國邊中にも薩摩國・肥後國球麻の郡などの

人の言語は、上方の人のきゝては、耳をどろかすことのみ多けれども、多くはうつば竹取源氏物語・清女枕草紙・四の鑑水鑑・大鑑・今鑑・増鑑・大和物語等にある詞なり、彼所は五百年來うごかぬ地にて、他國の人も多くいりこまぬ所なれば、古きことば猶のこりたり、

○水野日向守の竹釘軍 寛永、肥前國有馬攻城を、水野日向守勝成朝臣の竹釘軍と云ひ給ひしとかや、

○馬代の目録 馬代の目録などに黄金十兩と書は小判の十兩にはあらず、金一枚のことなり、黄金百兩は金十枚、黄金千兩は金百枚なり、餘は是に准すべし、式正の書物に小判の數は用ひぬことなりと、

○刀劔代のこと 刀劔代金千貫は金五十枚に充るなり、百貫を五枚に充たるものなり、此兩様の代附に何の差別もなきことにて、時によりて二百貫ともかき十枚とも書ことなりといへり、又二枚五兩などと云時の五兩は、小判の五兩にあらず、金一枚を假に十兩に充たる數なり、

○日本紀の中臣鎌子連 大織冠公を、日本紀に中臣鎌子連と有は、鎌足を鎌子と後に誤記せしにや、欽明の朝中臣連鎌子と云人は別人にて、時代も違へりと或人の云へり、

○梓弓真弓 梓弓は梓の木にて作り、真弓は檀の木にて作れる弓なり、さればまゆみの弓と云ふべきを、檀の訓の中にゆみと云ふことあれば、かさねてゆみと云はず、是古訓なりと先達のいへり、

○美作國は名所の古歌多し 美作の國は邊土なれども、名所の古歌おほきは、古へ大嘗會の主基の國に用ひられし故なり、

○葵祭の敕使神前にての作法 葵祭の敕使は下鴨の神前にては解劔、上賀茂にては帶劔し給ふとなり、下鴨は女神なるが故なりと或人の云へり、

○清涼殿紫宸殿 清涼殿は中殿とも云ふ、常に御殿とのみいふも清涼殿の事なり、此御殿へは、至尊出御なき時といへども、地下の人はまゐることはな

らぬなり、紫宸殿へは出御なき時は、地下の人も憚りなしと聞けり、

○左近の櫻右近の橘 左近の櫻は近衛殿時左よりり獻せらる、右近の橘は關東の仰を奉りて、小堀二右衛門是を植、此時大樹右大將たるによつてなりと承る、

○ふさはぬ 何にても物の相應せざる事を、ふさはぬと云ふは古語なり、古事記八千矛神の御歌にみえたり、

○石むら 石の多きを石むらと云ふ、家の多きを家むらといふ、むらはむらがるにて羣の字なり、村をむらと訓するも、民家のおほきなり、

○裳著 童女の裳著してをとなしき姿になるをを、をなごになると云なり、男子元服してをとなしき姿になると云と同じ、皇女の御裳著の腰結は、大臣などの御所作なり、高貴の御家にては、一族などの宿老の人をたのみ給ふことなりと、男子元服の加冠に同じ、

○薰物を土中に埋むる古例 薰物をあはせて土中にうづみおおくに、梅花は梅の樹のもと、菊花は菊のもとに埋む古例なりと、

○薰物をかぐといふこと 薰物などをかぐと云ふは、いやしきことばのやうにいへども、源氏物語に、薰物の香のふかさあさ、をかぎあはせ給ふとみえたり、

○節分 節分とはもはら立春の前日をいへども、四季にも節分と云ふこと古書に見えたり、

○放出 放出とは本殿より別に造り出したる所なり、俗に小書院・小座敷など云がごとし、村の名に放出と云所あり、中古莊園などより割出したる地名なるにや、今云新家新在家などと云ふことさか、

○國府 國府は國司の居所にて國政をとりおこなふ所なり、駿河の府中豊後の府内などは、其國府のうちといふことによ、又別府とは國府の地をわけたる

所なるにや、別府と云ふ地名西國に多し、

○太平記山門攻の一節 太平記山門攻の段に、本間孫四郎が強弓をいはんとて、白木の弓はほこ短にはみえけれども、尋常の弓に立雙べたりければ、今二尺あまりほこ長にてありけると書けり、いかにふとき弓も、常の弓より二尺あまりも長くば、弓の力はつよかるまじきとおもはる、

○近代のさし矢弓の製 自己の手にあまりて握のふとき弓は、手の中あしく射られぬものなり、是故に近代のさし矢弓は、ほこを切つめて弓の力をまし、矢のよく飛やうにするなり、少にても短き弓は力強きものなり、軍用の弓も弱き弓のほこをつめたるがよしとなり、

○己自恣 己自恣と云詞は、己が心まかせにすることを云なり、我がまゝと云がごとし、自恣の二字は音なれども、古へより歌の詞書にもちひ、歌にも、秋風の西方の山よりをのがじし吹てちりくるもみち

かなしもとよめり、物語の書にもおほくみえたる詞なり、心まかせなる事を、和語にししといふ故に、後に自恣の假名を用るにや、

○爪しるし 書物を見るに、忘るまじき所などに爪にて印をつくるを、つまじると云ふ、古き物語にみえたり、

○放島の試 放島の試と云ふは、學生を試るに池の中島などにおきて、詩文章を作らすることなり、人に談合せまじきためなり、うつぼ物語に、ふるふさ試の題を賜はりて、ひとり船にのせられていでたりとあり、是放島のこゝろみなり、

○進士 進士と云は、非儒の人大學寮へ入つて及第したるをいふなりと、

○二位法印玄旨三位法印一路 近頃印行の書物に、二位法印玄旨三位法印一路などと書たるあり、是はもとは二位・三位にてありし法印ぞといふ事なるにや、二位三位は俗位、法印は僧位なり、往古より

俗位僧位を兼帶せし人もあるにや、いまだかんがへず、

○姓氏を失したる人は藤原を稱すべし 民間凡卑に至りても、神別・皇別・諸蕃の三姓にもるゝ人はあらざる也、世におちぶれて、先祖の氏を知らざるは多し、かゝる人もし氏を稱せずして叶はぬ事あらば、藤原氏をおして稱しては難なかるべきにや、如何となれば、今世故ありて官位を賜はる時に、其姓氏を失して知らざる人には、宣旨に藤原の某と書下さるゝこと也と、されば氏を知らざる人は、藤原を稱して難なかるべしと思はると或人云へり、

○神職の人にして姓氏を失つて知らざるには大神朝臣を稱すべし 神職の人官位叙任の時、姓氏を失つて知らざるには、宣旨に大神朝臣と書下さるゝことなりと、

○出家には姓氏なし 出家すれば貫屬をはなるゝ故に姓氏はなきなり、此故に出家は皆釋氏を稱する

也、明雲座主は、村上源氏の槐門より出たる御人なれども、流罪のとき藤井の松枝と姓名をつけられたり、○非人といふ姓 いにしへは非人と云ふ姓さへありたるなり、橘逸勢を伊豆國へ流されたる時、橘氏を改めて非人の姓となし給ひ、數年の後、其子を召歸されて、非人の姓を改めて本姓に復されたること續日本紀に見えたり、

○著葉鏡 著葉の鏡といひしは、今俗に番具足と云ふ是なり、

○葬家の門戸の鬮に薦をかけ、玄關及間毎の長押に鬮をかくこと 葬家の門戸の鬮に薦をかけ、玄關及間毎の長押に鬮をかくことは、内外の地を隔ぬといふこゝろにて、出入の人に穢をうけさせまじきためなり、

堂上方は常に神事多き故に、格勤かくごんの人は藁のしべを一寸ばかりに切て、懷紙の間に入置き、葬家へ入る時は匍匐はくふく入長押などに、此藁しべを一つさしおきて出

入するなり、是も鬮に薦をかくこゝろにて、穢をうけざらんがためなりと、

○旅行の具 往昔旅行の時は籠すうり須利すうり籠すうり用たて旅籠たて二字と云ふ物持せしなり、共に竹器にて、旅の具・蓑・笠・人馬の食物などを入れて持せしとなり、後世に至りては、萬の事花美になりて、挾箱・蓑箱・合羽箱・沓籠様の物に變りて、常に行列の備への具になりたるなり、旅行の餉やしなひをいれる籠を旅籠たてといひしより轉じて、旅の餉をもはたごといひしとかや、後世驛路にて、旅人を宿せしむる所を旅籠といふは此故なりと、盜賊をすりといふは、籠やうのものをもてきて、盜たる物を入れていぬれば、かく云ふなるにやと古人も云へり、古歌に、旅人はすりもはたごもむなしきあはやくいまましめ山やまのとねたち、此歌は山賊にあひて詫言したる歌なり、山の刀禰とは山賊を貴びたる詞なり、

○はなしろつきあひたり 古き軍物語に、はなしろにつきあひたりとあるは、敵味方思もよらず出合

て、互にびつくりして臆したることをいふにや、鼻白は臆したることなり、臆すれば鼻の白くなるなり、源氏物語、おくれがちにはなしろめる人おほかりとみえたり、

○雑袍を聴る 雑袍を聴るとは、宿衣しゆくゐ衣冠ゐかんのこ直衣なほしを著して、御前へまいることを御免あることを云へり、

○冠 冠は、束帯・衣冠・直衣の時用らるなり、其外直垂装の時は、官位により、或家により、或年齢によりて、立烏帽子、風折るばし等を著用せらるゝなり、古代は狩衣の時にも冠を用られし例もありとぞ、

○紫の組懸 束帯の時冠の懸緒は、堂上地下をしなべて紙捻を用らる、衣冠・直衣以下の時、或るぼし著用の時、紫の組懸を聴て用ひらるゝなり、紫の組懸は元來蹴鞠の装束につきたるものにて、飛鳥井家の執奏にて、御聴あるなり、地下は一向聴かざりにあらず、武家方も侍従以上の御人は、奏聞を歴て救許の上にて、飛鳥井家より私に免さるゝことのやうに思へ

り、

○紫の奴袴 堂上方紫の奴袴も、年齢のかさなるにしたがひて、次第に色の薄くなるなり、壯年に及て淺黄を用ひらる、是も次第に薄くなりて、後には白きがごとくなり、極老にいたりては、一向白き奴袴を用ひらるゝとなり、

紫の奴袴は、武家方にはたやすく用ゐられざる所に、近頃朝鮮人來聘の時より御さたありて、四位以上は薄色奴袴を著用せらるゝなり、

○奴袴等の紫色 奴袴等の紫色は、經緯ともに紫に染たる絲にて織なり、薄色は經紫緯白絲にて織なり、是をおり色と云なり、淺黄も又かくのごとし、すべて何色にても、織色はすぐれてうるはしく、色もかはらず、附色は早くあせるなり、

○衣服に白裏つくること 萬衣服に白裏をつくることは古事なきことなり、直衣・狩衣の白裏は、極老人の用るものなり、上達部といへども年若き時は、白

裏は用ひられぬ故實なりとぞ、

○直垂 直垂は元來武家の製作のよしなれども、堂上方にも内々是を用ひらるゝよしなり、堂上は練精好を用ひらる、地下の諸大夫は布の直垂俗云大紋なり、武家方にも四位・五位の侍従以下は、練精好のひたれを著用せらる、五位の諸大夫は布直垂を用ひらるゝなり、

○帶劔のこと 武官の帶劔は勿論のことなり、武官にあらずといへども侍衛中務侍従、内舍人等なりの官は帶劔なり、其外、文官は大臣以下帶劔し給はず、然れども東帶の時は、威儀のため申し聴て帶劔せらるなり、是を敕授帶劔と云なり、

○劔の刃の長短 武官の劔の刃は長短其人の意まかせなり、文官の敕授帶劔は刃の長五寸以上は制禁なり、是式の定めなり、

○堂上方の帶劔 堂上方は直衣・衣冠以下の時は帶劔し給はず、然ども品によりて、帶劔あること古代例

もあり、希有のことなり、武家方は衣冠の時といへども、帶劔常例せらるゝなり、關東の御使侍従以上の人、

及諸司代等參内の時は、無刀にて野劔或鞘卷劔を攜さへられ、是も殿上の口にさしおかるゝよしなり、

○劔の装束 往昔は劔の装束は、大臣の時は金装束、大納言までは銀装束にてあるべけれども、近頃はあるにまかせて用らるによりて、金銀の沙汰に及ばざると桃華御記に見えたり、其頃よりみだりがはしくなりたるとみえたり、

○球麻郡を球麻國といふこと 肥後國球麻郡を彼所の卑賤の人多くは球麻の國といへり、他國の人はを笑ふなり、噺樂麿按するに、是必誤りにあらず、如何となれば、郡の音ぐんなり、ぐんをくと訓するは和音なり、丹波をたには、難波をなには、蘭をらに、紫苑をしをにと訓するがごとし、又萬葉集に、吉野の國・泊瀬國、其外名高き所を國とよみたる歌多し、されば球麻の國といへるは誤りにはあらざるなり、

○男軍・女軍 神武紀に男軍・女軍とあるは、正兵奇兵にて、追手搦手のことによ、

○往昔の刀 往昔の刀といひしは今の小刀こがたなの事なり、大きなるが出来てより、小刀の名を得たりとなり、脇指は又後に出来たるものなりと云へり、

○小刀を帶する場合 布直垂・布衣・素袍・袴等著する時、小刀を帶する古來の例なり、路頭などは野劔或鞘卷の太刀を攜ることなりと、常の刀を指添ることとは、頗略儀なりと云へり、

○後世出来たるものには、名と文字とあたらぬもの多し 後世出来たるものは、名と文字とあたらぬもの多し、上下・羽織・大小の類なり、今云脇指は小刀にて、小刀は脇指なるべしと或人いへり、

○紙鳶の季節 紙鳶は春のものにて、俳諧連歌にても二月の季に用うるなれども、大坂などにては五月、西國邊は七八月に兒童のもてあそぶなり、

○守山 近江國守山は、今はもり山といへども、古

はもる山といひけるにや、もる山とよめる古歌多し、

○渡唐天神畫影の説 渡唐の天神の畫影の説は信用しがたきものなり、是必菅神にはあらざるべし、難波津にやくや此花冬ごもり今を春べとさくや此花、と詠せし百濟の王仁の像なるべしと或人のいへり、

○猿舞の起原 東鑑寛元三年四月二十一日の記云、左馬頭入道正義、自美作國領所稱將來由、獻猿於御所、彼猿舞蹈如人倫、大殿並將軍家、召覽于御前、爲希有事之旨、及御沙汰、教隆云、是匪直之事、歟云々、是を以てみれば、猿舞は寛元以後に出来たるものなるべし、

○文字 文字とは元來、一字をいふにあらす、獨體を文といひ、合體を字といふ、譬ば中心人言は各獨體にて文なり、忠と信とは合體にて字なり、然ども獨體合體とも、文字といひ字とばかり云こと、古來の通例なり、

○宇留麻の島 宇留麻の島とは琉球のことなり、

彼所は素盞雄尊の神幸ありたる所故にや、我國へ通ずる詞多となり、少童の名にも、太郎兼かね・松二郎まつじらう・眞三郎まみさぶらうなどといふ名もありと云へり、

○ゑとり 屠兒はゑとりと訓ず、畜類を屠るものなり、鷹の餌などをとる故にゑとりといふなり、ゑとりを訛りてゑたといひしより、穢多の字を用うることになりたりと或人のいへり、

○非人の小屋地に瓦葺の長屋ある所以 大猷院將軍家寛永御上京の度、二條の西に瓦葺の殿を建られ、其後京内外に居所なき非人に小屋地を賜りたる時、彼殿も頒賜りたるとなり、今に所々の非人の小屋地に瓦葺の長屋あるは是なり、

○南無阿彌陀佛の稱名 南無阿彌陀佛の稱名を、なもうた、或なまいたといひ、せめふせる時は、ないだくと云ふは、稱名にはあたらざるごとと思ひしに、能々考れば皆音義に叶ひたる名號なりと或人の云へり、

○手なし 禁中にて月水ある女中を手なしと云ふなり、御調度に手をふる、ことならざれば、手ありてもなきがごときなれば、かく云ふにや、

○百官 百官と云ふは内外の諸官なり、必百の員數にはあらず、數の多き儀なりと古書にもみえたり、あなたにても、周世一年の日數に配して、三百六十官を立られたれども、是も百官といふなり、論語に、宗廟之美百官之富とあるも是なり、

○内官・外官 内官とは京官をいふ、外官とは諸國の官を云なり、

○百敷 内裏を百敷といふも、百官の座を敷る、ゆゑなりと古書にみえたり、

○からな 諸官の唐名は訓にてからなと云ふなり、必音にて云べからず、是唐名は異國歴代の官號にて、唐一朝にかぎらざるがゆゑなり、

○顯官・顯職と閑官・閑職 顯官・顯職はよき役義にて、さしあらはれて目立たる勢のある官職を云ふなり、

り、閑官閑職は掌もすくなく、常にひまありて威勢もなき官職を云なり、

○太閤 太閤とは攝政關白などの御父を申すなり、往昔攝關の御父ならずといへども、高貴宿徳の御人は太閤と申したることあれども、今においては、攝關の御父ならでは申さぬやうになりたりとなり、

○指を屈て物を數ふる時のこと 指を屈て物をかぞふるに、一より五までは將指・食指・中指・無名指・小指と順に屈め、六にいたりて將指を伸べ、七に食指、八に中指、九に無名指、十に小指を伸すべし、六に小指を伸せば、自然に四と六とまざる、ことあり、

○叢に居る鳥を能く臭ぎつく犬 牙の四ある犬は、叢にゐる鳥を能く臭ぎしるものありと古書にみえたり、

○犬をいれて叢の鳥をかること 犬をいれて叢の鳥をかるに、風立たる日は、鳥の居所を犬のよく臭しるなり、天氣和にして暖なる日はしれがたきものな

り、かゝる時はからんと思ふ叢のあたりに犬をたてきて、三四五間ばかりもこなたより、十人ばかり扇をもてあふげば、自然と其氣につれて、犬の方へ鳥のほひのするものなりと或人云へり、

○六日の菖蒲と云諺 六日の菖蒲と云諺は、菖蒲は端午の節に用ひらるゝなり、つとめて六日の後宴にも又用ひらるれば、何によらず一先すぎたることの、又はなやかに勝れたることあれば、六日の菖蒲にたとへたるなるべし、

○草薙の劔についての説 草薙の劔の、みづからぬけ出て草をなぎたると云事は、劔を靈に云はんために書たることにて、史書の常なりと度會清在のいへり、噺樂磨戯といふ、劔のみづからぬけ出て草を薙よりは、賊徒の首をさらんにはしかじ、

○伊勢と三輪の神とは一體分身と云こと 伊勢と三輪の神は、一體分身にてましますと世人のいふ事なり、三輪の神は大己貴命にて、素盞雄尊の御子な

り、天照大神の御姪なり、しかれば一體分身とは申がたし、御伯父姪を一體分身といはば、神代の神達は、多く一體分身なるべし、

○最手・助手・掖手 相撲に最手・助手・掖手と云ものあり、最手は今俗に云關取、助手は關脇、掖手は小結のことなりと或人の云へり、

○上北面・下北面 上北面は諸大夫、下北面は侍なり、上は清音、下は濁音にいふがならひなり、

○呼名のこと 左衛門・右衛門・左兵衛・右兵衛を呼名に用るなれば、奇異を好む人は、左近衛・右近衛とも、呼名につくべき事にやとおもはる、

○帶刀を呼名につくこと 帶刀は春宮坊ある時は是を補せらる、坊なき時は補せられず、然に帶刀を呼名につく人多し、あるべうもなき事なり、帶刀を呼名に用るからは、文旨にて奇異なる名を好む人は、瀧口などと云呼名を用べきにやと思はる、
○罪人をはりつけにやくる事の起 罪人をはりつ

けにかくる事は古へはなき事なり、是元來耶蘇宗の法にて、永祿元龜の頃より起りたりと或書に見えたり、平家物語にはりつけのことみえれば、往昔もありしことにや、今昔物語にも、はりつけにて射殺すとみえたり、

○垣下座 垣下座とは、舞樂等の時、舞人樂人などの著座する所也、此外公事の時もあることなり、地下の座にて饗などにつく所なり、此所にて舞などある時は堂上へはみえず、此故に晴たぬことを、垣下舞といひけるにや、後世の俗諺に縁の下の舞と云ふは、垣下の舞をあやまりたるなるべしと或人云へり、

○湊紙のこと 和泉國堺より出る湊紙みなとと云所は、もと宿紙紙屋紙と云、よりやつしすぎたるものなりといへり、或俗書に、後醍醐の御時、南朝に居たる紙工堺へうつり宿紙をすきしより、此湊の紙を彼所の名産となりたると云へり、噺樂磨按するに、兵範記仁安三年九月七日の記に、堺紙、又堺紙屋紙とみえたり、

是によれば堺より宿紙を出したることは、南朝の時よりははるかに古きこととみえたり、

○行事 相撲の節を行はれし時、是を奉行する人を行事といひしなり、後世は相撲の勝負をみわくる人を行事と云ふはひがめることなり、見證といふべきにや、

○歌の詞書について 伴の嘉次といひし人は、和歌を好み、冷泉家の御門弟にてありし、或時難波へ下り壬生卿の古塚にて手向の歌をよみて、冷泉卿の御覽に入しに、其詞書に、家隆卿の塚にまうでてと書たるを御覽じて、彼卿は公卿といひ、歌道の高名世に重んずる人なり、かゝる人の名字などを書くことは、あるべうもなきことなり、壬生卿となりとも壬生の二位卿となりとも書べしと、大きに御いましめありたると、嘉次のちにかたりし、

○伏見の里 難波の伏見の里は、今の三津八幡の社の邊なりとぞ、平城郡の伏見は菅原なり、平安城

の伏見は今の伏見なり、伏見の和訓はふしをがみの略訓なりとぞ、伏見と云は、古へ旅行の人遙に都の方を拜して通りたる所なり、神社の遙拜所のごとし、八幡の伏拜などと古書にみえたるも、山下を通る人の、遙拜して通りたる所なりと云へり、

○石塔といはず石碑といふべきこと 世俗に墓に立る石をすべて石塔と云は僻事なり、石碑といふべきなり、喪葬令は、凡墓皆立碑とある是なり、石塔とは塔婆の形を石にて造りたるを云ふなり、北野石鳥居の傍、及大佛の耳塚にある類を石塔と云なり、

○麻笥 麻を績て納る器を麻笥と云ふ、俗にをごとくと云是なり、萬葉集には績笥とあり、桶ををけと訓するも、麻笥に似たればなるべし、

○蟻蠓 順和名抄に爾雅集註云、蟻蠓、小蟲、亂飛也、磴則天風、春則天雨云々、蚊が餅をつくくと云諺は是なるべし、

○鏃 鏃は古來夜佐岐と訓す、夜之利と云ふは俗

言なりと順の和名抄にみえたり、矢印に姓名を書付るに、鏃の方へ文字の首を向ふやうにかくべし、

○漢字に假名を付ること 漢字に假名を付ることはなづめることなれども、童蒙に使せんには然るべし、和語の文字には、假名付けざればよみがたきこともあり、漢音の假名は、音書を見てかへしの音にてつくべし、和語の假名は、日本紀以下の史類、和名抄、萬葉集、新撰萬葉等をみて説とすべし、今の世に行はる印板の歌書物語は、傳寫の誤り多くて證據になりがたし、すべて假名は五十韻を學で音義を知べし、和漢の音義は、五十音をよく合點すれば誤りはすくな

きものなり、詩文章の法式あるものはさしおきて論せず、物語の類を漢字にてかけば、助語字をすこしわかさまへぬれば、さのみ誤も見えがたきものなり、和語の假名書は、てにをは或正訓變訓の添字を能々辨へざれば、あらぬことに聞ゆること多し、文才の淺深はかな書にてよくみゆるものなり、又和語文章は人の

言なれば、かなを誤れば人の片言をいふがごとし、學者なんぞ是恥ざらんや、されば粉骨碎身してもしるべきものはかななりと先達のいはれしなり、

○蝙蝠扇子を隨身する時の心得 蝙蝠或扇子を隨身するには、常に手に持つなり、懐中の時は、柄の方を懐にさしいる、なり、右の方を腰にさす時は、指指と云ふ、後ろにさすは矢筈指と云ふ、左の腰にさすはなきことなりと或人のいへり、

○蹴鞠の時扇子の持方 蹴鞠の時扇子は、矢筈或左の手に持なり、右の手に持たぬものなりと云へり、

○天照太神を女神と申奉ること 天照太神を女神と申奉ることは正史の説なり、世説に陽神、或陰神、合體の神靈などと申奉ることは、無用の贅説勿體なきことなり、

○揚名介 揚名介は、古來祕説のよし云傳へたれば、今妄りに云ひがたし、揚名の二字は國司にかざら

す、諸官にもあるべきことなりと思はる、清慎公の御記に、揚名關白と云ことも見えたるよしなり、


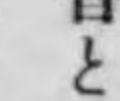
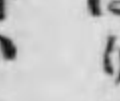

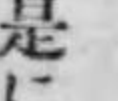
○姓氏 姓氏は神武天皇の御宇より始りたりといへども、神代よりありたること明かなり、神代下巻一書云、皇孫敕天鈿女命、汝宜以三所顯神名爲姓氏焉、因賜猿女君之號、故猿女君等、男女皆呼爲君、

○香 往古香といひしはあはせ香にて薰き物のことなり、中古より伽羅をもてあそび、薰物の賞翫うすくなりたり、後世は香といへば、伽羅にかぎりていふ事のやうになりたり、

○香の式のこと 香の式は十炷香を本として、さまざまの法は皆のちにいできたるなり、其中に公の製あり、或高貴の御人の定められたるもあり、往々好事の人種々の法をこしらへたること勝計がたし、其名目記すにいとまなし、

○源氏香の圖 源氏香の圖は最初より其圖あるにあらず、五炷の香を試みおぼえたる次第をかきしる

すに、自然と其圖いでたるなり、圖の（くりやう大概左のごとし、

源氏香は香五炷なり、五炷の内、一の香五包、二の香五包、三の香五包、四の香五包、五の香五包、合二十五包を打交て何れなりとも其内五包とり出し、香本より一包づつたき出す、譬ば一二三四五皆かはりたる香ときけば、如く此圖を名乗紙に書き、一四かはり二三五同香ときけば如く此書き、一三同香にて二四五かはりたる香ときけば如く此書、一三同香二四同香、五はかはりたりときけば如く此かき、一三同香にて二四五同香ときけば如く此書なり、餘は是にならふべし、如く此かき、たるおぼえ次第に圖をつくれれば、自然と五十二の圖出来るなり、

系圖香は四炷なり、一炷を四包づつにして、合十六包を打交て其内四包を次第にたき出す、き、やう圖のつくりやう源氏香に同じ、是も自然と十五の圖出来るなり、

○弦袋 往古は宿衛の官人は弓箭を帶し、大刀に

弦袋をつけたり、弦袋とは弓の弦を入る袋なり、革にて製り革緒をつくるなり、製様秘傳ありとぞ、近代は軍陣などに、弦巻と云ものを刀の鞘につらぬきて持たりとなり、弦巻は藤葛にて製るなり、今近江國水口にて是をつくりてひさぐ、

○地理を知ること 戦國の時敵地の圖を得て、地理をよくわきまへて其所を攻敗たること多し、異國には此例勝計がたし、されば民部省圖帳・風土記などの亡びたるは、をしきことなれども、諸國の地理を普く人のしらんも、時によつてよからぬことなりと先達のいへり、

○人丸の畫影をかけること 堂上方歌の會席に、古より人丸の畫影をかけられたり、享保年中正一位の神階を授けられてより、神靈の憚りあれば彼神影をかけられず、其代に京極中納言卿の畫影をかける也、是よりこの方京極卿の御名字などは、安りに書物にも書れず、況常の詞にも、御名字は稱し給はぬ

ことなりと承りし、

○公卿の名字は凡下の人妄に書にもかゝぬこと 大臣はいふに及ばず、大中納言・參議散三位以上の公卿の名字は、凡下の人は妄に書物にもかゝぬことなり、然れども紛らはしきことありて、かゝれば叶はぬこともあり、時宜によるべし、清女枕草紙にて上達部の御名かくべきにあらずとみえたり、

○舞樂 舞樂をれんしのまひと云ことは、片言のやうに覺しが、慶長三年七月二十九日おゆどのの◎上の記に、れんしのまひと見えたり、俗人舞の略言なべし、

補三十幅 卷之四

上近衛公書

柴野邦彦著

近衛殿の御内なる紀伊守源重敏が、幕府へ御使に下りける序、邦彦はありや見て參れ、又申さんと存る旨もあらば、聞て參られとて、黄金賜るよし仰出されける、崇高の御位を忘れ玉ひ、下間に恥させ玉はず、世にありがたき御心、是を蕪蕪に問とや申べき、又吐握の御務とや申べき、涙こぼるゝばかりに覺候也、邦彦微賤の身として端揆の御位に對し、心のまゝに物申さん事、極て恐れ有とは存候得共、狄仁傑が元行仲を藥籠中の物と申せしためしも候へば、厚き仰の忝さに年比もの學びて、聞覺へたる事ども書つけて奉り候ひ畢ぬ、芹曝の誠とい

へる後事になうべくもやと存る計りなり、人につかへ奉られむ事、公家は文道を以てし、武家は武功を以てする事、勿論の御事也、就中大臣攝家の御身として、尤以て御徳義を本とせられ候ひてこそ、朝家の御まもりともなられ玉はんと存候へ、春秋公羊傳に、孔父正色而立於朝、則人莫敢過致難於其君者と申本文候、執柄二公たらんずる御方、徳を修め義を正しくし玉ひて、君の側にいますとならば、いかなる叛臣逆臣百萬貔貅の兵を率たりとも、其人を踏越て、君へ對し、弑逆無禮のふるまひはなし得ぬものと承り候、其例和漢にすくなからず候、中にも漢の代にては、汲黯が忠直なりしかば、吳楚七國の謀反も叶はず、唐の代にては杜黃裳の清廉なりしかば、季師古は身をも動し得ざりき、本朝にては左衛門督光賴卿の在たればこそ、平治の帝は御恙もわたらせ玉はざりき、そもく汲黯・杜黃裳・光賴なんどの人、武略智勇鬼谷・黃石が祕術に達せるにもあらず、

又魏貅百萬秦楚燕趙の兵持たるにも候はず、或は病につかれ或は文墨の中にぞだちて、いとよそよそしき人に候へども、只一筋の忠直清廉にて、かばかりの暴逆叛亂の輩、衛青・霍去病などの知勇兼備りたる武將を恐れずして、彼の人々を恐れ候ひしは、誠に徳義のたふとき、廟堂の上に座して衝を千里に折とも、笏を端して天下を泰山の安におくとも、是等の事をや申べき、然れば今攝家大臣の御身にて、君の御まもりにならせ玉はんには、只御身正しく、義色にあらはれ玉ひけるこそ、百萬千萬の兵もて、八重九重に衛りますより、厚き御かために候べし、御忠節の第一とこそ存候へ、弓矢打物とつて陰謀秘策を運し、朝家の御まもり仕らんする事は、武臣のいやしき業にて候べし、

と曾子の玉ひし是なり、攝家大臣の御有職とこそ存候へ、殿舎の御そうぞく、襲の色などさま／＼の事は、有司存とて、諸司の官人それ／＼の職掌にまかせらるべうもや候、抑動容貌、正顔色、出辭氣と申候ひつる事も、只進退作法の事にはよも候はじ、内にけだかき御心ましましてより、容貌顔色もたふとく候べし、財寶にめで聲色におぼれ玉はんするさもしき御心の候はんには、いかに上邊の見事候とも、人の恐れたふとみ申べきやうに候べき、是を色莊者とも、穿窬のぬす人とも申候よし、論語にいやしみて見えて候、邦彦幼なりし時猿樂まなびし事の候ひき、師の教候ひしは、衣紋刷ひ今や舞臺に出なん時、鏡見る心はいかに、冠のかたぶき衣のしどけなからん事をあらためんと思へるはひが事なり、ゆめ／＼左にはあらず、その出立したらん姿に、我心を持あらたむる事にこそあれ、翁の姿に出立たらんには、老つかれたる心になり、女の姿に出立たらんには、手弱女の

面はゆげなる心になりてこそ、舞む姿の見よかるべきに、左なくして若きをのこの、あらかなる心ばへのまゝに、うたひまひの、しらんには、翁や女のものにくるふと見えて、うたてかるべき物をと教へたりき、今是をおしてかうがへ思ひ候へば、凡人たらんものは、をのがきたらん装束に似よりたるように、心は持べき事にこそと存候へ、三公九卿のそうぞくし玉はん人々は、公卿たらん御心の候てこそ、人も恐れかしづべき申べき、左はなくして、上邊には装束けだかく出立せ玉ひ候へども、内に色にふけり財にめでて、賤の男にもおとりましたる御心の候はんには、いかで人のおそれたふとみ、君の御まもりともならせ玉ふべき、毛詩に、彼其子不稱其服とそしり申せしは、是等の事にや候べし、只堅具の花やかに出立せ玉ひて、今や内に参り玉はむとき、鏡をてらし見給はんには、古の鎌足・不比等の御姿に、露も御かはりは候まじ、さらば御心も彼諸公にをさ／＼おとり

玉ふまじと思ひ玉はんには、鏡見玉はん事の深き御いましめにや候べき、是を攝家大臣の御有職とや申べき、

身を修め徳を崇し玉はん事は、智を明にし玉はざらんには、いかで叶ひ候べき、たとへば目の明に候ひてこそ、手足も心のまゝにはたらき候べし、目のくらからんには、いかに思ふともかなひ候まじ、智を明らめんとならば、古き文讀たまはんより外は道も候まじ、さてふるき文は汗牛充棟とて、限りもなき事に候へば、先要文とすべき文を、師の教へしまゝ書ならべて奉り候ひ畢ぬ、

四書・五經・三禮、禮記は五經にも、三禮にも入て候、

四書は孔孟の骨髓にて候へば、是を以て學問の基本と定め玉ふべき御事にや、詩經・書經は孔子の常に宣ひし書に候へば、たえず御目にふれられべくもや、三禮は末代禮義の根本たる書に候へば、御涉あらずば叶ふまじくや、中庸・易・春秋は、衆經を明らめ候上の

御事にやと存候。

小學・近思錄・性理諸書、

本朝儒學の興り候ひし比は、唐土にても性理の説ま
だひらけざりしかば、隋唐の學政にならば、儒家
の進講皆漢唐の注疏と定められ候き、其後元弘の比
性理の學渡り候ひしよりも、朝家の學政は古きにし
たがはれ、新注は用ひられざる事に候、されども桃花
坊禪閣をはじめ、名たる人には篤くたふとみ學び玉
ひしにや、其方様の人のかきのこされし書には、新注
以後の事見えて候、唐土にても宋朝の初めまでは、帝
王の御學校の教、皆古注に従はれしかども、新注の出
來て後は、宋・元・明今の清朝につゞきて、代々の帝王
大臣僉儀ありて、他の教は禁せられ、只一筋に程朱の
教を崇奉せられし事と承り候、夫はいかゞと申に、孟
子歿して後、道知りたる人なく候ゆゑ、漢唐の諸儒
の經を釋し候に、訓詁章句の末のみ申ならべ候事な
れば、高明の人は心にあきたらず候ひて、多は釋老

に入て、道をもとめ候やうになり行候ひき、然るを
濂洛の諸賢初て六經の中に釋老に渡越えたる、たふ
とき道の候と申事を見出されしより以來、賢愚上下
ひとしく是に隨ひ候事に候、上に申せる如く、唐土
とても程朱の出ざりし以前は、外に道もなく候へば、
古注にしたがひ候へども、既に程朱の道ひらけし後
は、天下萬世の議論定り候て、古注はすたりて候、朝
鮮・琉球などをはじめ、唐土を學び候國々、皆是に
隨ひ候事は勿論の事に候、朝家の學政皆唐土になら
はれたれば、唐土にてすら改めたる事をば、同じく
改られん事、誠に無我善にしたがふと申べきに、あ
ながちに新注は、朝家に用ひられ候はぬと申事は、い
ぶかしくこそ存候へ、誠に程朱の説の人心にかなひ
候やらん、藤斂夫・林道春などが唱しより以來、地
家の人々は一統此道になびき候ひき、唐土はじめ四
夷萬國、近くは武家地下人迄崇信せし道を、儒家の人
人の君に進め奉られざるはいかなる心にや、かへす

がへすもいぶかしく存じ候へ、
歴史、

二十一史は廣博にして、卒讀玉はん事かたかるべ
し、温公通鑑・朱子綱目は、歷代治亂興廢の跡考玉は
んに、此上もなき書とこそ存じ候へ、正史にては史
記前後漢書・唐書・五代史は要書と承り候、就中李唐
は朝家の治せむの本づかれ候代に候へば、殊に御心
を付らるべうもや、此外國語・唐鑑・貞觀政要・唐六典
皆有用の書と存候、
經濟書類編書、

杜祐通典・文獻通考は經濟の要書に候、大學衍義并に
衍義補は修身治國の道、經史御つゝまりにも、君に事
へ玉はんにも、御益の多き書と存じ候、
文集、

名臣奏議・陸宣公奏議・家集には范文正公・司馬溫公・二
程朱・文公等諸公の集、次には歐蘇二家の集をも涉
獵し玉はんには、君につかへ玉ふ御便も多かるべし、

天明八年八月日、幕府儒員柴邦彦頓首再拜記上

補三十幅 卷之七

三曉庵隨筆上卷

○有明の御會の事

家光公小倉山の筆紙御懇望に被思召上候に付、諸大名と御側廻りより、手寄々々御知を致し、進上の御方も有之候得共、定家卿の眞筆に相究る色紙無之候、高野山に三枚有之、正筆無別條一由にて差上、御老中より被備上覽候處、是は御取被遊間敷候、其譯は、高野山は不易の地にて候へば、御所持も有之候は、御寄進被遊度被思召上候、公方は我一代の事にて候故、御用無之候由被爲仰出候、いか様其後上方よりか「郭公鳴つる方を詠ればたい有明の月ぞ残れる」小倉山の色紙獻上有之に付、至極御祕藏にて、是を掛け誰へ御茶を可被下哉と折角被思召上候へ共、諸侯其外江戸中へ可被下程の人無之故、京都へ致隠居候金森宗和へ、御茶可被下と被思召上、上京

補三十幅 七 三曉庵隨筆上

被致答の諸司代を御前へ被爲召、宗和へ御茶を可被下候間、夏初頃江戸へ參着の考にて罷下候様可申聞旨上意有之候に付、諸司代上京にて、則上京の旨宗和へ被申渡候へば、難有御請被申上、春中より江府へ罷下り、御側廻りを御禮首尾被申上候へば、得と可致休息候、御茶被下候時分は又々可被仰下旨、御側廻りより承知に付、折角奉待被居候處、夏初に相成、今夜登城可仕旨被仰出候に付、幕前より御近邊迄參上致被相待候、夜に入過より御小姓衆御中門の外迄案内致、是へ可被控居候、是より先は自分なども不行所の由申候て引返し、暗夜の事にて方角迎も不被辨處、御路地の内に御せきばらひ被遊候を被承候へば、公方様と奉聞、猶畏被居候處、御中門を御明け宗和はそこへかと御意、あつと御答申候て至極つくばひ被居候へば、これへと仰られ御内へ御入被遊候に付、御跡より御路地へはひ入被申候へ共、暗夜殊に方角も不相知候路地、あんどとも無之、御數奇屋上方とも難被取覺ども、老功の人に候へば、飛石など手さぐりにて被參候處、枝木相茂り、梢に月影などきらめき、とやく手さぐりにて

御數奇屋へ参り掛、にじり上りの口に参り候へば、少く明き有て候故、戸を明け候てはひ入被申候へば、御燈も無之、別てくらく有之候故、是はいか様空窓のつきあげて有之と相考、突上げの木の有所も定法有之事に付、手さぐり被致候へば、案中其所に在之、夫にて此處へ意が有之是も定法有之つき上げ、木にて突張被置候、其時窓より月影差入御床相見得候に付、はひ寄拜見被致候へば、たゞ有明の月を殘れる小倉山色紙の御掛物にて候故、宗和もあつと申候て被致感心候處、公方様御襖子を御明け、宗和なんと御意被遊たる由、宗和にて無之候へば、右次第の儀は中々有之間敷と被思召上たる由、是を有明の御會と申候、

○彌勒三會曉の事

彌勒佛出世の時、一番に菩薩の面々御出、二番には道を修候人被出、其跡三番には、凡夫にても道に志候者被出事と、自分にも晝夜念佛のみにて候へば、出世の時はいづれ三番目には可被出と心掛候故、三曉と號候、人には雪月花の三つの曉と答候由、

○大津晝の事

野山法の嵐のはげしくてこのはをおとす後の世のためと一首をよみ候由に候惡き強き者善にも強く候、

○八重櫻の事

奈良の八重櫻は、聖武帝御遊覽に行幸の所に、御見掛の山に、櫻花有之、珍敷花にて候故、折候て光明皇后へ御土産被遊候へば、御賞翫被遊候、左候て猥に不手折様にとて、其村へ守り方被仰付候、其所を花垣庄と申し、崩御の後被召移、右近の歌有よし、

○等薩破月の事

弓削等薩は國分素生の人にて、落命は田布施大野の地へ墓地有之候、自分二歳の時分、田布施親類の僧寺持にて、右寺へ差越候節、右住持咄の由に候、弓削睡淵先祖の由、睡淵は當弓削文左衛門親父にて候、等薩は元龜年中の人也、太中公御影を被奉書候、尤入唐被致候て、西湖遊覽の内、國に在之一冊被持渡候冊に、何月幾日何方出帆、何月幾日に坊津へ入津申候と被書置候、入唐など致候人被申候と被書候儀は、文旨之由、

○根來碗の事

御國へ根來碗と申候て有之候、根來山岐布以後、根

阿波海雲寺の弟子致三遍參罷下候節、鬼の法賀いたし候大津繪を師匠に土産にいたし候へば、扱々珍敷繪とて、自歌をよみ、「鬼の角おれぬも佛おれたれば上々よしの南無阿彌陀佛」と讚をいたし被置候を、當時は祕藏いたし置候由、右師匠も能書家の由と、右の繪岩崎の岩城休林望にて書被贈候由、

○高野山骨納の事

弘法大師にも、御山へ人骨又は齒など納置候て、彌勒出世の砌、皆々の手を被挽候て可被掛御目とて、誓願にて候よし、熊坂長範事、世に無隱惡徒盜賊の張本にて高野山には金銀を澤山に持候寺家多く在之と見得候間、押込財寶を可奪取と企差越候處、寺家皆々門を鎖居候に付方々巡見いたし候處、幽に火の見え候處有之、是社と駈付候へば、老僧一人罷在候故、此僧は何をいたし候哉と長範問候へば、拙僧は骨を守候番人よと、長範其邊を見候へば、山には人骨齒類谷を埋み有之候故驚き、何の爲にかくは夥敷事哉と申候へば、彌勒出世の時大師手を御挽候て御目に可被掛ために、か様に人の納置候由答候をき、長範にも齒を一枚可納置とて、石を以て向齒を打缺き、高

來の者共田代根占へ參居候、田代よりは能米出候に付后住にて、碗を作候由、根來の正眞は朱わんを紙にて拭候へば紙に朱付候由、右之段於三京都一被咄聞候由に候、先年上京の節、肥後八代放生會の内行掛り、宿亭主より料理を出候に付、根來手筋之黒碗にて候故珍敷見置、後に酒など出し、亭主も出候に付、先の碗を尋候へば、八代より三三奥に一村有之、右碗を作り候、本は根來山の者参り居候て碗を作り候、其子孫に今碗を作候由咄いたし、左候へば方々國國へ參居たると見え候

○隠元の事

隠元初は館山永覺禪師の會下に、廿年計修行有之候得共、徳儀に不被相進候故、費隱禪師へ相付修行有之候處、日本より招請在之被渡答に付、鼓山へ爲暇乞被參候、永覺へ御目に掛り、日本より招請にて被渡申候、又々御目に掛り候儀も無之と存、參上仕候由御申候へば、一別已來は費隱の會下に在り徳儀も進、其上日本へ被渡候由被爲聞、至極仕合悦入候事之由被仰候へば、隠元拜をなし、顔より汗を流され候由、永覺の徳光隠元にも被爲受候處有之、其通汗

を流されたる積、凡夫にては曾て無之の筈の由、

○費隱客脱衣の事

永覺、元賢と費隱と祖師の争ひ有之、其事官評に相成、費隱に私有之、脱衣被_レ仰付_一候よし、

○天明茶釜の事

攝州蘆屋の果に唐人被_レ居、鑄物いたし候に付、秀吉公より段々形を以茶湯釜被_レ爲_レ鑄候、其時分の諸侯牧伯よりも無限に頼候に付、難儀さに出奔いたし、信州の天明村へ隠れ居候へ共、渡世成がたく、無_レ是非冬釜細工致候故、方々より頼來候以前に、段々形を以鑄調候事に候、能手熟致候ゆへ、氣儘に鑄候へば大出來の釜のみ有_レ之、是を天明と云て一入賞翫いたすものに候、其後秀吉公よりもさらく御尋も無_レ之、通候儘には被_レ差置_一候由に候、寛大之御氣象相顯申候、歌に名所なりと讀しあしやは是なり、筑前のあしやにてはなきよし、

○福州石鼓山の事

絶頂に朱文公の墨痕有、風天海濤と石面に彫付有_レ之由、餘り大く有_レ之、石摺にも中々不_レ調積の由に候、右山上には風の天海濤の外は不見得_一事の由、

○利休生害の事

糺候へば、無_レ別條候、右山門の儀は、禁中様にも御通り、皆々罷通所にて、至極不届に被_レ思召上_一、驕の程をも段々被_レ聞召_一通、右木像を一條戻り橋の上にて利休に踏させ、其身ははり付に被_レ行候、利休御用にて罷出候節、娘おまん方へ一首をよみ遣し候由、「利休めはどかく冥加の者ぞかし菅相丞になるとおもへば」、利休死罪に被_レ行候夜中より、利休作の茶杓類手作の品、人々相たる由に候、

○西行法師道の邊の歌の事

鳥羽院御屏風に、柳かけにと水をむすび候蔭に、憲清かわりに讀候事にて候、道德有_レ之人に候へば、柳蔭に西行法師を書候ても能有_レ之候由、

○尼ヶ崎理觀の事

尼ヶ崎の理觀は眞言宗にて候、始終住職なく弟子に有_レ之、家督をゆづり、其屋敷内に奥に庵室あり、御懷と被_レ居、至孝を被_レ盡候由、もめんばた又は芋こけ爲_レ有_レ之事にて、置所を不替掃除被_レ成、御懷死後にも右兩品は其時のごとく被_レ置候由、いけるにつかへしごどくの致形にて候由、眞言の密法を修得候人にて、奇妙の事のみ有_レ之、世上よりは邪宗魔法の様にも取

秀吉公或時鷹野に御出、御歸の節三四人列の女罷り通候を御覽被_レ遊候處、其内一人美女とも可_レ申程の生付にて候故、何方の女か可_レ尋被_レ仰、御側廻りより近付聞候へば、利休娘と申候、其段被_レ聞召_一、扱々か様なる娘を持候哉、終に不_レ被_レ聞召上_一事候、とかくは右娘御側え可_レ被_レ召仕_一と利休え御直に被_レ仰付_一候處、私式娘可_レ被_レ召仕_一と難_レ有次第、身に餘り存候へ共、右娘は淀屋と申町人に嫁罷居候へ共、夫相果當分私所へ參候、其上私事輕者より御奉公の功を以か様に難_レ有被_レ召仕_一事にて御座候處、娘を差上御側に被_レ召仕_一候て、御子様にも出生仕候と、當分の體にては難_レ被_レ召置_一、品能可_レ被_レ召仕_一事にて候へば、娘の蔭にて右次第と申候ては殘念に御座候へば、此儀はいづれ御免し被_レ下度旨頻に申上候へば、無_レ是非_一其儘にと被_レ召止_一候、然共御胸には少し障り候半、且諸侯牧伯不_レ殘茶湯弟子にて候故、利休登城共仕候節、老人故、右の衆の内より腰をか、へ手を引など被_レ成、至極丁寧過る故、利休に惡意をも企候て、却て隨身可_レ致と被_レ思召上_一候、其上大徳寺山門の上へ自分の像を作り、羅漢寺同様に並居候段被_レ聞召_一被_レ相

沙汰いたし候由、或時御懷を同船にて、海上九繩を張其内を眞二つに立切、となへを被_レ致候へば、一方は其儘の湖にて候由、且又乳のたらざる女有_レ之、祈禱を頼候故、乳を被_レ見候へば、其方はもはや乳は不_レ持合_一者也、近所の女へ乳の不入者は無_レ之哉、右の乳をもらひ候て其方乳にうつし可_レ給候旨御申候に付、罷歸近所の女の乳をもらひ、其段申候へば、しばらく觀念被_レ成候へば、早速と乳たり候由、或時於_レ途中、幼女の者首に鐵輪を貫候て、頭よりぬけざるものに被_レ行逢_一、難儀の段申候に付、一と通り加持被_レ成候へ共ぬけざるに付、法の不足故と再び加持被_レ成候處、二つに切れ飛去候由に候、

○町人の子供四書御讀せ被_レ遊候事

加治木町人の子供相集、竹の先木の先きにわらなど巻付、多人數にて、殿様御通り被_レ遊候とて行列いたし徘徊いたし候に付、右の親共折角相止候事に候處、惟新公右の段被_レ聞召上_一、不届の者共にて、稠敷可_レ申付_一旨御意被_レ遊候て、三四ヶ月相過候て、右の親共御用の由被_レ仰渡_一候に付、何様に可_レ被_レ仰付_一事かと相恐れ罷出候へば、忤共仕方子供ながらも不届に

被_二思召上_一、遠流被_二仰付_一候、四書一部づつ拜領被_二仰付_一候、是を讀仕廻候者は早速可_レ被_二召直_一旨被_二仰渡_一候、櫻島谷山福山など近外城え被_二遣置_一、寺方にて物よみいたし、皆よみ終り、二ヶ月も被_二居候_一者は無_レ之由、都て御慈悲の遠流の由に候、

○御茶進上の事

惟新公は、御茶湯に別て御數奇被_レ遊候半と奉_レ察候、譯は、惟新様え御茶可_レ差上_一と奉_レ存面々有_レ之候はば、加治木へ差越、其段奉_レ願候様鹿兒島中へ御觸流有_レ之、御茶可_レ差上_一と存候者は加治木へ差越、御取次を以右の段申上候得ば、扱々奇特成者にて候、いつ吞する事候やと御意有_レ之候故、來る幾日に可_レ差上旨申上置候へば、加治木より夜中御舟にて、御先を夜明方御先着の御考にて、いつも御先越被_レ遊候由、御老後の時の由も利休を御師匠に被_レ遊、御相伴弟子は澁谷伴松の由に候、伴松を以段々利休へ御間條被_レ遊候事も有_レ之由に候、伴松は白濱次郎左衛門重治と申候て、御納戸奉行相動候人の由に候、

○雲居和尚の事

大坂籠城の節、鐵藏司と名乗候妙心寺派の僧にて候、

奥州白河へ庵室を結び被_レ居、仙臺城下爲_二見物_一差越候處、政宗公鷹野に御出、御通り先きに參掛候故、先拂の者より殿様御通にて候、出家を別て嫌ひ被_二申候_一間脇道へ早々相逃候か、又は跡へ走り歸り候様にと申候へば、間近く御馬も見え候へば、もはやいづ方へも可_レ逃様無_レ之と答、田の内へ逃、至極つくばひ居られ候様にとおしへ候故、其通致し被_レ居候處、政宗公行掛り、そこへつくばひ居候者は何者かと被_二仰懸_一候へば、白河の何と申寺へ罷居候出家にて、御城下見物に參候段被_二申上_一候へば、白川にては有_レ之間敷、色が黒いと被_レ仰候へば、住馴ましたと御答申上候へば、是は奇特なる僧なりと御意にて、御通り過被_レ成候、左候て白川へ被_二仰越_一、右出家被_二召出_一、寺を取建住職可_レ被_二仰付_一とて、松島瑞嚴寺御建立にて被_二召置_一候、最初右一言にて政宗公歸依被_レ成候と相見え候、其頃の高僧にて候由、雲居江府へも通路有_レ之折は、和尚御通り候て、男女多人數相集候事の由に候、其砌非人相果居候を乗物の内より被_レ見、自分通り掛り無_レ是非事に候間、引導可_レ被_二成_一とて乗物を卸、供の衆僧に同様に引導被_レ成候て、取置方は町中の者共

へ被_二申付_一、其場より一二町も行過、扱引導の布施は無_レ之、布施なく候ては却て其身の爲に不_レ成事に候間、非人の懷をさぐり、一錢にても有_レ之候は、可_レ持來、錢無_レ之は何にても持參候様御申付被_レ遣候間、供の僧走り歸りさぐり候へども、何も無_レ之、めんつらの内になにやら侍り候物在_レ之持歸り、右の段申候へば、面桶をかたづけのみ被_二申候_一へば、酒にて候故、是にて布施は相濟候由、意氣境界格別の事にて候、大坂冬陣夜討の節伴團右衛門、但鐵藏司也、東海寺澤庵など同時の人にて、老後江戸へ被_二出_一、東海寺にて講釋の砌、雲居も聽聞に被_二出候_一、至極大坊にて有_レ之候を、土岐宗林若き時分江戸詰にて被_レ見候咄有_レ之由、

○南的の事

能學寺の住持にて隠居いたし、荒田八幡邊藥師堂に庵をかまへ被_レ居候、日置氏の人也、先き日置茂右衛門叔父にて候、茶湯すきにて、柄杓に水を汲釜の内へ投込の儀仕馴、露はどもこばれ候事無_レ之、能投込被_二申候_一ゆへ、南的の投柄杓と申傳候、或時遷化被_レ致候に付て、南林寺より出家差越行水など致させ、入棺迄も相濟候處、兼て仕置候小二才の下人、兩三日前

在所へ差越居、死去の段開付早速罷歸候へば、もはや入棺有_レ之候故、集居候人々に向ひ、主人死なる事ならば、自分にも其段いひ聞せられ死去も可有_レ之候事、田舎へ差越候跡にて遷化、近頃以殘念次第、何共難_レ申仕合とて、躍り上りく_レなきかなしみもだへ候に付、有合候人々よりも、とやかくとすかし候へども不_レ聞入、いづれ棺を披き、今一度顔を不_レ見候ては不_レ叶と申候故、是は存外の次第、もはや葬禮の時分に相成候、殊に棺を披き對顔は聞も不_レ存事にて候間、必々夫は止にいたし候様にと、いづれも折角申聞候へ共不_レ聞分_一候に付、さらば無_レ是非次第、尤年頃に召仕候者にて、父子の様に候へば左も可有_レ之とて、棺を披き見せ候へば、自分の面を死顔にすりつけ、自分留守に御果被_レ成至極殘念とてなきもだへ、猶々すりこすりいたし候處、鼻息有_レ之候様に見え候に付、扱生て被_レ成_二御座_一候、鼻息有_レ之と申候に付、いづれも差寄試候得ば、無_レ別條鼻息有_レ之、尤出し候へば眼を開き、やくたひもなき次第、もふ死でもよからうとおもひ、爲_二相果_一筋にいたし候と被_二申_一、行水の湯はぬるく有_レ之候が能く、あつき湯

をあげせ候故やつとこたへ居、あふなくおうひけた
と被申候由、夫より三四年も存命にて被居候由、
島原一揆の節福昌寺出家と申合、軍中には陣僧入事
に候間、被召馴度旨願出候得共、此節は引導師は
御用無之と被仰渡候故、人数出立前、以長刀一本
づつ水上の坂に掘隠置、人数へまざれ立、右掘出候
て軍立人数に加り、市來添邊迄差越候處、三原左衛門
殿被見逢、惡僧共陣僧願候へども差留置候處、人数
へ紛れ不届、各方早々可追返旨被仰聞、夫より
無是非罷歸候由、武の橋は南的かけ初し由、鹿兒
島へ茶の湯に冬向被出候時分、支に付舟道具古橋板
などを掛被渡候由、橋なき時は歩渡にて爲有之由
に候、

○鼓山の事并天願親雲上事

福州滞在中鼓山へ參り、道序禪師の物語を日々承候
由、一日天氣快晴にて候故、衆僧の内同道にて上の山
へ登り、諸方瞻望いたし候處、絶景にて候、山より
下り禪師へ拜終て、山上に登り遠望仕候よし申候へ
ば、琉球は見えたかと被仰候よし、よき人もざれ言
をいふもの也と咄いたし候由、誰人にて鼓山へ參

り、三日は寺賄にて、夫より過候へば自分食の由、右
琉人咄の由

○牧溪八八鳥畫の事

島津圖書殿に有之牧溪八八鳥の畫は、東山義政公御
祕藏の繪にて、天山の朱印有之候、御旗本の内所帶
沾却の節被賣拂候を、御先祖圖書殿高直に御買取
の由、右天山の印を牧溪の印と覺へ候人も有之由、
間違にて候、

○黄葉即非の事

隠元禪師後任を本庵和尚へ御讓被成候に付、右即非
は歸唐の思ひにて、豊前の小倉へ着岸有之候、小倉
城主小笠原右近將監殿にて候、御母公或夜羅漢此城
下を御通被成と夢に御見被成、不審に思召、夢咄を
御子右近殿へ御語り被成候故、船端又は通り筋に人
を段々御付置候處、衆僧を列即非着岸にて候、被付
置候者より其段申出候に付、右近殿則旅宿へ御見廻
り、御懷夢見候物語被成、是非此地へ御といまり可
被成候、寺を建立進旨頻に御申被成候故、といまり
被成候、早速より普請被仰付候、大伽藍故切組及
數月不埒明に付、即非被仰候は、今通にては普請

一生の内には相濟間敷との事に候故、追付切と相濟
一日の内段々と取立、殊の外埒明候に付、唐にては
工匠は柱一本削出候へば一本づつ相建事にて、日本
の工匠とは替り、一度に埒明仕形とて感心被成候、
此寺長々繁昌の爲讀經可被成とて、香をふみなが
ら階子を以屋棟に登り、はり又ははけたなどの上を安
然として御自由に歩み、經を讀み爲被成由に候、寺
を雲門寺と申候由、宇治の内に居住候所雪峰と云、雲
門寺ことは廣臺山と爲申由候、

○盤珪和尚の事

播州盤珪の處へ、薩州の某播州へ舟がかりの節、見廻
候て案内いたし候得ば、小僧出候て、和尚は留守の由
申候に付、扱は残多き事にて候、御示をも可承と存
候よし申候へば、小僧よりたどへ被居候ても、御方
などへ逢被申間敷と申候に付、是は存外の儀、何様
の譯にて候やと問候へば、其御方先に門より被入候
を見候に、末腰がすわり不申候と申候由、小僧など
さへ右通修行工夫いたし居候、和尚は名高き僧の由、
○江戸默室和尚の事
伊集院吉太夫、町田七郎左衛門列立默室宅へ見廻候、

泡盛又は國分たばこなど持參いたし候に付、是兩品
はめづらしとて賞味被成候、何ぞ御咄も有之候は
ば御語り候様にと申候へば、各御出に付ては咄可致
と存候由にて、人々四國經歷いたし候へば、弘法大
師へ逢候てとみ、又は高野山にては大師經歷被成候
に付、衣裳の裾に泥など付候、又は裾など切候故、年
年取かへ候由申事、各々もいか、聞候哉といはれ候
に付、成程其通承及事と答候得者、皆虚言にて候、其
仔細は、先年學察院派と木食派と口事入組有て、山
中にて右片付かず、公儀へ披露有之、御捌の上一方
非分に相究に付、悉く諸國え御預け被仰付候、薩
州にも御預けにて候やといはれ候故、成ほど御預け
爲有之由申候、右通科目被仰付程に成立事候へ
ば、大師出現被成、理非を御分け國々え御預け不
成様、前以御捌可有之事に候處、無其儀、我子孫公
儀の科人になる御次第を以は、前の三ヶ條はうそ也、
弘法の法式は、五色の絲を以すきし網を大海に敷き、
魚を取るの仕形にて候由咄爲被成由に候、默室は
水戸心越禪師會下に被居候由、

○香良和尚の事

田上の山に被_レ居候香良和尚は、本知覺の郷土にて曹洞宗にて候、心越禪師の會下に數年被_レ居候、外にも唐僧へ相付被_レ居候、南林寺脇寺中本庵に住職、黒衣にて、年四十計より田上高寺の邊御原成所へ草庵を結び被_レ居候、道人にては有_レ之候得共、悟道は不_レ致人にて候半、伊集院吉太夫自分など大形隔日に參り、掃除又は薪をわり食を焚などいたし、珍敷物語のみ被_レ致候由、

○元岱由緒の事

深見休兵衛は本都の城の郷士にて、親の某と上町堅馬場の邊え爲_二渡世_一致_二借宅_一居候、十四五歳の正月、近所の町松を休兵衛伐折、右の町人致_二立腹_一候故、親より段々斷候へども、致_二物祝_一者にて中々不_二聞入_一候、さらば致_二寺入_一可_レ斷外無_レ之とて、市來龍空寺へ召列差越、右の次第申達候へば、和尚受合にて、使僧を以町人へ被_二相斷_一相濟候、兩日も過候は_レ休兵衛は父方へ可_レ被_二相返_一と被_レ存候内、不_二相見得_一候、近方被_レ尋候得共行方不_二相知_一、若鹿兒島へ爲_二罷歸_一にて可_レ有哉と、父の方へ右の段申越候へ共不_二相歸_一、親共驚入方々相尋、主人方へも申出、主人方よ

りも尋方有_レ之候へ共行衛不_二相知_一候、いか様淵瀨にも沈候半と親共相歎き、右の町人にも門松一卷の事にて若輩者入り入、右式の仕形にてもいたし候半と、却て致_二迷惑_一候由にて、其後東郷肥前殿所供屋ごとき所に、唐人一人參り居候を、示現流弟子の人見當、先程より參居候由申候に付、肥前殿にも物蔭より被_レ見候へば、どうやら見知候様成面付の者にて候、自分には唐人知人無_レ之、不思議の事也と被_レ仰候て、弟子を以被_レ尋候へば、爰は肥前殿御宅にて候半、おさな友達にて何と爲_レ申者にて候間、御逢被_レ成候様にと申候に付、肥前殿より去ば社見知候様成面付にて候とて、則呼込、其方は何者にてやと御尋候へば、幼ななを申候、扱は先年門松を伐候已後行衛不_二相知_一、段尋方迄も有_レ之候處、いづ方へ被_二參居_一候哉と被_レ尋候へば、龍雲寺より唐船見物に參り候へば、唐人共唐へ可_レ列行旨申候故、致_二渡唐_一候人所へ宮仕に被_レ召仕、夫より小姓に罷成、學文手習等稽古いたし、下地能候故家來に相さすべく候間、有付候様にと段々承候へ共、御國親類床敷有_レ之、日本への便船頼候へば、必唐へ有付候て立身をも可_レ致と、船頭よりも申

候へども、兎角御國許へ可_二相渡_一と申候へば、左候は_レ乗せ可_レ歸とて致_二便船_一、又々市來へ致_レ着、龍雲寺へ參候へども、三十年餘に成候へば、其節の和尚其外の人とても無_レ之、いづ方へ可_レ尋候も無_二御座_一候、道筋は覺居候故御當地差越、親罷居候所へ參り尋候得共、存候者一人も無_レ之、何方へ可_レ被_レ居候も無_レ之、案じ煩の内おまへ様を存出、御屋敷へ參り候へ共、前方見馴候人も御見え不_レ被_レ成候に付、暫罷居候由申候故、先此方に居候へと被_二召置_一候間、學文等致居候段、肥前殿其時分光久公へ示現流御指南被_二申上_一候故、隔日に被_二罷出_一候砌にて、御學文も被_レ遊候に付、右唐人一巻の儀御咄被_二申上_一候へば、いづそ御覽被_レ遊、書物をも御聞可_レ被_レ遊と御意の處、其後何方にて講釋等被_二聞召上_一、是は御用にも可_レ立者とて御扶持米被_レ下、一覽と名拜領被_二仰付_一候て被_二召遣_一、肥前殿方へ被_二召仕_一候衆中の娘を妻に取合被_レ置候、然處島津筑後殿方より、家來の某唐より罷歸候處、其方取成を以被_二召出_一候由、此方へ案内をも可_レ承事に候由、兩使を以被_二仰越_一候故、此は無調法の至と存、光久公へ被_二申上_一候へば、御側御小姓を以、

一覽事御用にて被_二召遣_一候由御意有_レ之、無_二何事_一相濟候由に候、其時分は前の濱に、唐人妻子など持有付居候者多く爲_レ有_レ之由に候、其頃は唐船方々の海邊へ致_二漂着_一候に付、長崎の湊へ一流致_二着岸_一等被_レ仰渡候に付、唐通事に被_二召置_一等の間、日本人にて唐などへ參り、唐歌を能_レ候者御用候間可_二差出_一旨、公儀より九州へ御觸有_レ之候、一覽事仰渡さる通の者故、可_レ被_二隱置_一様無_レ之と申出候故、御用に被_二召出_一等に被_二仰渡_一候、右に付一覽より奉_レ願候は、御國へ嫡子を殘置、家筋を立置申度御座候、於_二彼地_一出生の子供は長崎者に罷成可_レ申由申出、其通被_二仰付_一、嫡子深見休右衛門御城下口に被_二仰付_一、於_二長崎_一出生の嫡子順鱗、一男元泰と申候、元泰八歳より黄檗の獨立膝下に召置候故、獨立の學文筆跡等習得被_レ申候、元泰は九百斛の藝有_レ之由長崎にて專申候由、三百斛は學文、三百石は醫術、三百石は手跡の由に候、一覽死後元泰事は御國へ被_二召抱_一とて、鹿兒島杯被_二參居_一候、又は長崎へ差越居候處、新井筑後守殿御取成を以御旗本へ被_二召出_一、深見新右衛門と申候、泰の字差支岱と改名被_レ致候、實名をはる峰とよみし、或

時新右衛門咄にて、印籠は秋月調にむしりうのおじめ能し、落し候砌何の心も無之、東山殿御代聚樂時代などの印籠に珊瑚枝の緒締など付候を落し候節は、残念有之事にて候由、達人の物語にて珍敷有之由、且又人は肌持次第、則衣裳の抜替いたし候日能し、あつき方にて寒さかたにても、夫をこらへ候て煩の元と成、夫故早くぬぎかへ第一と申候、良醫故いか様養生方の心得と見え候由、

○大道丈立古月三僧の事

丹波の大道、上總の丈立、佐土原の古月、一時の名高き僧にて、丈立門前にて酒樽を持候者に逢、何方へ持行くやと、脱丸御寺へ持參候由答候へば、豆腐屋は吸物いたし置、拙僧歸りを可待旨被_レ申付、且方へ被_レ出候由、大道は別て稠敷人にて、一向酒など寺内へ不入、酒の咄も不被_レ致候由、

○佐土原狩野永春の事

狩野永真弟子にて其子時信早世、嫡孫永叔幼稚故、永春へ後見頼候て、長々彼方へ罷居致_三世話_一候ゆへ、永叔成長の後永春歸國の節、數年致_三苦勞_一候譯を以、狩野名字稱したる事にて、自分江戸詰の節の事にて

能被_レ存候、繪の位は當分の山路喜平太繪よりはよほど劣り候、先年古月和尚大龍寺へ被_レ爲_レ越候節も、永春は知てが上手にて、狩野家と被_レ稱候物語成候故、眞學行共に見ましたと申置候、右の次第を不被_レ知せ、可く嘶被_レ成候半と相考候由、

○獨立の事

天間獨立は及第を文候て日本へ被_レ渡候由承及、事の由尋候へば、明朝の末にて、一族悉く被_レ打亡、獨立一人いさ残り被_レ居候故、隱元禪師より亦日本へ可_レ被_レ渡旨強て御催促故、渡たる人の由、戴滿公と爲_レ申官人の由に候、

○織田貞置老の事

織田主計頭と申高家衆にて、有樂老は叔父と兼て御咄被_レ成候由、信長公御孫にて、八十八餘迄御存命にて候、三過老人と茶杓などへ銘有之候、京都の御使三度はど御勤、禁門を三度御通り被_レ成候故、三過と御名付被_レ成候由、

○御城所々の繪の事

御城御圖面所御床并御二段の間は、回祿以前も當分の通堯舜の畫にて候、御帳臺の間は琴棋書畫の繪に

て候處、大立院様思召を以、聖賢の畫に御書を被_レ遊候、元の繪は狩野榮甫書候由、

○石川丈山の事

駿州生産の人にて俗名新右衛門と申たる人、權現様へ御奉公いたし、大坂夏陣の時御供故、清見寺の和尚へ暇乞に參り、今度大坂三人手負有之と御聞にて一人は私と被_レ思召候へと被_レ申候へば、御自分の事に候へば左も可有之と返答被_レ致候由、此節城責一人にて一番乗致間敷候、一同に申合乘明可_レ申と御軍令有之處、新右衛門事一番に驅出高名をいたし、落城已後御褒美段々有之候處、新右衛門事は何の御沙汰も無之、御軍令違背故と專取沙汰有之候故、同列申合高名は被_レ致物かと申候て京へ引籠、丈山と致_三改名_一、詩文章にて一生被_三相送_一候、大阪合戦を人尋候へば、一向に不知と被_レ答候由、

○大心和尙より堂號申受候事

鼓山大心和尙堂號申受候人數、伊集院吉太夫、永山權四郎、町田七郎左衛門、自分四人にて候、常樂我淨の四徳を以堂號御付被_レ成候、四字を頭に書て、一字づつの字義を其下に被_レ書候一枚物、善太夫方へ

致_三格護_一、彼宅自火之節燒失惜事にて、常徳堂善太夫、樂徳堂七郎左衛門、我徳堂權四郎、淨徳堂自分にて候、淨の字義覺居に付、先年古月和尚へ願書付もらひ置候由、

○樗散木の事

莊子見候へば、莊子兼て咄有之候、何にても大きな物にて無之候へば役に不立事の由に候處、弟子の内より、物により大きな物にも役に不立事有り、自分屋敷内にちよさん木有之、屋敷内一ぱいにしげり、植物類其蔭に成生育せず、枝葉を焚候へばくさく有之、板にはぎ候へばはねくり、何の用にも不立木の由申候へば、夫は植所惡敷有之、御廣き野原に植置候は、一里も二里もはかり候様に茂り、往來の人風雨又は寒暑の節は、蔭により助とも成筈に候へば、天下の至極役に立筈に候得共、せばき屋敷内に植置候故用に不立と答の由、杜子美の詩にも見え候由、

○被の事

於_三京都_一自分中島利兵衛へ尋候へば、薩州など昔は被をかぶり候へども、當分ははやらす候、都の儀は昔に不替かづき候、上古の模様は脱カ何にて候哉と

問候へば、自分は不存候、師家へ尋、何分にも可申旨申候、已後參候て師家へ尋候へば、水色の洲濱形に龜甲を付候が古き由に候と申に付、扱自分にて聞候て、漢の張良は母の衣にて母衣を作り出し、小幡景憲は甲州の軍師にて、其後將軍家に被召出、五ノ字指物被免候、御使番にて候、知てかと申候得ば、成程と答候、是も御懷のかづきを以右の指物を被作候由、夫は水ながしにかしわの葉のもやう有之たる由、是は古實にては有間敷候やと申候へば、あつと申候て頭をさげ候、當時かぶり候かづきが洲濱瀨に龜甲を付、利兵衛事何も不_レ知申_一由に候、

○葵かづらの事

賀茂の祭の日葵かづらをかけ候儀尋候へば、社内の人は皆々葉二つづつ烏帽子又は髪などにはさみ、其外の人はありへはさみ居候、諸葉と云、又は日かけのかづらと云、諸葉は君臣にたとへ候事の由、上賀茂へ下賀茂より神輿參る事の由、近衛様御門などは、前以僧侶の輩出入致間敷との札掛有之と、其筋の事に候へば、剃髪の自分などは賀茂への參詣は不_レ相調_一答、乍_レ紛試にと思ひ祭日參詣いたし候へば、社人

より僧形の方は、頭に扇子又は手拭にてもかぶり御參詣被遊候と申候、誠手廣き沙汰にて候、禁裡の南門を通り拜見申候へば、二葉の葵を金襴にて作り掛有之、夫にて祭重き事を知られ候由、

○六月祓の事

六月晦日に見廻候へば、なごしの祓は、今日にては御國も其風残り有之候、國分小村大己貴の社の庭へ青茅を左り輪にいたし、其内を人通し候由、是古風の由、

○小僊の畫の事

御書院に蝦蟇の繪小僊の名印有之、繪柄又はいづれの世の畫工哉と尋候へば、明朝の鳥畫にて候、鳥津市太夫殿所に有之王昭君の畫、至極出來にて能有之候、胡人の馬など牽候處、猶出來見事の由、

○尙信の畫の事

主馬の畫御書院に段々有之候得共、目利別て難及、とふやら取はなれ候程の筆勢にて、見わけがたき由申候得ば、尙信の繪不出來は引やぶり捨候て、出來繪計世上へ被_レ出候由、探幽繪などは違ひ、別て筆すくなに書し畫にて候故、見わけがたき事に候、夫

故似せ筆のみ世間に多く候、近き頃去御方より三幅對見せに被_レ遣候へ共、一筆も尙信の筆勢無_レ之、ざら_レの似せ筆にて候由、

○隠元が墨跡の句の事

松風徹骨深と有_レ之隠元の墨痕、勝て見事成を被_レ掛置候に付、差寄見候得ば、其序物語、江戸より六月歸宅の節、金谷の坂の上にて、通し人足共四人にて大長持を擔越候が卸置、あつと事とて汗を拭ひ、すずしき風吹候へば、扱々涼しと申候て休み候處、其内一人六十計の者申候は、いつにても骨よりあせをながさねばす_レしき事はしらんと言ひ候、尤の事を云者と聞置候、掛物の一句の通に候、

○等甫畫の事

御書院に内藤等甫筆の年徳神有_レ之候へども、雪舟流とは相見得_レ不_レ申候、とふやら平筆のみに乍_レ不_レ案内見及候由咄にて候へば、以前には頭屋能の節掛り居候、雪舟流の筆力は少も無_レ之、畫も能く無_レ之由に候、

○宋徽宗皇帝鷹畫の事

御書院に三幅有_レ之候内、大ぶりの繪は種子島彈正殿親類對馬に有_レ之被_レ持傳候處、所帶差迫、取候てく

れられ候様に被_レ頼越、彈正殿より御物に被_レ差出、御用に可_レ相成_一由にて、吉貴公より正筆か又は似せ筆か見分仕可_レ申上_一候旨御意の由、御側廻より持參にて候、正又は似の儀難_レ申上_一候得共、外の二幅よりは能く御座候由申上候へば、御用に相成、代金彈正殿方より彼へ被_レ遣候、右繪を包候風呂敷、黄地のせいもくらんにて候故、殿様より黒地のせいもくらんは中山王より進上に候へ共、右色は無_レ之由にて御用に相成候、中山王にも拜領被_レ相見得_一候由、皆共に其時の學士の讀書あり、

○牧溪が畫の事

御書院に有_レ之牧溪筆鷺に蟹の畫、餘程能畫と見及候

由申候得ば、右繪の由緒存候歟、中馬源兵衛殿先祖に意順と申醫師有之、山川の湯治に差越、或時百姓の所被行候處、長き小箱を家のはりの上に横たへ置候、何物かと尋候へば、掛物の由、則卸させ被見候處、唐繪にて表具はなし、先祖より持傳候畫にて、表具は先年上方町人所望いたし拂候由、右繪所望いたし度と被申候へば、表具も拂候故、繪も可賣由に付被買取、其頃の繪師に見せられ候處、牧溪に相究、御書院に被差上候由、出來繪にて候由、

○平野肩衝の事

先年櫻田御屋敷御類焼の節、御茶入も火に入候、其節詰合の人より坊主へ、兼て何方に致格護置候やと尋、召置候段申に付、則焼灰の内をかきのけ垣を結廻し、灰冷候に付大水溜に水をたし、塵を以灰をたし候へば、小間われ迄も不殘見出し候由、よほど發明の仕形に候、其時分御馬廻某細工に心有、へぎたて候よし、ひと所か藥の色有、餘は大かた漆色の由に候、

○石湖流梅畫の事

御書院に有之二幅對、石湖の梅畫見候處、兼て御書

候石湖流よりくま色替り候様に見及候、同様の仕形にても候やと尋候へば、石湖筆は書様かわり候、いづれ常の水にては無之と相見得候、何にて書候儀、工夫一圓考當り無之候、琉人の弟子有之、先年上國故尋候得共、國元にてはかつまりの汁にも書候へば、其通に有之、御當地には無之木に候へば、楮の汁似寄候、是にて書候は、同様に可有之と申候、國王小姓役仲松親雲上と申人畫書にて、稽古に渡唐いたし歸國候て、ふくさ紙に眞の山水を書候畫を見驚て、くま取にても、某琉人に書様を尋くれ候様頼、其人より尋候得共、常の水墨にて書候旨申候て、教不申候段申越候、いづれ書様有之と見え候へども、始終工夫不被仰付候由、右石湖の梅よりも能く見え候は、草庵と申候て是も同時の人か、雪中梅を書候畫至極能繪の由咄にて候、御書院に有之由に候、

○曜變御茶碗の事

先年於京都小道具屋より、御國様には段々茶器の名物有之段承及候事に候由申候に付、漢の茶入茶碗類は多く有之、内に曜變の茶碗有之旨申聞候へば、さては是は珍物にてと、圖杯にては見候得共、未茶

わんは拜見不仕候、模様等尋候に付委く申候へば、驚入感心いたし、天下になき御道具と申候、唐本の名物器の書に曜變の事くわしく相見得候、七歳に成候人の血を取候て、焼物竈の内へふり掛候へば、異形の模様おのづから出來候由載置候旨咄いたし、左候へば、貴人などへは難差上茶碗の由に候、

○琉人自了が事

晒と沙汰し、平日ものをいはず、内にて舍兄へ物語の由、或人瑪瑙石を致持參、何にても作り候様に頼候へば、芭蕉の根を切はかし其内へ入置、翌日取出し、別て和か成、小刀にて切きざみ、望次第作りくれ候由、近方へ石垣の高く築候所有之、暮毎にそこへ登り入日を望候由、其節石垣の角崩れ自分にも落候が、石一つづつ崩落候上をひらりと踏越へ、元の通登り候由仙人ら敷仕方にて候、陣元輔作の自了が傳有之候由、書候鷹の繪如何御座候やと尋候へば、繪はまことのしろうとにて候由、

○四明天童第一座の事

雪舟の畫に四明天童第一座とルカ四明山天童第一の座席と云事にて候、第一の座には不被居筈、出

家が能有之、第一の座に被居候半、御國福昌寺第一の座は惠燈院也、此と通候事にて可有之間被考候由、

○能因法師庵室の事

能因法師庵室は山崎に有之、歌に「我宿の梢は夏に成にけり生駒の山も見えずなり行」とよまれし所也、其跡へ後水尾帝落胤なりし雲水和尚、又庵室を可被結とて、其あたりの人に尋られ候へば、その邊と聞傳候と申候に付、掘られ候へば、礎の跡有之庵を作られ候由、和尚へは鎌田清温殿被付居、清温殿直咄にて候、雲水初は八宗兼學の淨土宗にて、後は黄檗派に成られ、獨湛より拂子を授られ候由、

○津田朴榮の事

都の城津田朴榮は狩野養朴弟子にて候、永井慶竺も朴榮に習ひ、其後朴榮より江戸へ呼寄、養朴所に居候、繪は目位の由、慶竹は達者に繪書候在之由、

○東坡の墨跡眞贋の事

光久公御代、琉球より東坡の墨跡一卷進上有之候に付、田中五右衛門は字すき者の由にて、持歸り得と見分いたし、似せ又は正筆の譯申進候處、御近衆を

以被_二仰付_一候故持歸り、數日得と見分致し候處に、水墨を以至極細筆にうつろに寫し置、達者の書手一筆づつに上より書しと相見得、十ヶ所計薄墨にて書候跡有_レ之、似せ筆に見及候段被_二申上_一候へば、字すきはど有_レ之、能見出し候由御意爲_レ有_レ之由、

○眞幸の眞眞の事

眞眞は隅州眞幸の人にて、曹洞宗の僧にて、物毎別て勝たる器量人にて候、水戸光圀公被_二聞召_一、御抱被_二成度被_二仰候_一へば、僧にては渡世難_レ成御座候故、彌御抱被_二下候様申上_一候、召抱置候、三國の名筆を寫置版行に相成、三國筆海と云、其時の達_二天聽_一、且將軍家にも被_二遊_一上覽_一候、國家の重寶と御褒美御意被_二遊候由、夫故天子將軍褒美と云肩印有_レ之候、印文も能く、つげなどに彫候と相見得野鄙の由、不石法印など物語の由と、

○石山寺觀音の事

上の山は御城の山の事にて、上山七右衛門と申入持居候、右上の山へは其後何の尼とやら罷在候由は、夏陰山を限り右七右衛門へ讓候、ゆづり狀の儀、右上の山と子孫當分櫻島衆中上山右衛門所持いたし、御

城え被_二召建_一候以後、櫻島に被_二召移_一候由、さくら島衆中の初どもにて候半、夏陰山は白ヶ廻の事の由、

三曉庵隨筆中卷

○水劔の事

伊作西福寺の住持能き僧にても候半、寺下の川より水神出、劔を住持へ與へ、是を格護いたし置候と、當寺長く火難有間敷と云て去るよし、其後年を経て、右水劔を他國へ賣拂候よしに候處、光久公御代右劔を女持來り候、國の御寶物の由にて進上仕候由、右女下町へ被_二召置_一水劔屋の老母とて、自分など覺候頃迄は存命にて居候由、重版行有_レ之、其寫にて今に版行おこし、水の詩とて出候由、

○伊勢寶物紛失の事

伊勢の虎藏司所へ、血脈もらひへ十五六の女參り、相調くれられ候後は、爲_レ禮袖の内より何やら包物出し置候由、左候て伊勢の寶殿内に有_レ之品々相改候節、一品不足に及び、總改いたし、社家中進も改有_レ之候得共不_二相見得_一、虎藏司所へ改人參り、か様の物相失、折角詮議いたし候、此方共へは無_二御座_一候哉と尋候へば、そこへそれに似た物有_レ之、入用無_レ之品に候故

其儘召置候由被_二申候故、改人見候へば、成ほど是にて候はんと、何様の仔細にて有_レ之候哉と、◎問右次第を以女より貫置候段、寶殿へ血脈は無_レ之哉と尋候處、有_レ之候由申候に付被_二見候_一へば、自分調の血脈にて候、右女は太神宮にて被_二遊_一御座_二等と被_二申候_一由、神にても物とがめの事有_レ之、佛力によられ候事有_レ之由に候、

○一休宗純の事

後小松院被_二召仕置_一候女房、氣量殊に女色も有_レ之、御側_二被_二召仕置_一候、或時帝御寐候砌、右女疊を上げ何角被_二致候_一を、潛に御覽被_二遊_一、御不審に被_二思召上_一、女の寐入候後疊を御上げ候へば、鞘をはづし候劔有_レ之、御驚被_二遊_一、いか様譯に可_レ有_レ之と女を御捕へ御尋候得ば、吉野の帝より奉_レ殺候様被_二仰付_一、私被_二召付置_一候、南帝より被_二仰付_一候儀にも難_二黙止_一、又はか様に難_レ有_レ被_二召仕置_一候御高恩も有_レ之、御雙方様の御奉公もはや相濟申候、此上は御殺し被_二遊候様_一にと申上、奉_レ畏居候、其志を御感じ被_二遊御暇被_二下_一、脇へ御預被_二仰付置_一候處、懷妊の次第申上候へば、其方にて誕生いたさせ、成人の後出家になし候様に

と被_レ仰付置候、男子出生致し、則一休にて候、左候て出家を遂候節、御懷より、釋迦達磨を草履取に可_レ被_レ成氣量無_レ之と出家をやめ被_レ成候様にと、稠敷教訓爲_レ被_レ成候由、其書付寫は有_レ之事にて、後小松院第一の皇子珍書有_レ之を被_レ見候由、眞珠庵へ一休の御預御許して哉と尋候へば、成程おがみ候處おかしき御面體にて、彼の宗派にて何似生と云事專あり、夫を何似と自筆に御書き、額を被_レ掛置候、一休讀書水中有_レ物の句尋候へば、或人士佐家へ繪を頼置候へば不_レ埒明、不圖見廻候處、致_レ晝寐候故起し、無理に頼候へば、水の内に丸き物を書、本の通寐入致_レ熟睡起上り候故、是は先程何物を書候かと尋候へば、何を書候やら夢中にて不_レ覺由申候、一休所へ罷出右の次第申上、御讀を望候へば、「水中有_レ一物晝工不知斯、持主不_レ識、讀我猶不知」と讀被_レ成候、右繪は近江朽木村の百姓致候、或年飢饉有_レ之、小菴の貧僧より右百姓心安譯を以、米などくれ置候へば、此内は飯料被_レ下忝次第、御禮に罷出候、しかれどもはや喰盡々及_レ飢に仕合と申候へば、又々可_レ被_レ文_レとて米などくれられ候て、飢を凌ぎ候

由、其後右の繪致_レ持參、是は先祖代より持傳候へ共、此ほどの御禮に是成と存じ進上仕度由申候に付、堅被_レ致_レ辭退候、是非と申候に付被_レ請取置候由、其後寺へ百姓親類とて兩人參候間、右の繪は重代物にて候間、百姓方へ御返し被_レ下度候、金は何程にても可_レ差上と申候、百姓さへ取に來候は、代金に不及可_レ渡候間、同道候様にと被_レ申達置候得共、終に不_レ來候故、便りを以右の沙汰被_レ申越候へば、百姓參り、是は町人共に候、都にても名高き物候へば、拂候様にも折角申品にて、右の者共偽を以申たる筈に候、以來何人にも御渡被_レ成間敷旨、百姓爲_レ申由に候、自分心安き出家有_レ之、近江え差越候に付、右寺へ見廻坊主へ斷候へば、成程可_レ見事とて出候に付、押付寫度望、免し候故、寫候て持歸りくれ候由咄にて候、

○大玄院様御仁惠の事

大玄院様鷹野に御出の節、池の平を御通被_レ遊候處、座向一人先さへ罷通候故、彼へ御列立御物語可_レ被_レ遊候間、御廻り御供御跡より可_レ參旨被_レ仰付、座向へ御近付、座向は何方よりいづ方へ參候哉と御意被_レ遊候へば、櫻島より伊敷村へ地神經よみに參候由

申上候に付、是は太儀の至、いか成故かと御尋被_レ遊候へば、師匠譲りにて御座るよ、夫故遠方ながら太儀にても候得共、無_レ是非參候、船の乗り下り別て難儀、船頭なども六かしがり、其上汐干候節は手を引陸へ上り、又水をもらひ足を洗ひ、旁に難儀に御座候由申上候、名を御尋被_レ遊候へば、法昌と申、何村に罷在候由申上候、さくら島を一手によみ候は、仕合にて可_レ有哉と御意候へば、左様に候は、至極の仕合なれども、師匠譲りの事にて請取々々有_レ之、是は不_レ成事にて御座候由申上候、扱座向はより川を渡り、尾畔の様に差越候間、又逢おふと御意候て川を渡り被_レ遊候故、御供廻り追付奉り、何事を御咄被_レ遊候哉と申上候へば、右の件御意被_レ遊候、此は座向申上通にて可_レ有御座と、いづれも被_レ申上候由、翌日寺社奉行御用にて、櫻島何村に罷在候座向法昌へ、さくら島一手に地神經よみ候様に被_レ仰付候旨、御取次を以被_レ仰渡、寺社奉行奉_レ承知、淨樂召出右の段被_レ申渡候へば、難_レ有可_レ奉_レ存旨御受申上、是ふしぎ成事にて御座候由申出候へば、奉行にも其通おもわれ候由、左候て淨樂所へ法昌呼寄、右の段申

渡候へば、是は誠以有がたき次第、夢の様に御座候由申候、淨樂よりふしぎ成事にて候、何ぞ内々願共いたし候やと尋候へば、めくら殊にさくら島に罷居無調法成者、曾て願ども致候儀無_レ之由申候、何ぞ心寄候儀共は無_レ之哉、誠にくふしぎの事と申候處、座向得と相考、先日池の平にて道列いたし候人有_レ之、自分の事を段々委敷尋候聲色、常躰の人の聲にて無_レ之候、今おもへば殿様にて被_レ遊_レ御座候半と奉_レ存候由申候、段々物語申上候次第、正直ものと被_レ思召上、かく被_レ仰付候半と、

大玄院様池の平御通被_レ遊候節、角入の人一人上の山へ登り居候、御供廻りは御跡へ後れ、御獨御馬にて御頭巾御かぶり、號そこより飛也と御意候得ば、どんな事を云人なり、此より飛候てたまる物か、殿様のさやる様成ことを云人なりと申候得ば、すぐに御通被_レ遊候由、

○梅花道人の事

梅花道人詩の儀尋候へば、墨繪計書人にて、時分の人不_レ致_レ賞翫、妻より、世間にはやり候花鳥の繪にても御書候は、煙もどふやらに可_レ立事と云候へ

ば、雪裡古松雨後山、看時容易畫時難、蚤知不_レ會_二時人眼、多買_二臙脂_一畫_二牡丹_一と作られ候由、大乘院の不石法印、墨繪又蘭を好で書かれ候故、右の詩に至極執着にて候へども、三四の句計有_レ之候て、いづれ全篇可有_レ之とて、段々見合られ候へども見當無_レ之、程順則又は宗因にも尋られ候處覺無_レ之候、或時樺山主計殿所へ四元堯言列立參候處に、唐人の書候詩文有_レ之、別々に成次第不_レ相知_レ候故、見分け候様にと被_レ仰、堯言見分け候内に、右の詩全篇有_レ之と申され候故、差寄候處、御亭主より何角と被_レ仰候故、不石の咄致候へば、扱は其通りの事か、詩の意味解候様堯言被_レ仰、講釋いたし候、不石叟死後の事に候故、其翌朝香を焼、存生の内全篇不_レ知殘多存候處、夜前相知候て手向候由にて、詩を吟候て靈魂よろこばれ候半、意味面白き詩にて候由の處、傍書の通にも有_レ之、

○嘉祥の餅の事

六月十六日嘉祥の餅有_レ之事に候、嘉祥は後嵯峨末御即位無_レ之内、十六錢を以餅を買差上候、右十六文の錢、漢の嘉祥年間の錢にて候故、嘉例に被_レ思召上、御即位後も餅を差上候由、

○秋月の事第一

高城權頭と云し人にて、東郷澁谷氏杯兄弟にて、東郷高城を一所に持、大中公御代致_二合戰_一、皆々隨身仕候處、權頭一人不_レ相見得、いづ方へ行候か又は打死にても致候や、數年尋候處、周防山口の雲谷寺雪舟弟子に成、致_二出家_一居候段相聞え、兄弟の内差越、大中公へ一門皆々隨身いたし難、有_レ被_レ召仕_一候間、其方にも致_二歸國_一候様段々申聞候に付、同州細島筋罷通、庄内へ參着候處、大中公へ御目見仕難、有_レ蒙_二御意_一候人にて、落命の地加治木にても、店內山伏の總職十福坊等見は、先弟子に相成繪を書候、一番弟子にて、其流儀庄内へは段々有_レ之候、繪能無_レ之、秋月庄内より福昌寺に差越、桂菴和尚へ謁し、自畫讀を取出、和尚被_レ見、師匠雪舟繪は能候へ共、字形又は讀等は其方は無_レ之と被_レ申候由、秋月俗體の時の子あり、高城十左衛門先祖の由、其血筋の人直咄の由、

○盆石の事

石のいけ様習あり、浪のよせ様四季に替り、砂寄跡持細々有_レ之由、尋候へば、如何様習も有_レ之候哉、當分京都杯にては、法式は無_レ之よし聞及候、自分など

いけ候は、石をすへ葉の切口にて砂をつきかため、羽箒にてはき候儘にて、盆石は本遠山を移し候景色にて、浪の寄跡々細候事は、不_レ得_レ見筈にいたしたるもの也、夫故石の小さは廣座敷にては見得兼候、

眼下に見るより遠く引はなれ見候て、直に遠山又は遠き島など見候様成が至極よく候、俳諧に「遠山の小松が本のかきわらび」といたし候へば、點者より御眼力の程うら山敷と頭書致候由、自愛の石は、屋久島産なりとて被_レ出候、高山殊に大ぶり、景色も段段有_レ之裏表無_レ之石にて能見え候、先年樺山主計殿御出にて、自慢の石御望に付懸_二御目_一候へば、此は自慢ほどの石なりと被_レ仰候、其時世間に有_レ之石は、大形歌などよみそな景色にて、此石は詩を作るほどの石にて御座候由申上候へば、猶自慢きりと御一笑被_レ成候由、

○ノ觀の事

僧の茶人にて、紹鷗の高弟なり、利休弟子兄にて候處、茶の古傳を利休に被_レ致候故致_二立腹_一、我流を立何事も左りく、と物事いたし候由、馬迄飼置、茶器を袋に入馬に負せ行候、馬死候後は其革を袋になし、

茶器を入ありき候次第、世人物語の通りの由、其流儀絶て不_レ傳由、

○奥州信夫摺の事

先年於_二京御公家方御尋申上候へば、上古の事にて其絹切少も不_レ殘候、業平の狩衣に信夫摺有し、女のよみし歌もそれにて候、本は紋がらの形あり、夫にて摺候由、近衛基熙公より仙臺公へ御所望被_レ仰遣、羽二重に信夫摺被_レ成被_レ進候得ども、紋がらも不_レ相知_レ候、誠の上古へ久敷事の由御咄被_レ成候由、物語にて候、京より下候後、西田町人加納某に右の咄きかせ候處、私叔父盲目有_レ之、奥州へ別て心安き盲人有_レ之候間、可_レ頼越_一とて、叔父より申越候へば、紙に摺候を三枚ほど、信夫草も相添送り候、一枚に草も添自分にくれ候、何とも知れぬ物にて、誰人か遣候と覺え候由、

○京都御用繪の事

京都御用繪の儀尋候へば、近衛様より御獻上の六枚屏風一雙に、錦花鳥とて桐に鳳凰の繪にて、別て結構成物にて、帝王様にては平日は御建不_レ被_レ遊、御即位并徒立候節御建被_レ遊事の由、突立屏風は琉球

の黒つく、片面は木花と何の繪かと物語にて候、

○木村家祖先の事

木村家の元祖は北條泰家にて候、後醍醐帝を北山殿
などと申合奉、殺とせしによりて、京都を出奔し、紀州
熊野山へ深く隠れ、熊野權現を常住座臥に行しに
り、終に通れたる由、其後足利の世に成、筑後の草野
へ致し住居、御家氏久公を奉、頼鹿兒島に參り、小野村
へ長く致し居住候、其所に熊野三所權現を致し勸請
置候、嫡家は段々に文章等も有之、元來百姓にては
無之者と相見得候、高賀來は氏神にては無之、勸
請神と可申と井上宮内被申候由、關中黃道謙は長
崎へ渡候人にて、其頃迄は唐人屋敷無之、町に借宅
にて居候由、能書にて、字を頼候人多く爲有之由、
兒玉宗固に深見元泰の弟子にて、長崎へ差越居候人
にて、四書の素讀は黃道謙へ被習候、直咄にて候、道
謙は又那道本和尚と心安有之、道本長崎に住職已後
道謙脱カを作り唐より遣候を致し表具、先年道謙當
地へ渡り居候節、心安方爲有之由、其人にても又は
其子供にても參候様にと返事に被頼、町中へ其趣申
觸候へば、私へは心易承候、又は親へは別て心安承り

候てと申候て、多人數參候に付、右掛物見せ被成、一
一和韻をいたし候様被申、珍の和韻いたし候故、唐
へおくられ候由、

○平田了竹の事

大玄院様御參觀又六月にて候哉、美濃路御通被遊候
節、暑氣強御乗物の内御難儀にて、御休迄は何ほど
有之哉と、御供へ御意候處、何ほど有之、未間も
御座候由申上候へば、此邊へ御休可被遊旨被仰
付、御供御目付被見合候へ共、御入被遊程の所無
之、御門徒寺には相應成御休所有之、其段申上候へ
ば、御嫌ひは不被遊候よし御意に付、御目付差越、
薩摩守被罷通候、御寺御支無之候は、借被申度
候と斷候へば、五十以上の亭坊罷出、薩摩守様御休
可被遊の旨、扱々難有次第の由御請申上候、頓て
御入被遊候へば、門の前より内の様被致掃除等、
座敷も奇麗に致置候に付、御入被遊、御吸物御酒可
被召上旨御意有之、御吸物差上候後、亭坊も罷
出候様に被仰付、其段申達候へば、誠以難有奉存
候由にて、衣服等相改御座敷に罷出、至極つくばひ御
禮申上候へば、段々御意有之、御盃可被遣旨被

仰聞候へば、忝次第とかう可申上様も無之旨幾
度も申上候、近く是へくと御意被遊候へば、三間
計もはひ寄に付、御宮仕候平田喜六御盃臺を持下り
候處、雙手を出し是れと申候に付、宮仕より御盃を
取候てのせ候へば、相頂さ一盃被下候、能吞候かと
御意被遊候へば、成ほど被下候由申上候、重て被
下候様被仰聞候處、五盃程被下候て、俄の御入
にて何ぞ差上候御看無之由申上候て、御盃差置内へ
走り入候故、いづれも不審に存候處に、けさ衣をか、
げたすきを掛、庭へ走り出抽子の木へ登り候、何れの
木にのぼり候はと申、皆々見候處、抽子をちぎり奇
麗成盆に入、薄刃を添持出、是にても御看に差上度
旨申候、又一盃被下候様にと御意にて候故、三つは
と被下、御盃を幾度も入念したため差置候に付、喜六
より臺へ上せ、御前へ差上候、御盃を御取上げの節、
御看を此より差上度申候に付、彌可差上旨御意被
遊候へば、御盃を直に御差出候様に申上候故、御盃
をすつと御出し被遊候處、二間餘の御座末より、抽
子をへぎ奉、向投候へば、御盃中に入りきりと舞
ひしづみ候故、被召上、又御受も一つと御意被遊、

又々投入被召上、別て御悦喜にて、御家老を始いづ
れも望候様にと御意被遊、皆々一盃づつ幾度も不
替投入、座敷に相成候由、右の仕形はよほど手熱い
たし候儀と被仰聞候へば、坊主にて御座候へ共、經
文などはよみ不申、か様成法事によほど隙を費候
段申上候由、翌年美濃路又々御通に付、右寺へ立寄
尋候へば、別の僧家罷在候、御先住は隠居にても候哉
と申候へば、相果候の段答候、柚木は庭前に残有之
たるよし、喜六直咄にて候由、是は平田了竹にて候、

○東郷九右衛門の事

東郷九右衛門殿は儒學をまなび、後は老莊の道を見
破り被申候哉、髪を亂し帯を解候儘にて洛路を通り
など被致候、亂心ら敷見得候事にて、不行跡の様に
人々申候、御答の日有之事共に候、父の島津名字と
社被仰聞候て可有之と被申候由、居所は高麗
町、夫より平の島に被居候由、或時自宅にて儒書講
釋被致、御子様方并諸士も聽聞に集り候處、座敷の
次の方一二枚敷の臥所有之、そこへ被居、長々講
席へ不罷出、いづれも及退屈、人數の内より九右衛
門殿もはや御出講釋被成度、皆々待居候と申候へ共

不_レ被_レ答、九右衛門々々々と申候へば、九右衛門殿は留守にて候由自分に被_レ答候に付、左様被_レ仰候は九右衛門殿にては無_レ之哉と申候へば、湯治へ被_レ參候と又々被_レ答候故、湯治へは御越無_レ之、夫々被_レ居候と申候へば、當時湯治御暇申上人多く有_レ之事にて、自分は居湯治にて御座候よしと被_レ申由に候、其時分御暇申上湯治へは不_レ差越一人のみ有_レ之、左被_レ申候も京都へ遊學にて、叡山にて講釋被_レ致候節、初日は開衆多人數にて、漸く薄く成候に付て、發起の人より辯舌都詞にて無_レ之、さ_レわけがた_レく、夫ゆへ開手すくなく成候半と申候へば、扱々夫はさ_レこへぬ事なり、詞により道理がさ_レこえ又はさ_レこえんといふ事可有_レ哉、道理さへ解し不_レ違、善は善惡は惡として聞事おれば、詞によるべからず、詞による事ならば、唐人の講釋をさ_レたるよしといはれ、夫より又開衆多人數に被_レ成候由、山口仲左衛門殿は弟子に酒買に大形やられ、是は困り入たる事にて候由、或時仲左衛門そこへ酒があるか、なくば店に錢があるべく候間、西田町へ參り酒を取候て持參候様と被_レ申候、酒も錢も無_レ之由被_レ申候へば、酒屋へ到り錢をかり酒買來り候

様に被_レ申、困入り、早速返答不_レ致候へば、きん玉を出し、忽可_レ打破と被_レ申候、氣象言外に顯れ、無_レ是非一貫に被_レ參候事共爲_レ有_レ之候由直咄候由、四元休左衛門殿は一雨齋といへり、作意文章は唐風にては無_レ之候へども、自分思ひし儘を、一ばひ不_レ殘能云ひ叶候人にて候由、深見元泰咄の由不_レ石叟物語の由、
 ○合員の事
 合員は日の數にて、繪は草花を畫候、幼女として草花をしらしむる也、
 ○大黒天の事
 傳教大師叡山を可_レ披ため坂元を登られ候處、異人に逢れ、異人より其方は叡山を可_レ披ため登山致候哉と、尋候へば、成ほと可_レ披ため登山候由返答有_レ之候、我は大黒天也、守護神と可_レ成と、其時傳教より大黒天は千人をまもり候事也、自分は三千人をさいどすべき誓願あり、其方にては二千人の不足といはれ候へば、面三面になられ候に付、守護神に頼れ候よし、唐繪には無_レ之、いか様名が替り候半と、
 ○大智禪師の事
 大智和尚の文章は、隱元禪師もいたゞき候て見られ

候由、外に終に左様成事は無_レ之由、大智は肥後州素生の人にて候、致_レ入唐_レ候僧也、

○坊伴浦雪舟が畫の事

上村休左衛門殿親父上村權兵衛殿、御舟奉行にて浦廻りの節、坊伴浦所へ宿にて、亭主へ古筆等繪は無_レ之哉と被_レ尋候得ば、右の悴申候は、むかし入唐の僧一人先祖所へ數日滞在にて候、畫被_レ書候、後はすばうきにて被_レ書候畫有_レ之、持傳申候處、先年親より上方の者へ一貫文に相拂申候、其外無_レ之候由、いか様雪舟筆にて候半と權兵衛殿咄にて候、雪舟は坊伴より入唐爲_レ被_レ致由に候へば、其筆にて候半、おしき由、

○諏訪兼利英丈の事

杵右衛門殿江戸詰の節、深川の宗文亂心ら敷人、所へ御見廻物語の處、宗文は御内へかといひ見廻候て内へ被_レ通候て挨拶相濟、宗文より杵右衛門殿へ、おなたは兼て致_レ尊候鈴木正三殿にて候由被_レ申候に付、一禮被_レ成、私は薩摩の家老諏訪杵右衛門と申者に候と申候へば、伊勢神樂をいたすべくとて腰肌を抜、ひらりつくと云て、兩の手足を以_レ戸壁をふみたくかれ候仕業、亂氣の人と相見待候様に爲_レ有_レ之

由、杵右衛門殿にも我を折感心あり、夫より必至と信仰候て、折々參會有_レ之、教を御聞被_レ成候由、家老といはれしに御嫌ひ、右仕形の由、或時杵右衛門殿旅宿へ昌三老御見廻候に付、大徳寺住持の墨蹟床へ被_レ掛置候へば、差寄拜誦にて、此和尚は自分師匠同前の僧にて、教共被_レ成候人也、もはやなくなられ、手跡は残り候、扱々々に御目に懸り候とて、人に物言ごとく、大音を上げ泣すしり被_レ成候故、御亭主にも不_レ入物を掛置候と後悔有り、所に御知人居逢御挨拶に罷出候へば、只今の泣面忽ち相止、平生の顔色にて大笑ひ、物語共被_レ成候由、昌三老は鈴木九兵衛とて、大坂落城以後無_レ御免に出家をとげられ候に付、御居目にて可_レ被_レ仰付哉と、親類又は心安方心遣に被_レ存、折を以_レ御沙汰可_レ申上と、能折有_レ之、九兵衛儀は不_レ申上_レ出家に罷成、至極無調法者と取合申上候へば、左にては無_レ之、老は變心といふ物也、誰もさ社可有_レ之事也と御意被_レ遊候に付、其人も難_レ有_レがり、右の段九兵衛殿に被_レ申聞候へば、別てありがたく被_レ存候由、出家以後は弟子共有_レ之、御旗本の衆より、今朝は二九親の忌日にて候間、靈前を

御上げ被下候様頼來候、小僧被召列御出候處、途中へ馬ふん交りのたまり水有之候を、手水につかはれ候、小僧も先さへも手水は可有御座に、さてくひさなき水を御つかひ候と申候へば、胸をさし正三加胸よりも清しと被仰候由、育安杖麓の草分、馳鞍僧、二人尼丘など云書自作有之由、

李右衛門殿庵室谷山庄司川向へ有之、其跡とて石なごつかひ有之候、若き時分見られ候由、谷山笹貫の前海の山又は荒田庄屋西の方にも庵室有之たる由、荒田の庵室脇に大松あり、風に當り晝夜夥敷なるに付、三官橋邊に居候山奉行加世田某へ、與力を以右松別てやかましく有之間、御拂物なごころ、ごふぞ伐除くれ候様にと申候旨被仰候へば、是はならざる事なり、さすが李右衛門殿被仰事にも不被覺と申候に付、與力よりごふぞ伐除給り度と云せ候へば、左候は古歌を以御返答可申とて、「松風の耳に聞とも心からさかぬ心やさかぬなるらん」と返答いたし候、與力より右の次第李右衛門殿へ達候へば、兩膝をたさ、さて「尤千萬、此古歌不知なりとて、松伐の沙汰なくなり、右某を御憤りの事も無之候、

由一點の私も無之、右奉行もいなしにて、只人にては有間敷の由、兼利雅丈より御公家方へ自歌の御點座に被遺、鹿兒島中歌の上手の様申候に付、或人申候は、谷山笹貫村の百姓與次兵衛妻相果候に付、ごびしやごを墓にうえ置、「ごびしやごをうへてそだてし女中との與次兵衛とおもふて肌にそめやれ」と一首を讀候へば、村中の者共、歌よみの様に専ら取沙汰致したる事有之候得とも、脇田邊よりは人不知候事也、

李右衛門殿歌も與次兵衛同前にて、京都などにては歌の様に有之間敷と、其事李右衛門殿被爲聞、何様の譯にてかく申候や、右の人出入致人にて候故、取次の者、門前被通候間、用事候間被參候様に可申達旨御申付被遣候處、被通候故其段申聞候へば、何御用にて候哉と罷出候、通候様にと有り、

李右衛門殿御逢にて、扱自分歌評批判の儀、何様の譯かと御尋被成候に付、右の次第申候へば、尤至極、自分なども歌讀の覺えにはちうと、其如くなる筈と被仰候、是私なき次第、右の人も老功にて候はんと、

李右衛門殿庄司川の草庵へ被居候節、若き御番頭衆の内、暑氣爲御尋被越候故、爲御馳走庭へ水打

候様下人に被申付、打候處、無調法にて打様能無之、庄内より手を以指南被成候へども合點不致候に付、座を立丸裸に成、庭へ飛出水を打、かう打物なりとて御打仕廻、脇に大石あり、夫の休の湯取來御あらひ候て、頭より湯をかゝられ候次第、驚入たる形勢候由、昌三老伊勢神樂の仕形に氣象似寄候由、或年李右衛門殿踊の湯治に被爲越候とて、心安方同船にて、先福山へ灘通被成候處、福山衆中に心安人有之、其居宅見え候、立寄られ候様にといづれも申候に付、立寄被成候へば、亭主別て仕合がり、馳走申上とて内へ入候、正月にて床に吉書有之故、李右衛門殿より、亭主は替り者にて歌などよむ事候へば、歳旦にても致候半、見様にと同道の人披き候へば、一首「筆とりて萬の寶かさとりておもひし事もむかしなりけり」とよみ置候、かうあらふと思ふたと被仰、亭主罷出候故、珍敷歳旦とらした心かと御尋候へば、幼少の砌より親より吉書に「萬の寶我ぞ書取」とおしへ候へども、此年迄于今かさとり不申候、斯讀候と申上候へば、座中大笑興に入り候由、

李右衛門殿蒲生御地頭の時分、御國中神佛領より御

加勢米有之、蒲生八幡領もさし上候事にて、社人共より八幡は格別の神にて候故、いつとでも神領差上候儀は無之候、此節も御免被仰付一度旨段々斷出候へ共、御國一統の事に候へば、左様には難致事に候間差出候様にと被申付候、其後李右衛門殿内室大切に被相煩候に付祈禱有之候へば、八幡のたゞり口立候、李右衛門殿より、押て神領差上候様申候恨とて妻へたゞり、うそら敷事、かう云李右衛門、口からなど血を吐候てたゞりにも可覺とて廣言いはれ候、口より忽ひや〜と血出候故、李右衛門殿も驚入、誠以無調法の儀を申上候とて、則行水にて新き衣裳上下被着、歩はだしにて其夜直に蒲生へ差越、八幡へ御參り、右の段御斷、神領の分は自分高の内より被差出候由、新なる八幡と申、右丸星上げ條は曾山と申人、若輩の砌李右衛門殿の側へ奉公いたし居、直咄の由、

澁谷某二男澁谷八左衛門と被申、太玄院様御小姓にて、後納殿御役にて、若年の砌親父と江戸より罷下り、諏訪李右衛門殿兼て御心易參候人にて候故、大坂の土産何にても見合置候やと、親父より尋られ候

へば、八左衛門より何の用意も無之と、又は大形千萬何にても進せ候様にこの事に候故、酒を持下り置もはや口を切風味を試、口は御座候、是にても進せ可申哉と、彌夫にて可然と被申候に付、樽の切封を手にて致、本の通致置、或夜父子列立、空右衛門殿所へ被見合、近頃着仕候と被申候へば、御父子御堅達目出度存候、銘々土産に預り忝事、殊に酒は珍敷とて樽を取寄、眼鏡をさしあんの涯にて、切符を得と被見届候故、父子共にこまられ候處、親父の名を被呼候て、八左衛門殿ともはや御奉公方仕損とは有間敷、よほど氣が付た、念遣被致間敷候御申に付、何様の譯にて御座候哉と御尋られ候へば、大坂より持下り御酒にて、風味ども悪敷は成間敷哉と、口を切試をいたしくれ候儀、入念候次第とて、能氣が付たと被仰候由、誠に正直の御方と却て困り入候段、右八左衛門直話の由、

○秋月の事第二

雪舟の弟子秋月程書候人は無之、殊に能似候、雪村は始終對面なく、書中迄の弟子にて、夫故繪は不似候、御書院の頭長の繪二幅有よし、

○唐人墨蹟の事

履斯地發菩提心、入此門生慚愧想と、唐人の墨蹟と相見得、大興寺に有り、至極見事にて候、名も有之由、賢兄林庵地藏堂を建置候節、柱隠對候、金泥にて寫し掛置候得共、堂も及破損候故、地藏も内へ致安置候に付、此草庵へ被掛置候由、餘程見事なる手蹟にて候、

○數奇屋壁反古張の事

庵室の壁を反古張にて候故、數奇屋の壁を反古にて張候儀は古き事にて御座候哉と尋候へば、古き事にて、誠に清儉の事に候、

○俳人佐悦の事

筑後に居候俳諧人佐悦事、有馬様より可被召仕旨折角被仰付候得共、御奉公は不致、依之業も無之、俳諧のみにて居候、其屋敷内に能井戸有之、諸人汲候、其禮等にて致渡世候由、芭蕉翁門弟にて、發句に「門にいて師走見て居る隠居哉」と、

○熊澤の事

島津甲斐殿文賢與力被相勤候川俣某、老後町田五郎左衛門所にて物語候は、江戸にて甲斐殿には御出勤有之候跡にて、浪人と見え候玄關へ参り、與力へ

可逢旨申に付、自分出會候へば、御當地へ罷在熊澤平右衛門と申浪人にて候、御家へ御奉公仕度存候得共、取次可申出旨不案内にて候故、御玄關へ押懸に罷出候間、此段甲斐殿へ御申可被下候、鐵砲早藥の稽古致居候間、此書付可進とて、持せ候挾箱より硯箱奉書取出し、其趣書付相渡候故受取、御控候様にと達置御殿へ罷出、甲斐殿へ右の段申候へば被爲聞、右式の願は櫻田屋敷に居候留守居共へ被相達候様可申達旨被仰、其段達候へば、左様成儀不案内にて此へ推参いたし候、左候は後方に可申入とて罷立候、其後御留守居より何分ども不申出候故、甲斐殿より御尋候へども、其儀は無之由御留守居より申出候、一ヶ月計も過候て、松平新太郎様御方へ熊澤次郎八と云大儒被召仕候旨風聞有之、右平右衛門にて爲有之筈にて、甲斐殿より御殘多被存候由直咄にて候、備前岡山より御暇被下候已後は、醍醐へ引籠被居候、醍醐隨筆と云書被置候、

○惟新公茶碗の事

惟新公帖佐にて御焼せ候茶碗判有之、御判手に云事、處々印文よめ兼候に付尋候へば、先年四元庄藏堯

元など段々吟味を盡候處、朝鮮字にても可有之、夫故讀ざる事にて候、川縫殿には萬曆と云字にても可有之哉と御申候得共、分らざる事に候、判形にて三通にて、丸角長く角など有之候、御焼せ候以後御わらせ被遊候よし、

○深川宗文の事

深川宗文は悟道の人にて、犬猫など花をくわへ參候儀共有之、世上専奇妙に取沙汰いたし、邪宗にても可有之哉と、公儀より御不審有之、評席へ被召出、其段御尋有之處、御不審御尤に奉存候、扱二十四度の巻頭に有之、大舜御耕候得ば象來て耕し、鳥集りて草をくわへ、或はくいぬき候、是も邪宗と可申哉、老僧にも小僧より當分迄修行仕候へば、右式の奇特は可有之儀に御座候由御答被申候、夫限にて相濟候由、

宗文の寺内の井戸、湯水にて用立かね候に付、尼ヶ崎の理觀坊當分江戸へ下り居られ候を頼、加持をもいたし候は、清水可成と弟子共へ被申候得ば、それは理觀坊にても成間敷と返答申候へども、先使に参り頼候様にと被申候に付、使僧被參頼候へば、成

程安き事にて受合にて候、其後見廻、井戸の所にて暫加持をせられ、さあ汲て見よといはれ、弟子ども汲上げ候處に、清水に相成候、宗文其外感心被致候由、か様の奇特は眞言の密法にて候由、

○鼓山禪師虎を飼ふ事

鼓山道主御禪師の側に虎常におり候由、間には被見候て、殺生をいたしたると御咄候へば、庭へ出喰候畜類を吐出し、立戻り又々側に居候由、福建の山には虎多く有之、常々山林に稼に參り候ものなどは、禪師の衣の切を申受、守にいたし首にかけ山に入候得ば、虎にくわれざるよし、大徳にて候と咄にて候、

○能舞臺の畫の事

舞臺に畫る松は法式有之、相をひの枝にて雙方へわかれ候枝を書、其脇に竹も書、外の物は不書事のよし、

○印石の事

印石は福建の田の中より掘出し、春寂石といふ也、福州より外には不出よしに候、

○春字の事

不石法印咄には、からの書籍にても、春といふ字を名

に付居候人は見當り無之山、春といふは動く字にて、いか様不付事かの由、

○天聽和尚狂歌の事

攝津茶臼山に被居候天聽和尚へ、誰人か摺木に羽の生し繪を以讚を頼候へば、すりこ木に羽のはへたる繪こそ見つ世に眞身の人はずくなし」と狂歌よされ候由、

○呂鼈の事

呂鼈は兼て丹をねりなめ居候處、何方より來り候も不し知、側へ龜居て、至極祕藏いたされ、必至と附添、後は致成長、呂鼈を乗せ海陸共にありき候よし、神仙傳にくわしく相見候由、

○黄安の事

黄安と云人、赤がしら赤はだかにて首のなき様成龜の上に晝夜乗り居候人にて候、此龜は活候哉死て候やと或人尋候へば、もはや自分三千年乗居候が、二度程首を出し候、生ては居るそうなど云候由、

○澤庵和尚の事

澤庵和尚へ、或人和尚は座禪被成候や行脚被成候やと問候へば、座禪したき時は座禪いたし、行脚いた

し度時は行脚いたし候と、足なき時はいかんと御申候へば、江戸へと被答候、江戸なき時はいかんと問候へば、江戸なきときははてりけん法大事の云事、だまりやれといはれ候由、

○風化和尙の事

風化和尙は、臨濟和尚の同時にて心易由、鈴をふり又は尺八を吹きありかれ候、今日は何方にて死答と云はれ、和尚遷化とて人集候、いや今日は死なぬと云はれ、和尚だまし候とていづれも退散いたし候、臨濟より籠をおくられ候、又幾日に死ぬるよし云候、だましとて人不集、身近き人ばかり集り候處、籠に入死なれ候、葬禮をいとなみ候節、風化和尙は空中にあらわれ鈴をふられ候、籠の内には何もなし、夫故半身に圖畫候由、

○卓宗の事

卓宗は福州の人にて手蹟能候、琉人多く頼書候よし、當分は福建にも稀なり、却て琉人へくれ候様今更申候由、鷺雁達磨など繪も書候よし、

○陽和院様の事第一

陽和院様は平松中納言時量卿の御娘にて候、時量の

御子時方、其御子夕可様、石井交野様の兩家は、時量卿より御別れ候御家の由、

○大興寺蘭雪坊の事

開聞宮祭候節、大乘院名代にて差越筈に付、柿本寺へ居候俊如坊見廻候て、開聞宮は別て新成神にて候、自分は社人と兼て能存候事も候間、随分被慎候様申候へば、神は神よと申候故、此人兼て偏氣する故かく申候半、宮遣の事と存居候、御祭禮の時、開聞宮神前御簾の下蘭雪坊拜をいたし候を、俊如は脇より見候處、別て立あがり不申、もはや拜も相濟筈に付、つくらひ居候ばと心遣に存、後より衣を引候へ共動き不申、帶を被引卸候得共息つき不申、あまたの人数にて瑞應院へ抱へ込、湯など呑せ候へば漸いさつき候故、仔細尋候へば、此節大乘院名代に罷越候段申上拜を致候へば、大石進上より押懸候様に有り、頭あがり不申氣も絶入候ゆへ、帶など曳上げ申候覺なきよし、其節俊如より、先日申候通に候間御斷申上候様に申達、則罷出名代に相勤候由、誠に新なる神の由、

○玄虎藏司の事

玄虎藏司は濟家、洛陽に居住、寺は何と云候や、或日
ひじな寺の庭へ走通候故、打殺し汁にいたし給られ
候へば、味至極宜有之、師匠へと志汁を致持參ひ
じな汁を出し候へば、師匠の坊大に呵、言語同斷、出
家として殺生を可致事あるべき哉、にがくしき事
に候由呵られ候へば、汁を持返り、か様にせばき事
のあるべき哉、此所に居住すべき事にあらずとて、小
庵やら又は寺にてありしやら、火を掛けやきしき、直
に伊勢へ差越いられ候よし、藏司の手蹟寶福寺に有
之、和田源太兵衛へ頼寫取寄候、「佛祖結驪、女流賞
飯、言語道斷、大惡尼丘、前永平大空玄虎、永正二
乙丑夏日爲禪越禪子書之」と有り、墨痕も見事に
候由、

○雪山の事

口山雪山人は、學文手蹟も能有之、細川様より三百
石にて被召抱置候の處、奉公は六ヶ敷とて暇をい
たし、長崎に居住、字を書き學文にて一生おくられ
候よし、

○石室清隱の文字の事

朱文公石室清隱の墨痕は、骨を御納候石室に候、石の

戸に四字大文字に被書置候、夫を石ずりにいたし
候由、

○雲門禪師問答の事

雲門へ或人尋候は、親を殺し子を殺し候、罪有もの
にて候哉と、是則露と被答候、そう云事が則顯れ候
と言事、又は變とも云由、あまねくと云事、直に露
顯すと云事の由、

○干一零の事

京にて道正庵茶湯參會折々致候、其節干一零と申候、
佛語などに一零と相見得候、曹洞宗の取次にて、右
の語知りたる筈に候、干のはした其ひとしづくと、よ
はどちよろい事聞得、能書様にて候由、

○歳徳神の事

歳徳神は南極星なり、鹿を愛し、漢の武帝南極星を
御祭り、降臨の神有之、頭長壽星にて有之候、鹿
愛候歳徳神は、春日の明神かと申候人有之由、尋候
へば、不案内の人にて可有之被答候、

○掛物表具名の事

掛物表具へりの儀尋候得ば、りんばへ、とらばへと都
にては云ひ候、字又は譯はしられざる由に候、

○宮家畫題の事

近衛様御殿にて、宮様方御出被遊、畫被仰付候節、
雨又は風など御望被遊候に付、柳か竹かに雨又は風
にても見せ可申、御望次第と申上候へば、夫は作者
に御まかせ被遊候由被仰候、御功者の御事と乍禪
被存候由、

○志賀醉翁の事

志賀醉翁御逢候哉と尋候へば、自分など江戸へ詰候
時分は未出人にて候哉、名も不聞よし、其已後段
段聞及候、醉翁海老を書き、髭長く腰まがるまで生
度と大食をやめ獨りねをせよ」と讀書候繪、義岡殿
有之よし、大坂陣の節共は、壯年の積由候得ば、何事
も知らぬと申候由、

○利休の事

光廣に、夢見草の内に利久或女を數奇屋へ呼入侵候
事あり、妻致立腹、刀を以路地の木を伐り、座中の茶
器を打わり候へ共、利休居も分なくわられ候を、漆に
てつき立置候、夫をすきの者共相尋候得ば、路地も木
餘り茂り伐すかし候、茶わん類はあまり其儘にては
何ぞ面白もなく、うるしを引候など答候へば、御尤と

申態々破、うるしつぎ致候由、利休は表裏者、役に立
者にて無之よし記置候由、

○狩野興意の事

狩野興意は紀州の畫工、昔時上手のよし、狩野元信兄
弟は親に不似至極の下手にて候故、右京が子三人あ
り、守信、尙信、安信也、興意に指南を受させ候様
に可致と申談、三人共紀州へ遣稽古致させ候處、守
信は拔群の上手に成、尙信も其通り、探幽の繪に洒
色いたし候、興意が風儀を大形は移し候、其功によ
り狩野を免し候、京都へ興意が屏風ふすまかさ候あ
り、見事の由、

○布袋和尚の事

布袋禪師末期の一句「彌勒具彌勒、分身千百億、時示
于畔人、時人布不識」と、外の文章共無之由、唐の世
の人かと覺候、市町にて人より何にても遣候得ば袋
にもなし、常に童べ子供と遊び戯れられし、金山寺の
納所を頼受合れ、寺の事は何も不構、猶童共とおつ
ばさつばと云ておられ候、是にて納所も不三相濟と
て免じ候へば、仔細なく寺を出、童どもと遊び戯れ、

居所出所もなきよし、夫より金山寺別て難續成行、納所を又頼候へば、何と仔細なく受合、寺の續方自然と能成行候由、福人にて彌勒の化身と被_レ存候由、

○任活が畫の事

初建の王任活が畫はしろうにて候、道口へ讚を頼候、畫は必任活より御讚を望候へば、御書被_レ成候由、

○松花堂の畫の事

松花堂の畫しろうにて候、しかれ共自畫讚共は面白きも有_レ之由に候、龍を畫、其上に小龍をかき候繪有_レ之候、いか様譯も候哉と尋候得ば、右の圖南林寺に有_レ之、大中公御祕藏被_レ遊候由、繪柄は能無_レ之候得共、自分には寫置候處、本書は燒失の由、其圖唐繪探幽繪も有由、

○歌の次第ある事

岡本宗好、清水宗川、山元春正と歌の次第は有_レ之筈に、主人公家衆へ御なをし申請候、宗好の露底軒と云歌書有_レ之由、

○通村卿御手蹟の事

通村卿の御手蹟はすぐれた物の由、鳥醒雲老は持明院の元堯卿御弟子にて候、江戸往來の節は、御宅へ御

見廻有る事候、其節元堯卿より、ひかしよりの手書は通村卿までにて能書もたへ候、當時は猶以劣り候と、通村卿外方へ御出御座候て、玄關迄御出の砌、色紙類持參にて御手蹟御所望の御方有_レ之、玄關へ有_レ之視筆にて則御書調被_レ遣候事にて、筆墨の善悪は不_レ被_レ仰事共御咄被_レ遊候段、醒雲老より被_レ承候よし、

○妙文本の事

護摩所妙文本の儀尋候へば、是は段々説有_レ之事にて、究ての儀はしれず候、京居付澁谷嘉右衛門と申候人咄の由聞傳候、中納言様御四十以上迄御男子様は誕生無_レ之候、京へ被_レ遊_レ御座候節、清水觀音へ七日御參り候て御結願の日、寺へ御入、住持より御銚子被_レ差上_レ候得共、俄の事にて御取看等無_レ之、住持より難_レ有御出被_レ下候得共、何ぞ御馳走申上候品も無_レ之、御殘多奉_レ存候由被_レ申上_レ候、梅干を一つ御看にさし上候得ば、御頂き、是よりの御看は無_レ之、仔細は御男子不_レ被_レ遊_レ御産候に付、御宿願にて觀音に御參り、今日は御結願の御事に候處、梅干をおさへられ、御願も御成就被_レ遊とて、至極御悦喜に

て、少し計被_レ召上_レ、御鼻紙に御包、右梅干を御國元へ御うへさせ被_レ遊候由、其翌年光久公御誕生被_レ爲_レ遊候由、右梅が護摩所の梅にて可有_レ之と申事に候梅木有る故、御連歌も於_レ彼所爲_レ相勤_レ事にて可有_レ之と被_レ存候由、

○狩野家印面の事

狩野家印文は、木ぼりと見得候由咄候へば、其通の事にて候、右印なども百年以來の物の由、大乘院不石咄にて候、智積院の伯如法印など程の物すきを致候人はすくなく候へ共、石印唐ぼりにて無_レ之候、

○小堀權十郎手蹟の事

うへつかたの御一言は別て重き御事に候、小堀遠州御舍弟權十郎と云能書あり、諸大名の内御城御普請御手傳の方有_レ之候、公方様より、普請は相濟候哉と御近習へ上意、もはや相濟、當分路地相調、中門に權十郎書候額掛け申由申上候得ば、權十郎が書候かど上意有_レ之、御近習より其段御しらせ候處、則被_レ引取候よし、夫より權十郎手蹟望候者無_レ之、はやり不_レ申由、右御一言の故にて申事の由、

○久隅守景の事

久隅半兵衛守景は、探幽聲ともいへども、不相分事に候、畫の位探幽へ似寄候も有_レ之、まんざら不_レ似筆力も有る事候處、江戸表にては探幽よりも上手の様に申事にて、誠以目のなき仕合にて、左様なるぞんな事にて取沙汰致事にて候由、

○鎌倉へ來朝の僧の事

寧一山、竺梵僊、茂古林、芝靈石、外に一人名失、會南堂か、覺は日本人也、右五僧は鎌倉に來朝の高僧、靈石は建長寺に被_レ居候由、

○近衛殿御裝束の事

近衛殿下御裝束の儀尋候へば、御歸館の砌罷出候處、只今御歸被_レ遊候由にて、御冠も不_レ被_レ爲_レ召、白むく指貫迄にて御逢被_レ遊候、又御狩衣にて御逢被_レ遊候節も有_レ之候、爲_レ後學_レ圖拜見仕候様にとて、御髪を御頭の上に祭候て御結ひ髪を立候て、御冠の時は夫を直に被_レ差入_レ候、烏帽子の時は横に御さし入候様に御結ひ被_レ遊候て被_レ成_レ御座候、圖の通にて候、

○町人は無常を感ぜざる事

町の者共二月十六日西行の忌日にて寄合、歌などよみ、列立庵室へ來り、今日か様の事にて參會仕候、一

遍上人の西行の記是へ寫有之由、と云ぞ御見せ候様にと申候故、出し見せ候へば、口より末迄繪を見終り、何事もいはざるにより、持歸り得と一覽可致旨申聞候へ共、不持歸候、町人共へ持合とおかしくおもひし、徒然草に大福の人はかりにも無常を觀する事なしと書候か、誠に其通の事にて、無常を觀すれば、商賣の象職はならざる筈にて、當り前の事も殘念とおもわれし由、

○孔明が畫の事

孔明の畫は、鶴裳と有之候へば、淺黄など衣裳を可書事にあらず、此のごとくと自分白羊裘の袖をひねりかへし、山路通虎に見せられ候由、唐本の三國志孔明天を祈られ候節、髪を解きゆりかふりが、容體にて生儘の頭髮にて候と見得候由、

○宮内源七幼年の時分の事

宮内源七左衛門二才の時分、太玄院様御鷹野被遊候節被召出、田の畔につくばひ奉見事にて、被附御氣、あの二才は日々罷出候、何者にて候や尋候様にと御意、御側廻より尋候へば、殿様の御鷹野を奉見由、其段御側廻より申上候へば、此へ呼と有之、

御前へ被召出、其方は鷹をつかひ候かと御意の處、鷹も持不申、中々つかひ様も存不申候得共、すきに御つかひ候を奉見と申上候へば、尾畔御假屋へ被召移、段々立身尾畔奉行迄被仰付候由、

○大坂陣巻物の事

新納又左衛門殿久了、大坂陣の一卷を撰ばれ、清書を小幡勘兵衛殿に御持參候處、秀頼と可有之を秀吉と有り、書損とて右巻に墨を御引、氣を被入候様にと被仰候へば、又左衛門殿至極迷惑にて、其巻をば結構に表紙被成置候由、たましむを入候様とは不_レ被仰、氣を入候様にと有之、能被仰様と、

○鍾馗の繪の事

鍾馗の繪正月十五日より掛候、七日の鬼追より掛せうなもの尋候得ば、唐は元日より掛之由、鍾馗は唐玄宗皇帝御夢に、御祕藏の玉の笛を鬼盜候て逃去に付、御側の者被召呼候處、破帽を頂き綠青衣を着候者罷出候故、玉笛取返候様被仰付、追付取返し鬼の眼をつかみ出し喰候、皇帝より其方は召仕候者の内に不_レ見得者にて候、何者にて候やと被仰候へば、終南山の鍾馗と申、昔時進士及第に罷出候節、一

事の誤にて進士に擧不用、其段殘念に存、階に首をふれて相果候、于今其魂魄残り右次第と申、扱々左様成儀か、及弟に進め大臣に昇進可_レ被仰付と有り、難有次第と申上、かき消様に失候へば、御夢もさめ奇異の思召にて、翌日其道子を被爲_レ召、右の御咄被遊、畫像を道子に被仰付書調候處、御夢の通思召に叶候、吳道子は仙人に似候人の由、然處江南に疫病はやり、人民悉く相果候に付、鍾馗の畫像を道子に被仰付、民戸に被下候へば、時行病則相止候由、夫故元日より掛るの由、先年御用にて鍾馗の繪三幅書調差上候内に、青色の衣物はおかしき繪にて有之由、なじることくに申候得共、由來不_レ知人と相考、うんと云て召置候、探幽主馬など綠青衣書候繪多く有之由、

○ひる顔の歌の事

ひる顔を尋候へば、何の歌書にも、終ひる顔の歌見當らざるよし、平田美代なども其歌見當らざる由被_レ申候由、

○七種の事

七種を尋候へば、先年京都にて、七種に近衛様の御

祝儀參上候節、御末には切殘し爲有之筈にて、少づつ頂戴致筈之處、氣不_レ相附、其後存出し、于今殘多次第に候、すなははおやし、すしるはとうふ、外の品はわすれ候由、

○梨本茂睡の事

梨本茂睡は江戸浪人にて、歌學の骨切にて候、陽和院様江戸に被遊、御座候節など、居候人にて候に、御歌をなをし候も有之かと覺候よし、

○陽和院様の事第二

陽和院様高輪御殿に被遊、御座候節、出火有之、西の方より段々と焼かきり、御詰の御家老衆より表方の面々も、御殿へ御とも罷出候、御逃被遊候様御申上られ、御逃被遊候跡にて御殿へ走込見候へば、御座間香爐にさやらを御焼被置候、御跡折角留の時のよし、御替り被遊たる御女性様のよし、自分には其時分は櫻田御屋敷相詰、爲_レ聞及_レ事の由、

○織田貞置老を茶會に招きし事

織田貞置老を茶會に御招申人有り、暑中にて候故、路地の飛石其外の石、ぬれ通り候様水をかけ、別てひやくと相見得候、床には青竹の挽切に葉有る枝をつ

け、床一ぱいに夫に露を置、◎缺字花を生候へばす、
しく、風爐には炭とてもしかとなし、釜ども湯にへ
ず、無御心元被思召候處、會席等出候、都て冷成様
に被拵食事も終り、内より湯の至極能にへ候釜を持
出、風爐にすへ、座中熱氣無之様に致候、茶事終り道
具を御望候へば、茶もはや終り、御覽迄の事候とて、
小座敷の襖取除候處、涼風吹入、旁以馳走に相成、
貞置老も談感心にて、至極御はめのよし、

○貞置の茶室へ薩摩様御入の事

貞置老室へ太玄院様茶の湯御出被成筈に付、會席の
獻立都て鯛の筈にて候故、弟子の内より、品を替被
召仕一度よし申候へば、薩摩守殿は西國の殿にて、雁
鴨其外珍物は朝夕の料理に相成候事にて候、貞老と
とき貧者の夫には不入事に候、食傷にても被成候
節、何物を進じ候哉と外聞もいか候へば、鯛一式
の料理宜しき由被仰候由、

○鎌田五太夫源氏物語を聞く事

源氏物語は御覽候やと尋候へば、入用の所計時々見
候源氏は艶書にて、若き者の見るべき書にあらず、歌
讀は詞入用の爲に見るべき事にて、樺安藝殿所にて、

下り居候歌人山本春宵源氏をよみ、跡にて鎌田五太
夫被申候は、歌を以名とす、名を以題とすと云ふ事、
能つけたる事と感心被致座中も其通と爲申事候處
五太夫叔父の山元宅右衛門と申人參り居、五太夫と
れは何の事か、源氏あの女童の書し艶書成を、あつさ
餅の様成さん玉持候男などの、さ云事言語道斷何の
役にたつ事かと、五太夫より、其次第が知り不被成
候故、左も被仰候半と、叔父の事に候故敢て被申
候へば、夫を知らぬ事があるか、前方豊後佐賀より
座頭參り居、豊後佐賀關と云唄を誦たり、左候へば後
は座頭名をも佐賀の關と名付候、是唄を以名とすと
云事也といはれ、それは五太夫にも無返答、座中興
さめたるよし、

○平家物語長門本の事

平家物語十二卷は、語り本といふて檢校の琵琶につ
けてかたり候、外に四十卷有之事にて、新納又左衛
門殿所へ火事に焼候よし、下の關安徳天皇の御寺へ
參り、寶物を尋候へば、平家物語とて五十卷有之、其
時の人々書候日記にて、女筆交りにて候處、長門萩の
城下より御取上げ、此寺へはすき寫しの寫本有之候

へ共、蟲干迄に出候よし老僧物語、自分事長く住職
故直の本も見候よし、當分有之候安徳天皇并十二
將軍の畫像等見られ候よし、比志島殿に被居候道
島檢校の平家を語り候を折々聞取、別て殊勝の事の
由、京都にて何分平家物語を漢文に書候有之、南鼻
院にて僧正御見せ被成候、于今可有之哉の由、

○費隱禪師墨蹟の事

費隱禪師の墨蹟壽國寺玄默和尚二幅所持にて、五字
の一幅は郷原殿へもらひ、歌其後拂に出、當分は北郷
民部殿に有之、手振能有之、隱元も其手を御習候様
子に相見得候、隱元の繪御書候や見られたるよし、隱
元の弟子に直信と云て、徳も高く字を能書候僧有之、
師匠より増候人の由、深見新右衛門物語にて候由、

○平判官康頼が妾の事

國分の留守が先祖は、忠久公御下國前より下り居、京
都へ勤番に詰候、其砌平判官康頼が妾參會いたし、妾
より尋候は、康頼流され候鬼界島は遠方にて候やと、
近き所のよし答候へば、連下り候へかし、今一度逢度
よし申に付、列下り候へども、鬼界島へは不遣、自分
妻にいたし置候處、康頼赦免にて上京を聞、後暇いだ

し候、康頼正八幡參詣いたし候に付、社堂にて右妾
を引合相渡候事を書付候書見られ候よし、

○楊補之が畫の事

家照准后様より楊補之の自畫讀御見せ被遊候、それ
は、勝た物から、有衆楊補久といふ筈と驚入候處、
湖梅かき、夫よりも巢庵とて一涯はよくは、梅の繪は
先補之第一也と、

○吳章鍾馗の畫の事

姑蘇之吳章書候鍾馗は、國分紫野尾より總州の進上
にて候、梅花をかざしにいたし劔を持候、明朝末
の繪にても可有之由、

○張繼夜泊詩の事

琉球の程順則物語には、寒山寺には張繼日夜泊の詩
を自筆に彫付候石碑有之、筆勢見事に候、石摺に致
候儀は有間敷哉と尋候へば、僧より別て禁止いたし、
石摺には不成由答候由、自分より尋候は、月落鳥鳴
ども又は鳥鳴とも兩様に有之、右碑面はいかゞと云
候へば、鳥と有之鳥にては無之由申候、右詩は傾城
買之詩にては無之哉と尋候へば、寺は寒山子の寺
にて、左様成儀にては曾て無之由、

○丹霞の事

丹霞子淳禪師、寒冬に薪なく、木佛をわり火にくべぬくみ候節、或僧參逢、燃候は木佛にて、しらすして薪被成いかいと尋候へば、さむく有り薪はなく、打わり火にあたり候よし被答候が、右僧忽癩病煩に成り候故、さて、其方は妄に物事いふ處より右病となる、丹霞より加持有之候へば、元の通快氣を得候よし、

○懶山の事

懶山禪師は山中巖窟に住はれ、牛馬の墓にて芋を焼喰われ候由、官人世をさけ、是もおなじ山中に居候が、懶山の名高きを聞及見廻候へば、いもをあぶり二つにわり、一片を官へあたへられ候へば、頂き喰候、物をいふな、又々世に可出といはれ候よし、

○竹の挽切の事

秀吉公小田原陣の砌、利休も被召列石垣山へ被居候節、秀吉公茶會に御出被成候、竹の挽切をいたし花をいけ候、是挽切の初也、其後利休事奢の超過いたし候依科、死罪に被行候以後、右挽切御見出し、是はあの坊主めが作り置候とて、庭へ御抛候へば、數

數にわれ候を御側廻よりひろひ置、ひそかにつぎ立園城寺と名付秘藏いたし于今傳へ、京都銀座千兩に買し由、むかし龍宮より秀郷に送るつぎがね三井寺に有り、叡山より押取彼山にてつき候へば、三井寺へ戻ろうと鳴き候故、不届とて山上よりおとし候へばわれ候、夫を三井寺へ取寄置候處、小蛇出、尾にてたゝき候へば、元の通つながら候よし、それ故挽切も園城寺と名付候よし、

○北斗の星の事

金森宗和老所に、北斗の星といふ石燈籠有之候、是は清水觀音にむかし火を燈し高く引上げ、夫を目印に夜中も參詣いたし候由、石にてくりほがし有之由、觀音堂もむかしは至極之山中へ有之よし、ゆやの謠にも見え有之由、

○善鶴亭由緒の事

磯御庭仙巖善鶴亭の由緒尋候へば、光久公吉野へ御狩又は◎鉄字よひに御出被遊候に付、草ぶきに御家礎へ出来御泊り被遊候、行方より夜前又は今朝いづ方へ相見得候間、御愛を被遊候様に申上候て愛を被遊候事に候、夫計の御家にて、別て巖相に爲有之由

○諏訪空右衛門手蹟の事

諏訪空右衛門殿手蹟は、光廣卿御手振りを御書被成候由、

○珠長が事

珠長が事、秋月の嫡子か孫か之由、連歌師にて紹巴所へ兼て居候、或町連歌有之、皆々句つまり、執筆も筆をにぎり退屈致居候に付、紹巴より珠長つがれよと云候へば、「山々は麓なりけり不二の嶽」とつけ候得ば、巴よりそれよしと申候由、家久公御上京の節、近衛様へ御見廻被遊候處、六枚屏風に歌を書、見事の手振にて候故、何がし手蹟にて御座候哉と御尋被遊候へば、近衛様より、御方家來珠長へ書候様被仰付候由御咄被爲遊候由、其後於他國右式書の節は御届可申上旨、珠長へ被仰渡候よし、珠長字は見られざるよし、

○鈴木昌三が遺墨の事

鈴木昌三老手蹟の儀尋候へば、山本一葉所へ勇の一字有之候、一葉祖父被作候よし、勇の一字を兼て示し被成候よし、

に候御庭石の上に丹鳥おり居候を御覽被遊、あれは鶴にては無之哉、是はと御意の處、御小姓衆より丹鳥にて候由申上候へば、不思議の事なりと被仰、鶴暫にて飛立候、左候て右の通名御附被遊、善鶴亭の記大原林齋へ可書調候旨被仰付候よし、吉貴公御代磯御普請の砌、右巖少々打かき候、繪者共由緒を不存無調法の至、以來は氣を付候様に被仰付候由、夫故御家も鶴の繪に被仰付候よし、

○光久公御日待の事

光久公毎月御日待にて御酒も有り之、終夜御寝不_レ被遊候祈願被遊候故、御側廻より御自身様右通不_レ被遊候とも、志和地左京、是枝右京などへ被仰付候て可致哉と申上候へば、右の儀は國家安全又はおりが身の上をも祈るよ、たりが日待は、側廻り共が身の上を祈願する事じやと御意被遊、皆々難有感心奉_レ仕候よし、

三曉庵隨筆下卷

○愛宕連歌の事

明智日向守紹巴などと連歌いたし、愛宕へ寄進候節、
「時は今雨が下しる五月哉」と光秀云出し、板札に巴
書下し候節、しるの文字をけづり、又々知ると書候に
付、間有之、光秀いかいたし候哉と尋候へば、書
損候故削り書改候由、光秀事信長公を弑し奉り、後
に其身誅せられ、右發句に付巴も一味の御詮議有り、
先日文字自分執筆の時は、下なると書置候處、けづ
り候てしると有り、一味にては曾て無之段申披き
候由、先見のある利口發句者と相見得候よし、秀吉
公光秀を誅し、山崎を御通り候節、巴の所は此所か、
出候様にと有之、御側より呼候へば罷出候處、本意
をとげ此處を通り候よし被仰候へば、御怪我は不
被遊哉と申上候へば、いやと被仰候故、御目出度
と申上、頭を下り御禮申上候よし、光秀へ一味の者
に候へば、最初は目出度と不申上候、怪我無之
と被仰候へば、かく申上候由、ぬけざる利口もの

の由、

○爲村卿捨子の詠歌の事

冷泉爲村卿の御門前へ捨子有之、なき聲を御聞候
て、捨し親はさぞすてがたくおもふらん捨られし子
のあはれなる聲と御よみ候よし、しかれども御物入
有之、難被取揚事に候故、近衛様の被問召上、御
介抱被仰下候よし、

○歳旦の祝歌の事

自分事年内法橋に被殺候故、裝束にて近衛様へ年頭
の御祝儀に參上致候處、珍き都の春を重ねてと御意
被遊候、然ば歳旦に「取筆も猶色添はんめづらしき
都の春を今朝はかさねて」とよみしに、御意の趣に
叶候由、初て御目見の節は、御狩衣御烏帽子か御の
し昆布被下候よし、又元の通ひざりさがり候よし、
前以御禮の次第習ひ候よし、

○丈山の舊跡の事

六々山人丈山の舊跡は、北山の方一乗寺村に庵あり、
四庵といへり、庵の後に墓所あり、大と石をつみあ
げ有之候、六物とは六つの品有之、休息、和琴など
有之、右和琴は霧深院法皇様御覽被遊、是は御心あ

る者の弄物とて、淺黄純子の袋に入被下置候よし、
探幽筆の繪像有、竹如意を持ち休息に寄候形にて候
由、上京の節見られ候よし、

名士の舊居なれど、居るべき僧なく、今は片丘尼の居所となる、ふ
しきのこのよし、

○御會出題の事

御會の出題は、飛鳥井家又は冷泉家より、いつにても
御出し被成由、其時短冊何と御書被出候由よし、

○八幡稻荷の事

太玄院様御在府、有川設樂事詰居、病氣に有之、西
の平屋に引込致養生折、夢中に稻荷顯じ、高輪御
屋敷八幡は同社に崇被置迷惑也、羅相に有之候て
も、別社崇被置候様にと夢見え、不思議に存、眼を
開き候へば、椽側に狐一疋居候、猶不思議に存、別
社に御祭被遊候様に、快氣次第可申上旨申候へ
ば、其儘庭へ走出候、快氣迄は延引の筈と存、同役
を以達貴聞候へば、京都にて八幡の稻荷と地方の
爭論有之由候へば、左も可有御座と御意被遊、
別社に御崇爲有之由、

○小森新藏の事

輔三十編 七 三曉庵隨筆下

小森新藏一山は納殿役人にて候、近衛様へ御使者被
相勤候、滿君様御代の事にて候、被召仕候御年寄
の女中より、此節被登候新藏事、國許にて歌讀と
申者にて候由、近衛様へ兼て申上置候に付、新藏へ
其段申聞、宜き歌二三首書付可差上旨申に付、扱
扱是は仕合の至とて被書候故、女中より折を以備
御覽候へば、ちつとはよんだ物そふなど御意被遊
候由、今更人をさみし候様有之候得共、右の通の由、
中々歌は及事にては無之由、通茂卿の御歌に、
ななかれとおもふ心にまざわつたなましらぬ大和言の業

○西行繪卷物の事

二月十六日西行法師遷化の日にて候故、西行の卷に
諏訪兼利雅丈作の西行の像床に飾、拈香いたし置候
處、石神元哲見廻にて、其譯承り、右の趣於榮様へ被
申上、御覽被遊度旨、元哲より致承知取揃、元哲
を以被差上候由、右の卷は於須磨様御用にて御書
院へ有之、土佐光信繪、是又島市太夫殿御方へ卷有
之、繪は能無之、記は鳥彈正殿御手蹟の由、右卷々
同様に無之候故、互に相考書讀候て全備いたし差上
候、右の記は近衛様へ被仰進、其時分の手書に申公

家故か手蹟にて候、右の作者は一逼上人にて、佛語のみ有之、御書院有之候一逼上人の筆蹟の由に候へ共、繪光信にて時代遙に違ひ候、別人の手蹟にて可有之と、一逼作者に候へば、書手も上人と誤りたると相見得候、右序の内に、死生二種有之由相見得候、合點不致事にて、南泉院僧正へ相尋候へば、佛經の内には有候事、釋迦大日如來などは不生不滅の佛にて、死生は無之、其外の佛は生死有事に候故、二種と聞きおかれ候由、自分所持は下書にて候由、

○流人鐵舟の事

流人鐵舟は吉田家社人の由、御國へ被爲下候節、船中にてつれづれ草のみ見候故、船中宰領人も講釋いたし候様申候得ば、先神道にてよみさかせ可申とて、始終神道にて講釋終り、又佛道にて同前よみ終候、誠に博智の者にて候、

○山谷道人の事

山谷道人は茶すきにて候、蕙も蘭と名付愛せられ候由、王羲之の蘭亭の記を石摺にいたし候も、一莖花有を書有之、數莖數花有るは蕙にて、白赤のくきは蘭にて無之、はくりと申候蘭の由、

○伽羅の事

きやは作り物にて、別てむさなき物にて候、其譯は糞土へつけ置、數百年を経たる物の由、長崎御奉行より島睡雲老へ空焼を御買入に成候節は、能々吟味可有之事と、つくり物にてむさなき物の由、長崎にも御申被成候段、御咄の由に候、

○玉室澤庵江月の事

大徳寺の僧玉室、澤庵、江月三人、法式の争論有之、江戸へ置召呼、寺社御奉行所にて御裁判有之、三人共に非分に相究、先澤庵被召出、此節の争論越度有之候に付、出羽の最上へ配流候仰付候、仕廻方も候は、相仕廻、其首尾申出候様被仰渡候へば、出家は常住相仕廻居候由申候に付、直に最上へ被遣候、引次玉室被召出、澤庵同前被仰渡候處、是又同様の筈申に付、奥州城の上へ被遣候、江月にも、被召出、右同斷被仰渡候へば、筒様相成候ても御構惑を被加、難有仕合奉存候、仕廻次第可申上と退出いたし、其後程過ぎ候ても未仕廻由にて、終に配所へ不赴、同三年に皆々御赦免被仰付候由、夫に付落書に「五月雨に澤邊の庵も玉の室もながれ

て残るにこり江の月」といたし候由、後水尾様の御製

とも聞及候、或年お江戸御殿山邊馬乗りを、御老中様方御見分有之節、其内一人上手有之、御尋被成候處、鞍上に無人鞍下に無馬と申乗形の由、麻生の出家有之、右の指南以後僧より習得候由申上候、于今右僧被居候哉相尋候得と被仰渡、差越尋候へば、澤庵と申僧の由、右の段大猷院様被聞召上、御城へ澤庵被召出候折節、御臥居被遊候に付、御前へ不罷出一直に引返し候を、御奏者より被答候へば、上様には御臥居被遊、御自分とはさつとした僧にて候得共、佛衣を着罷居候得ば、御横に被遊御座候には、御目見難仕由申候、其段被聞召上、尤の由上意にて、御容御改め御逢被遊候て、段々及御問答、入氣に付東海寺御建立にて、住職被仰付候、最上へ配流の節草庵あり、春雨庵と額掛被遣候、最上の城主よりは、庵室入用に候は、取崩御遣可被下旨被仰聞候へば、彼庵は面白き住なし、春雨庵と名付置候間、御取寄被下候様被申、不殘相届、寺中へ取立、春雨庵と脇寺の寺號の由、東海寺澤庵の墓有り、一圓像の石なり、隠元禪師江府へ御下り

の節、右墓石被見、是もたくみなと御申候由、

○小堀遠州色紙の事

小堀遠州の手蹟極札有之、色紙を或人織田貞置老被掛御目候へば、遠江守が色紙何の用に立候か、色紙短冊は公家衆の被書候何程も有之事の由被仰候よし、

○山中道億が事

鴻池の二男に山中道億とて、珠光流の茶人有り、致物語候は、當分京都の茶湯は閑寂の風も無之、會席等は結構美を盡し、茶事終り候へば、歌舞三味線の樂にて、茶の本意は無案内候由、右道億は古流の茶人にて、閑寂を心掛候者と聞得候處、いつぼうからは心底もしれん者にて候、賀茂社人の娘に美女あり、禁裏より御寵愛被爲遊候女にて、崩御の後御暇申上げ、父所へ居候を、方便を以金銀澤山物入いたし、終に妻の女にいたし、物入に所帯も減少にて、悴無之甥を致養子候由、道億茶碗を焼候物すいたし、樂焼をやき可贈といたし候内、相果候に付、死後右の後家より茶わん一つ差下し、右茶わん見せられ候、

○矢野大膳の事

矢野大膳は上手の馬乗にて、大龍寺御屋形の時に、淨光明寺方より馬場筋馬乗いたし候節、さしかぶり候木に取付、腰にはさみなながらあがり候よし、或時馬先へ見目能き女参り候に付、さても能色かなど心に存候へば、乗候馬おのづから女の跡へさし付参り候由、後に長崎へ差越居候邊に、傾城へ打込、金子及拂底一候、切支丹宗に成候へば金子もらひ候由に付、無是非右宗門になり候、左候て天下一統法度に被仰渡、大膳も切支丹の旨長崎より申來被召捕候、於帖佐脇元一火炙に相成、檢使と物頭被差越候、其節大膳大音をあげあいたく、とさけび候得ば、檢使よりさてく大膳卑怯千萬、兼て大口たさ候者ども、はぢしめられ候へば、脇を開き戰場に候は、敵打の時卑怯を可致事か、筒様に成果何もいらんからは、拂らひ候へと申候へば、何と云人もなく、猶あいたくと云て焼殺され候よし、

○中島利兵衛が咄の事

京都中島利兵衛は、茶器其外掛物類澤山所持候由、御見分候哉と尋候へば、段々見せ候、極札は有之候得共、右形は似せ物にて候、金子の方質物に取置候、間

には正筆も見得候、其身無眼故其通にて候、何ぞすぎり者にては無之候、質物にて候故、新らしき繪又は墨蹟は無之由、

○高野山御寄進の屏風の事

高野山へ御寄進の聖蹟の御屏風は、日野等林筆にて、煙書に相見得候、讀字は文之和尙手蹟にて見事に有之候、右圖寫方被仰付、於須磨様伊勢御參宮御供の節、屏風は蓮金院より京都へ取寄被置候、參宮の間に能勢權八寫調、字は書き寫しいたし候、其後於御當院御屏風に書調候、讀の字は兒玉宗因、志賀登龍片間づつ書調被申、讀所の所は卦引有り、もし書損又は書落にてもいたし候ては如何とて、卦幅はどづつ別紙に書調押付候事に候、右讀書の外に慶長十三白と有之、白の字の意味不相解、是は年の字すり消など有り、寫し誤りにても候半と、右兩人被申候得共、權八より書き寫しの儀にて、曾て寫し違はざる由申候、以後白字の儀隆盛院大興和尙へ咄いたし候へば、一年の義を白と云事佛書などへ多く出し、それをば右の衆不被知事か、彼れ共が學文のはと相知しよし被申、夫より以來氣を付書籍を見候得ば、

相見え候由、等林は加治木の住人にて、下手繪にて候、田中五右衛門殿も日野氏の由、

○金山寺舟海老手蹟の事

金山寺住持職舟海老の手蹟に、龍向洞中一倒雨者と云句の掛物、手振り一向不見馴風にて、出家には流達候、寫書有之由、金山は楊子湖の内に有る島にて、衆僧其人計づつ居寺のよし、脇寺へ琉人宿いたすの由、其宿に石摺致石を壁にいたし置、段々字の内望次第右様にいたし吳候由、右石摺いたす方は、建石に頭より紙をかぶせ、あつき湯を綿につけ、夫を以紙上をなで、彫る字へすりこみ、火を入候器物を上より提て紙上をあぶり、紙干候節、綿へ墨をつけ、夫にて押付、火入て炙の由、はけなどにて引く仕形にては無之由、

○小濱清兵衛の事

小濱清兵衛雅丈は、紀州に居候興益の弟子にて候、養朴京都にて禁裏御用の繪書しを聞得、京へ出養朴弟子になられ候、興益は狩野興意の子にて候、虎狩の御屏風は清兵衛筆にて候由、

○米村源兵衛の事

米村源兵衛祐以は、紀州の狩野興意の弟子にて、別て繪に巧有り、人物山水は能候、花鳥は半分ほどの劣にて候、いか様ふへて候半、光久公御代被召抱置候、黒町に被居、御用の節時々罷出候、初て御目見被仰付候節、於御前千手觀音の繪被仰付候處、席書にて、持物等一物も不書落由、本尊の繪殊更功者にて、光久公御信仰の時分にて候、繪本は所持なく胸中にたしみ込居候、繪書の某繪本かりに行候へば、何の繪にて候や、繪本は所持不致候、紙を繼被遣候は、繪本書調可暮申候由、世倅は至極下手にて候故、御斷申上候、御暇被下候由、

○墨の目利の事

墨を目利致候儀、古羽藏親方より唐傳を習居候、段段有之墨をば、一丁づつすり、口に水を付、硯石の裏に一ヶ所づつ摺付置、天氣に因て日に干、又は火にてあぶり、能干候節、鉢に水を入、右硯石をしづめ候へば、能墨は光り有り、悪きは黒く見え光り無之由、能墨はじや香にべに入候物故、右の通光り有之由、古羽藏は程順則事也、

○沈香見やうの事

沈香の見様、或琉人より唐傳の由習候、鉢に水をた
たへ、沈木を入候節、則沈み候に能木にて候、浮き
候は無敷有之候、沈は元しづむ物の由、

○日高次左衛門の事

日高次左衛門爲一雅丈は、竹の内惟康卿へ職原并歌
道も御指南を被受候、在京の砌、禁庭の左近の櫻を
拜見せられ候、「雲の上は風も及ばでおのづから木の
下にのみ花のちるらん」と讀み、惟康卿へ被掛御
目候へば、是はさこへ候間、御所の公家方へ可被
掛御目候旨被仰候て、薩州へ門弟の者有之、右
通よみ候由にて、御出の方へ被掛御目候得ば、能
さうへ趣向も面白く有之由、御褒美被成候旨、三
位様より致承知候段直咄の由、

○林齋讀詩の事

大原林齋の所にて、或人千家詩を讀候節、春色惱人
眠不得と唱候へば、さにてはなし、春色になやめる
人と云事也、春色は形なき物なれば、人を惱す事はな
からんに、さは難云、それ故春色になやめる人とい
ひべしとおしへられ候よし、林齋は唐人にて候由、

○僧玄照の事

京の或寺に玄照と云僧茶人にて、仙臺政宗公茶湯へ
御出に付、取次の人より根若は政宗公至極嫌ひにて
候、料理に一切御つかひあるまじきの手紙にて、其紙
面于今残り、京詰の節見られ、右寺の住持より近隣、
あの寺日蓮宗にて候、ひかしの住持琴を能彈候僧に
て、薩州へ御抱、還俗にて矢野某と申武士にて、于今
子孫有之と承り及候と咄いたし候に付、成ほど其子
孫矢野大右衛門と申者有之由答候由、已後其段大右
衛門雅丈に咄致候得ば、先祖は僧にて能琴を彈候に
付、中納言様御代候召抱、還俗爲被仰付と申傳
候得共、系圖等無之、何某とも不相知候處、能事
を被聞候、明年玄蕃殿致供、松戸へ差越寄にて京へ
立寄筈候間、可見廻と被申上、上京の節進物等
持參いたされ候へば、當住至極よろこび、段々馳走
等致し候由、大右衛門雅丈咄被致候由、

○靈符祭の事

靈符祭の儀尋候得ば、家久公御代當御城御築立の砌、
城地の吉凶を唐人江夏某へ著を御とらせ候處、御子
孫御繁昌武運長久には被成御座候得共、火災の難

○久目村人が手蹟の事

徐保光、久目村人の手蹟を見られ、いづれも夫々の
唐人墨痕をならひ、其筆勢風格に見得候様習得候迄
にて、我物になり候筆力は少も無之候由、

○柏巖和尚の事

柏巖和尚は唐僧にて、隱元以後渡り被成候、曹洞宗
にて、田上の呑了も會下に被居候、寺へは住職せぬ
僧の由、

○烏丸光雄卿の事

烏丸光雄卿はかぎりなき酒好きにて、内損を煩一生
を可終事願ひなりとて、大酒被成、終には内損を
御煩御死去、御辭世「さめにけり五十の夢に見しや
なに立田のにしきみよしののくれ」と、骨切にて御
歌もどこやら聞所有之由、

○元信花軍の屏風の事

古法眼元信花軍の御屏風は、太玄院様御遺物を近衛
様へ被進候、右御屏風は、將軍家光公御參内以後、
於江府一家久公御拜領被遊爲差上物にて候處、い
か様其譯不相知爲被進にて可有之と、田中五
右衛門咄被致候、扱は左様成事候哉會て不心得事

有之由申上候得ば、夫を除候法無之哉と御意被遊
候、成ほど御座候、靈符と申を祭り候へば相除事に
御座候、唐へ申遣取寄可申由申上候、御金を被下
唐へ遣候へば、靈符を相渡候に付、御城内へ御安置
爲有候由、太玄院様御代、右靈符の繪本尊等段々御
預拜領被仰付候、曾山息心と云人、何より習ひ候
哉、靈符を祭候故、本尊をも被下候、元祿八年の御
回祿も其後の事にて候、其故にて哉本尊被相掲、當
分の靈符堂にて候、如何心へば寫可被下とて、靈符
堂へ自分日々罷出寫調候、靈符は北斗七星にて、脇立
には關大王などあり、筆勢見事成繪にて候、御舟手
へ唐渡し板木有之、三木原寶壽院御かり候て、靈符
を記し人に被遣候由、

○福崎何壽が茶の手前の事

福崎何壽は、美代意菴の茶の湯弟子にて、手前を繼
田貞置老御覽被成、よほど手熟いたし候故、御はめ
被成候程の上手にて候、茶道坊主にて茶を立候手前
は、いづれも同様の事にて、老若の無差別、皆小坊
主の習初の立様にて、我物の立様無之由、伯壽咄候
由、

と申、四元堯言にも語り候へ共、不_レ被_二心得_一由被_レ申候、夫より數十年打過ぎ、京にて堀萬右衛門殿列立大徳寺へ參候處、座敷脇へ屏風數雙有_レ之、披き見候處に、元信花軍の繪あり、右屏風と相見得候に付、役僧共什物かの譯尋候へば、先年近衛様より御寄進にて候よし申候故、左候は、御遺物の御屏風無_二別條_一と相考罷歸候、中途すがら萬右衛門殿其段くわしく咄いたし、追付繼豊公御下國御供の伊集院、平岡の御兩老へ御申、御取返候様被_レ成度旨申置候、伏見御着の節被_二申上_一、彌其筋可_レ致旨、御兩老より承知の上、役僧へ相談有_レ之候へば、代りの屏風さへ被_レ遣候はば、引替可_レ遣旨能受合に付、如川が書候金地の六枚屏風被_レ遣、元の通此方へ戻り候由、右御拜領の譯、町田伊右衛門殿へ咄候得ば、最初は不_レ分る由申候處、後日は成程其段御家譜の内に相見え候由被_レ申、自分お江戸御杉戸の繪書候節、太玄院様御座内御通り、右屏風立有_レ之候を、崎元悅あへと此屏風は筒様の所へたて置物にて無_レ之よし御意にて、御通過被_レ遊候、右次第の譯にて御意被_レ遊候半と、今更相考候由、

○伊集院常徳堂の事
妻屋惣左衛門作の藻貝の目貫、三處物くもかた逆御用迄も有_レ之拂出候を、紛は有りても、右式の彫物は兼てなしとて、折節錢不_二有合_一、下女をうり被_レ買て、惣左衛門盛の細工にて、當分は中々か様には出來ざるよし、惣左衛門被_レ申候由、

右常徳堂鎌田長左衛門列立、樺主計殿へ夜咄に被_レ參候節、表入(不_レ明)屋敷はづれにて、跡へ馬の足音、武兵衛を踏候様夥敷音にて、追付かけ來候様、兩人雙方の垣へよけ居候處、さん竹山より高き馬かけ通り町の様に走り行、至極怪敷思われ、走りく尻をからげ追行れ候、町はづれに徳田諸左衛門と申人棒をつき立居候、諸左衛門か様の馬は不_レ見哉と兩人被_レ申候へば、餘り事々敷在_レ之、走り出追掛候處、此田の稻の内へかけ入候て見失ひ、行先不_レ知よし、誠以奇怪の事と三人被_レ申由直咄の由、四元堯言雅丈右式の馬見られ候咄有り、尋候へば右咄いたされ候、

○嵯峨の獨照禪師の事

嵯峨の獨照は、隱元禪師來朝の初、第一番に拂子を被_レ受候僧の由、其趣唐へ書通有_レ之、日本へは左様

成僧有間敷と思ひ候處、能き僧を被_レ得仕合と返書爲_レ有_レ之由、寺の額に開塵清淨と自筆に被_二書置_一候、獨照未庵室に被_レ居候折、雨の夜門前へ人の泣聲いたし、能々聞候へば、女の聲にて候ゆへ立出、そこへ聞候は何者かと被_レ尋候得ば、何方町人の娘にて、茸狩に親共列行き方々ありき候處、暮に相成列を離れ、誠に雨夜にて漸是まで參候、とふぞ御宿をおかし候へかしと申に付、安き事とて内へ呼入候得ば、私はゆかしき者の娘にて、か様に濡候儀終に無_レ之、別て冷に御座候間、着類を御かし被_レ下度と申候に付、一つ貸され候へば、圍爐裏にて火にわたり候、獨照も頓ては寐られ候得ば、女も其邊に臥居候て、扱和尚様此冷氣に打着の儘にてはねられ不_レ申候間、御すその内へねせ被_レ下候様にと申はひ込候、左候てねいり候時分、獨照の持ものをさぐりかゝり候に付、おのれ不届ものめとて起上り、帯をしつかとむすび、右の女をひこづり、やれく不届者として門外へ押出され候、和尚様つれなき被_レ成方と大音にて泣候得ば、おのれがおのれをつらくし候也とて、門を引立入られ候由、其後人々右の次第を聞候に付、

似せ物にては無_レ之とて、寺がらんを建立いたし進候由、

○鼓五額字の事

右開塵清淨の字を、鼓山鼓五和尚へ頼越額字に書候、淨徳堂望にて書候譯書添有_レ之由、鼓五事詞堂見を盡仕撫られ、寺出奔の由聞候へば、右字もちとしんしやくと思ひ、當分は先取入置候よし、

○ひの字を忌む事

後水尾帝宸殿御造營御會の御歌に、ひの字を御讀候方一人もなし、ひの字を至極忌ての事也、夫にて某とや御徙移の節、不案内の人「春の日に軒端に付てよわりける」とよみ候に付、亭主より火の字にてはなく候へ共、同じよみにて候に付消候様にと云ひければ、跡よりいくらも付可_レ申といひしと一笑にて候、

○歌雲の事

福州に歌雲と云僧、いづくより來り候とも不_レ知、宿をかり書畫を能致候、其時の總官より使を以書畫を望候へば、官人の爲に繪を書出家にてはなしと返答をいたし、頓て出奔、いづ方へ去り候も不_レ知由、夫を

官人より尋もせざるよし、識量の廣き事に候由、蘭又は竹など書候由、細き繪は見られ候由、唐へは替つた右式の人など稀には是有よし、寛陽院様御代琉球三司官の子に大いふの額に有之者、琉球の養生にては能ならず、唐へ渡り官舎に居候處に、外を何やらおらび通り候者有之、通事へ譯を尋候へば、外科にて療治可致と云事の由申に付、幸に存一二町行過候を呼返し、こふを見せ候へば、是は安き療治なり、(不)を三百目出し候は、療治可致と申に付、先療治いたし候様と申候へば、自分は貧者にて木藥代無之候、療治に付ては何ぞ違ひはなきよし、其上何方へ居候醫師のよし唐人と申に付、三百目相渡候へば、翌日膏藥を持參、是を雙手にぬり、晝より夜にかけぬふらず、こふをもみ候様に申付、折角もみ夜入過成候得ば、右の様成こふ至極和らかに成候、終日もみ候故草臥候や不覺ね入候が、あつと云て起上り、こふ破れ汁たり候、段々のこひ候へば、過分にたり、跡へり、氣分も能、又々ね候、翌朝醫師來り大方破れ候半と、亭主より夜前成は破れ、于今能く臥居候由申候へば、おこし候様申に付、起上り候へば、し

わのより候皮を切捨、跡に膏藥を付、此上に療治不入候、禮をも受取候、其方こふも能成り候て立去り候由、右の段光久公被_三聞召上、夫を尋弟子に成様に被_三仰渡、後悔いたし折角尋候へば、何方へ行走候哉不_三相知_一由、右式の者方々行廻り致_三療治_一候事にて候由、

○雪舟富士の畫の事

細川様御寶物の内に、雪舟唐にて被_三遣候富士の繪あり、夫を大坂の畫工春朴と云者寫候を見候に付、尋候へば、先年細川様より上方へ表具に御上せ候節、表具よりひそかに書寫候由にて、右春朴寫置候を見候處、別てくわしく有之、又は江府表具屋某より細川様御屋敷より出候寫とて見せ候は、別て草書に有之、相違にて候故、何とも難_三取覺_一寫にて候由、雲谷の書候畫にて候半、雪舟は不見得、疑數物にて候、長門周助にては雲谷等の雪舟に究の由、善國寺へ旅僧參り和田氏へ物語の由、

○琉球人の畫の事

近衛様御用にて、琉人殷元良繪を書調差上候を見候に付、咄いたし候へば、おわへ取り様なる繪にて、孫億位にて可有之由、福州にて琉人より孫億へ花鳥の繪を頼書調、南京へ三日滞在の内、旅宿近邊の畫

工を尋候へば、居合候に付呼寄、右の繪見せ候へば、唐人の書候繪とは相見得候、瑠璃燈に可_三書位_一の繪の由申に付、福州の孫億と申候人書候由申候へば、福州に謝天祐と申人畫を書候、是は相應に有之由申に付、琉人より其人の弟子にて候由申候、北京にて又々繪師に見せ候へば、瑠璃燈を張候繪の由申候、其節安々と三字續けて書間を置、安と書初字より上手に成候迄の位を段々くわしく咄候由、琉人申候由、殷元良仲松とも、座間味、親雲上とも申候、

○狩野永真の事

狩野永真は、兄の探幽氣に入、繪を書候折永真見廻候得ば、取納め繪を書候を見せざるよし、或時御老中様より兄弟三人御呼、繪被_三仰付_一、三通の硯繪道具等御小姓持出置候に處、探幽より永真へ、妙人共が繪を書くを見れと申候由、淺草觀音堂の天人并龍の畫を安信書を見られ、日本の繪にて箇様の座敷などをかざる物にては無之由、探幽しかられ候由、三人の内には永真はよほど劣候故、嫡家光信の養子に遣して、めしは喰とて養子に遣し候由、相撲にたどへ候て、一番共は勝しほど位にて有之由、一段計も違

ひ候かの由、

○田上の吞了が事

田上の吞了、壯年の頃は伊集院善太夫列立、毎日ほど咄に行き候、兩人共に何月の生日と尋候、自分は七月十八日、善太夫は六月十八日の誕生と答候へば、一月違ひ觀音の日に生れ候もふしぎの事、一生觀音を信仰可_三致旨_一被_三申聞_一候故、自分は毎月十八日精進いたし、觀音六體づつ致_三書寫_一候、旅又は道中にても無_三懈怠_一其通相勤候、善太夫は其様にはならんとて、髮結道具の内に觀音經を入置、毎朝髪をゆはせ候折、一卷づつよみ被_三申候_一由、

○程順則の事

琉球の程順則は、陳元輔に十二年弟子に付居候由、別て實直のかたき人にて、雜談どもいはざる人の由、

○教順の事

東郷香積寺へ被_三居候_一教順和尚は、唐僧道志元會下に被_三居候_一、教順の手蹟は居少き物の由、

○源翁禪師が事

源翁禪師、諱心眼、號空外、姓源氏、越前萩村人、十八にして渴峯山道の弟子となる、

○子昂の畫の事

子昂自畫讚陶淵明歸去來の繪尋候得ば、字は不知、畫は能無之候、似にても有べし、總州様御家督の節、國主より御内々進上の琴棋書畫は、子昂の繪と見得、見事の由、

○金森家の寶物の事

金森家より玉洞が山水の畫、探幽の酒呑童子の巻物拂に出、濃州岐阜の町人七十貫目に買取候、夫をば京都の者聞及、八十貫目にて買被_レ申掛_レ候得共不_レ拂由、右繪は金森法印御求被_レ置、誠に玉洞が畫は東山殿御秘藏の什物にて可有_レ之、皆珍物の由、

○碧巖窟の事

伊勢玄虎藏司碧巖に話被_レ成候所、武藏野の内には有_レり、碧巖窟として岩穴有候よし、

○一休墨蹟の事

光久公御代、花井雲伯と申古筆屋より、一休和尚墨蹟「なき人の形見と心なるなるは五りんの臺に茶臼され〜」と有を御求被_レ遊、大徳寺の眞珠庵に宛に御遣被_レ遊候へば、扱々世間はひろき事、是は寶藏に有什物の内とて、世に中々ある物にてもなし、蟲

干の外はいでもせざる物にて候、似せにても可有_レ之哉見事の由申候由、右墨蹟後はどふなり候や、しれざる事の由、

○神前の繪馬の事

神前の繪馬は、馬を書候が故實のよし、其譯を尋候へば、昔釋の道公と云僧、熊野に詣て歸る時、暮路次の傍大樹あり、其下に一宿す、其邊に小き神祠有、夜半の頃馬乗り來り、其神祠に向ひ、翁は内にあるか、何とて先より出ざると、内より馬の足いたみ損じ、可_レ乗様なし、吾は老てからにて行がたしと答ければ、馬のりは行過けり、道公あやしみ、夜明社内を見れば、其像打倒れ、一枚の板に馬の繪あり、前足の所已にやぶれくだけけり、道公板をよくつくろひ置、次の夜も木の下に一宿す、先夜の通り來り翁を呼候へば、神其儘馬に乗り出で、曉方に歸り、道公に禮謝せし由、道春も神社考に繪馬神と題せるよし、

○探幽幼年の畫の事

探幽十四歳の時、出_レ駿府_二家康公御影を奉書に御寫、且又張付候、仁王書候節は人の肩へ登り書候よし、

○京の寺院畫の事

京都寺方へは、榮徳、古法眼、探幽、主馬など出候座の間屏風等も有_レ之候、それは〜すぐれた物、安信が書候も有_レ之、是も餘り不_レ劣物に候由、

○遍詢僧正の事

遍詢僧正被_レ召下_レ瀧見物に被_レ差越_レ候節、玉超不石事瑞應院へ住職にて、不石は世僧にて無_レ之故、何角無調法に可有_レ之候間、自分事前以差越、萬端宜被_レ成候様に被_レ仰付、瑞應院に差越居候、玉超の事は、兼て遍詢へ御咄申し置候に付、猶以其沙汰いたし差越候處、僧正兼て不_レ負、初て對面段々及_レ挨拶、馳走料理等出し一宿あり、翌朝僧正に兼て御咄申候通の人にて、御逢にて御落着候半と申候へば、是社誠に出家と云物也、今時の僧は皆世話やきとて、出家はなしと被_レ仰候よし、僧正は學文道義も有_レ之候、上方にても上通のそだちにて、萬事よきなんどといはれざる事、就_レ中物いひの一入よく有_レ之、吉野又は上野などにて學頭を相勤候人にて、南泉院御建立の時下られ、其後又々下られ候由、其後の亮巖僧正は、學文道義遍詢より一涯超越候人にて、自分別て懇意に爲_レ有_レ之由、

○光廣卿茶碗を買ふ事

烏丸光廣卿清水の觀音へ參詣被_レ成候節、乗物の内より燒物お目に付、お歸已後何方何番目の棚に、氣に入候茶わん有_レ之候間、其棚の品々は總様買取候様被_レ申に付、人被_レ遣不_レ殘買取候て差出候へば、是社とて茶わん一つ御取候て、餘は被_レ召仕_二候者共へ銘々被_レ下候、箇様成人故、所帯は別て御不_レ續有_レ之よし、

○東郷長左衛門射術の事

東郷長左衛門金尙は、本郷伊豫守殿弟子にて、帖佐脇元に居住にて候故、毎日さし越弓稽古被_レ致候、或日被_レ射候處能有_レ之、伊豫殿よりもそれよく〜といはれ、自分にも落着被_レ致候、脇元へ夜に入歸宅にて則被_レ射候へば、晝の通能無_レ之に付、不審に存、數度被_レ射候得共、何ぞ不_レ相替_二候故、夜中早速打立、又々伊豫殿宅へ見廻、長左衛門にて候、御用有_レ之罷出候由被_レ斷候へば、しばらくいたし、是に御出候様に取次より申候に付、罷出候へば、伊豫殿平日に替り刀さし、長左衛門殿何御用にて、夜中御出候やと有_レ之に付、弓の儀に付罷出候、先き程其筋御案内申答の處に、是は不調法の至、書足り不_レ申と

被_二相斷候得ば、夫にて候へば能御座候とて、刀等被_二指置候、其節長左衛門より、罷歸り射候處、晝時の様に無_レ之、何とも難_二取覺_一御座候に付、又々爲_二罷出_一事の由被_二申候へば、茶漬等申付置候間、得_レどくはれ候て被_二射候様と有_レ之、茶漬を給射られ候處に、晝に何ぞ相替儀も無_レ之能_レ有_レ之、其節伊豫殿より御自分の身も金鐵にあらざれば、脇元迄罷歸り、めしにても不_レ被_二給_一、草臥も有り、骨合も能無_レ之筈に候、夫により晝の通り無_レ之といはれ候よし、長左衛門殿は大氣魂の人にて候故、終には藝も仕勝れ候よし、

○本郷伊豫守射藝の事

鹿兒島中大火有_レ之、伊豫殿は御城へ駈付、御門番所へ被_二詰居_一、側に弓と矢被_二置候、用事あり被_二相廻_一候節、人右弓を引試候へば、別てよわく有_レ之候、此騒動に相紛れ弱弓を被_二持候と思ひ、追付元の通座被_レ致候に付、右の人より夫へ被_二召置_一候弓は、平日御持候よりは薄く相見得候と尋候得ば、成ほど是はよわく有_レ之候、箇様の騒動には野心の者有_レ之、幾日も射ろらも不_レ知事、左候へば強弓にては中々成候物に

ては無_レ之由被_二申候由、右二ヶ條の咄は、平田可竹雅丈に長左衛門殿より直に被_二聞候よし物語の由、

古長左衛門殿、去る御方へ被_二參候節、御取沙汰には、暗夜にても物にあたり可_レ申哉、召仕候ものの夜着を頭よりかぶせ、中門より庭へ通り候様に可_レ致旨、墓目にて可_レ射候、如何試に候得共、兼て心安候故望候と被_二仰候に付、さらばとて弓ひきめを取揃へ、側へ被_二置候、左候て手にはとられ候へども、頓て被_二差置_一候、何様の譯にていられざる事かと御亭主にも思召候處に、暫いたしめて被_二成候者參り、中門より内に足をふみ込候得共、夫より先へは中々通りがたく、身體難儀有り、得不_レ通段申候由、妙驗を被_二射候半と存候由、

○等破秋月晝の事

等破和尚は小根占園林寺住持にて、夜月の弟子に成晝をかゝれ、晝の位は秋月の半分にも無_レ之候、秋月より玉澗流口湖の八景を晝被_二送候處には傳り有_レ之候、永山權四郎彼地へ差越、八つの内いか様残り四枚はとも有_レ之候哉、致_二懇望_一候て持歸候、夜雨を

被_二晝候晝に、戲に「傲_二玉澗筆意_一」付_二與等破公_一入唐秋月と有_レ之、それは「見事にて珍物に候、外の三枚伊集院善太夫、町田七郎左衛門、自分へ配分被_レ致候、自分持候は先年磯へ進上いたし、權四郎所持は伊集院藏人殿無_レ據懇望に付遣候處、其後拂に出下町人買取候、此節雪舟の晝、右秋月も、且又井戸の茶わん御用に差上候、雪舟は類も有_レ之事にて、秋月の字晝は珍物、天下に有_レ少き物と咄にて候、外の二枚は拂物に出候哉、細田町人所持いたし候由、

○等藝の事

等藝は、日州福島の人にて、此御方御領の時なり、

○半身達磨の事

唐繪にも半身の達磨有_レ之候哉と尋候へば、有る物にて候、大徳の人は必半身可_レ書事に候、鏡に移り候像にて一圓像をなし、此内といはれ候、

○抹香の事

抹香は天竺に青蓮華有り、抹香其匂ひに似寄候由、夫に付て佛前に焼事の由、

○坂元養伯の事

坂元養伯は元左りぎきにて、夫を右に筆を取候故、不

自由に有_レ之由、兼て物語いたされ候よし、養朴流は大形取失ひ候、親父次郎兵衛と申す人、狩野弟にて傳兵衛と申、若年より親召列、狩野家へ參り被_二居候由、

○薩摩圓音坊の事

京都智積院へ圓音坊と申飛摩生産の僧有_レ之候處、自分より平生薩摩圓音坊と名乗られ候故、いづれもなせに左様に申かといへば、飛摩といはる物と、夫故薩摩といふと、其段太玄院様被_二聞召上_一、そうも云べきことなりと御構も無_レ之由、或人おまへの圓はまどかなると申字にて候哉と尋候へば、いやまつ角なる園の字、おんは具にかけば音、草に書ば音といはれ候由、智積院にても博識の骨切にて爲_レ有_レ之由、

○僧惠伯の事

僧の惠伯は市來衆中にて候、唐學并通事迄も稽古のため長崎に被_二遣置_一候、大通事被_レ致、隠居候榊素見に相付稽古いたし、其後爲_二後世_一南林寺塔司豪藏院へ住職被_二仰付_一候處をば、南林寺坑道和尚見付、自分脇寺へは通事僧有_レ之候、兼々いはれ候よし、

○心越禪師の事

光園公御招請にて、心越禪師日本へ渡り水戸へ住職にて、御多藝の人にて、能石印なども彫り、何事も不被致事はなき由、會下の僧物入有之候節、圓悟禪師の墨蹟及三兩度御拂のよし、いか様唐より持渡られ候よし、光園公より多藝成を御不審に思召、召仕の女房衆を傍へ被遣置及三ヶ年、色氣を去り何の仔細も無之に付、此上はとて兒小姓のやろうの樣成を又々被遣置候得共、是も同前にて、都合及六年計の寺の物とて、夫より大切に思召候由、

○曾我蛇足の事

曾我蛇足は、一休和尚參禪の弟子にて、一休も繪は蛇足へ御習ひ候よし、京都眞珠庵の座敷は、蛇足眞山水又は花鳥の繪にて見事に有之、扱龍は走り蛇足なし、それに蛇足と名付候は、いらん物と云事にて、能名付候事と咄にて候、古法眼も蛇足流を習ひ候よし、

○中院通村卿の事

通村卿は、歌道は勿論骨切の御人體にて候、後水尾院様御歌の御後見を被成候よし、

○王昭君の詩の事

町田七郎左衛門長崎へ御使者勤の節、大通事榊八右衛門へ王昭君の繪を書筈にて、其詩を頼越候、詩は「滿面胡沙滿鬢風、眉銷殘黛臉銷紅、愁苦辛懃憔悴盡、如今都似畫圖中」と有を書付遣候、八右衛門書候節、右詩を數遍吟涙を流し、よふも作り候、王昭君の姿を見る様に有之、是は誰の作にて候や、終に不及承といはれ候に付、白居易十八歳の時の作なりと被申候よし、

○鏡山詠歌の事

長崎唐金屋の娘、伊勢參宮の節鏡山を通り、一首、今しばしくもるともまた鏡山旅のやつれの影もはづかし」とよみ候、此歌京洛中取はやし候よし、

三曉庵隨筆 終

補三十幅 卷之九

和學 辨

東海先生傳

平維章東海人、字子文、其母夢奎宿入、懷身動初孕者、期而生子文、子文生九歲讀平語十二卷、遂取經傳與所謂四書者、亦立唯不求、時輩講習、旁通子史百家之語、博聞強記學無所主、少孤素羸、喜醫方術、師事李陰君、受其禁方、李陰君子文非常人也、乃謂曰、以子之材、何不官學乎、吾兒好學、子其教之、子文默然良久曰、敬諾、其兒則麟嶼菅先生是也、先生年十三治毛氏詩、爲博士、不能、髦子文常厚遇之、徂徠先生見子文、奇之、南郭金華之屬亦時稱之、於是學士大夫無不知子文者、菅先生西遊京師、子文與俱、見東涯先生、昆季五人者、踰年而還居、無

幾乃歎曰、成功之下不可久處、吾其罷乎、遂謝李陰君、氈座吳門下、帷授經、戶外屢滿矣、一塾師連牖三四年、遜席而相、遇於道、目若不相見者、子文知其猜忌而行、鳩毒也、先是子文游公卿間、名聲藉甚、小幡侯入朝召子文、問焉曰、寡人治國先生將何以教、子文對曰、不知也、無已則在君之與國政乎、臣賴天之靈苟不惰味六經、而下左氏、司馬子長、相如揚雄、枚乘蘇李、旁及陶謝而已、侯曰、善、適爲上客、歲時以穀幣餽之、大夫松原氏知其國士也、曰、葺爾小幡聘、東海先生社稷之福也、敝邑寡大夫某等不善待之乎、遂屬其二子於子文、使事之而受學焉、子文以恩禮之厚、客遊小幡、館定三月、聽與人之誦曰、東海之點實慰我心、諸大夫及其子弟敬重子文、客受其業、以悅先王之道、邑人滕利嗣二三兄弟相與切劘千古之事、蓋小幡之學自子文始、諸大夫留之歲餘、子文辭乃還、林公祭酒名重海內、子文文曰、此真吾所願從游也、林公聞之、召置門下、其貧

困月給俸錢使_レ之講_レ經於學、其宅力筆吏業、亦唯寒酸之士慕而觀_レ之且不能也、子文欣然有_二喜色_一、其意謂、章雖_二罷駑_一乎、自試之時也、學官弟子目_レ之爲_二老癡子_一、文夷然不_レ屑也、曰、吾而不_レ癡誰當_レ癡者、初子文不_レ畜_二妻孥家徒_一、四壁衣履之外靡_レ有_二長物_一、其爲_レ人滑稽善爲_二笑言_一、然合_二於道_一、始爲_レ詩喜_二穠麗_一、晚節稍放佳者、猶能令_二人解頤_一、又好_二天文占候風角隱術_一、誦_二律曆圖緯之言_一、著書數十萬言、考訂者百餘卷、嘗謂_レ人曰、吾沒身而後有_レ鮑魚之腥忘_二其臭_一者、傳誦_二其言_一、探察_二其心_一、必將_二爲_レ之撫_レ缶、命_二酒擊_レ節而歌曰、嗚々也久之、菅先生卒、子文號哭奔喪、會葬者皆爲_レ之揮_レ涕、後三年子文患_二疥歸_一松原氏、謁_二醫攻_レ之期、而不_レ瘳、醫餌之藥多_二眞珠丹砂諸怪物_一、劑錢至_二十數萬_一、松原氏捐_レ資給_レ之、積年之疾一朝都除、小幡侯承饋_二鼎肉與_二練帛_一、然不_レ以_二侯命_一將_レ之、以爲_レ使_二子文僕_一爾承拜_一也、非_二養_レ君子_一之道也、子文起而謝曰、父耶母耶松原氏耶、起_二死肉骨_一、嗚呼何人耶猶且

以_二狗馬病_一受_二國君之賜_一、譬若_二弊游衣裳_一、楚々身雖不_レ久爲人所_レ憐、章不_レ肖豈無_二結草之報_一乎、隲_二年病_一肺又歸_二松原氏_一、病劇且_レ死、滕利嗣等農夕省_二視松原氏_一、曰、先生以_二故舊窮老_一託_二身於我_一、義所_レ當_レ奉也、文尋卒、年五十四、

贊曰、人能知_二子文_一莫_レ能知_二子文_一、或謂老而貧、死而無_レ後、以爲_レ恨、云貧者士之常也、當_二何憂_一哉、望其壙、如也、宰如也、子文息焉、吁東海一山人、何以有_レ嗣乎、是故能知_二子文_一者莫_レ若_二松原氏_一也、

監生員井通熙 撰

和學辨卷上

東海 平維章子文撰

一、和學と云名目は、不通にすまぬ詞也、豈た_二すまぬ詞のみならんや_一、不通に當らぬ詞也、和歌と云も唐詩に對して云こと歟、是又すまぬ詞也、唐の世の人唐詩と云ことは不言也、萬葉集の和歌と云ふは、今いふとは少達の有やうに見ゆ、今の人、我國の故實を知るを和學と云ふは、我國を重にするは不相應なる名目也、我國の人の、我國の事を知るを和學といへば、とかく唐より下手になる也、漢に漢學の名目なく、唐に唐學の名目なく、朝鮮に朝鮮學と云ふ名目なし、唐に和學の職あるは、唐にて日本の事を學ぶ事也、朝鮮に和學の名目あるは、我國と行李往來多き故に、日本の事を學せる也、唐や朝鮮にて和學者の名目あるは、道理に叶ふ名目也、和國にて和學の名目はすま

ぬ事也、かやうの拙き名目も、五百年來といひながら、和學の名目は夫より近代の事也、かゝる詛のあることは、よく國體を知らねば氣がつかぬ者也、

一、ほの_二く_一と明石の浦の朝霧にと云歌は、小野篁の賦れし歌にて、人麻呂の歌に非ず、今昔物語に蘆隱岐へ流されし時、船中にて和田原八十島かけてこぎ出ぬと、ほの_二く_一との歌、二首をよめる事を記されたり、萬葉集に人麻呂の歌多く載られたれども、此歌は見えず、寛平延喜の頃、人麻呂の歌也と云ひ出せし人有しにや、又たしかなる證據なきことは、古今集を見よ、羈旅の部に、小野篁和田原とありて、其次に讀人知らずほの_二く_一と有り、其細注に、或人のいはく、此歌人麻呂がなりと有り、人麻呂の歌と慥に知れたるならば、讀人知らずと書べき謂もなし、又斯る細注もいらぬこと也、此時世上専ら人麻呂の歌也と云ひ觸せしと見えて、どちらへもかたつけぬ、讀人不知と書れし貫之の意を思ひはかるべし、大學頭藤原

敦光の人麻呂贊、載て朝鮮羣載に有れば、七百年來人麻呂に片付くることにて、人の請あはぬ事なれども、博物の君子はかゝる事をも知るがよしと羽倉齋いっさきの物がたりせられし、

一、つれづれの、はふれにたれど、又古歌に讀し、われ落にきなどのに假名は、皆助辭也、はふれたれども、落きと云ふてもすむ事也、かゝることを異様に思ふは、古書を知らぬ故のまよひ也、今いふうせにけり吞のみにけりなどは、うせけりのみけりなれども、常に聞馴たれば不思議にも思はぬは、馴來れるしるし也、
一、典藥は本都に一兩人ならでは無に、をしなべて御典藥と云ふは誤ならぬ、
一、神代の壽數、或三十六萬歲、或六十萬歲など、いかなる人云出せしにや、日本紀には皆省れたるは、編者の筆削最尊し、神といふも人なれば、人情に違は有まじ、若人情に遠く神仙の様ならば、あまり有がたき事はあらしかし、偶また異に二百歲三百歲生たる人は、ま

ま有る事も有べし、但し昔不合尊の八十萬歳の御長命にて、其御子の神武天皇にいたりて、俄に壽數の縮りしはいかにぞや、

一、俗説辨に、同名異人之部あり、誠に古を考るに益ある物也、然ども又謬誤なきにもあらず、桑原腹赤と都の腹赤を、同名異人と書れしは訛也、桑原腹赤後に姓を改め都と云ふ、三代實錄に見れば濟事也、蟠龍子國史を見ざるにはあざらまじ、早く書拔を手段にして、前後を見合なき故かくの如くの誤あり、其上屈支羅は和訓にあらずと云ふが如く、篇海を率爾に見て訛りし也、
一、罷在罷歸罷居はよし、罷出ると云ふ事は、今の入誤る事しはくなり、源氏物語や盛衰記等に罷出にけると書り、是は我家を出ることにてはなし、他家へ往て其家を出て、我家へ歸る事也、毛詩に食に退ることとは公よりすと云へり、
一、物をためす刀をためす、又ためしてみる等の、た

めしは試の字也、昔もかゝるためしあり、世々のためし・家のためしは例の字也、冰のためしは様の字也、今の人刀をためすに、様の字を書は訛ならん、

一、大和釋名に、雷の和訓をいかつちと云ふは、いかりて地に落る故怒土といふは、なりうがちたる註釋也、雷もとより形なし、怒て降るやら喜んで落るやら、推量にてはすまぬこと也、定めて郷黨篇朱子注、所言以敬天之怒と云に本ての説ならめど、あまりあてはめたる了簡也、是を以てみれば、近世和訓學者の一流出來て、さまざま牽強傳會世人を欺者多し、此頃榮草なぐさむと云和訓は如何と、和訓者に問ぬれば、なぐさつむの略語也と答ふ、其なぐさのなはいかんと問ぬれば閉口せり、
一、百人首の、夢の通路人目よくらんを、よくらんと濁て讀はあし、人目をよけるとは云へども、よげると濁はせず、古歌によぎてふけと賦るを見れば、濁りても妨なきやうなれども、よくらんは清て讀がよしと、予

が平安城に在し時、藤原詔卿勅解由小路の示されたり、よくるは除也、辟也、

一、梵語に水をあかと云ふ、然にあかのみづと云ふは重言也、
一、弱浦に潮滿來ればかたをなみ葦邊を指て田鶴鳴度る、此かたをなみを、世人ども男波と思ふは誤也、かたは濁にて干潟也、をは助辭也、如此事を知らずして、わかぬ浦は男波ばかりさすと云、他邦の人は格別、紀路の人にて、かく文盲なることを云はあやし、先歌の意は、潮が滿來る故に濁がなくなる、夫故田鶴の葦邊の方へ逃る也、萬葉集に濁を無美と書り、無の字に心を留て見るべし、平假名出來てより、歌人も文盲になりたる故、如此事をも知らずなりゆかなんは、口惜からずや、古歌に、
秋の野に萩かるをのこなはをなみねるやねりそのくだけでぞ思ふ
と云ふ事は、萩にて籬を結事に繩なしと云ふ事也、な